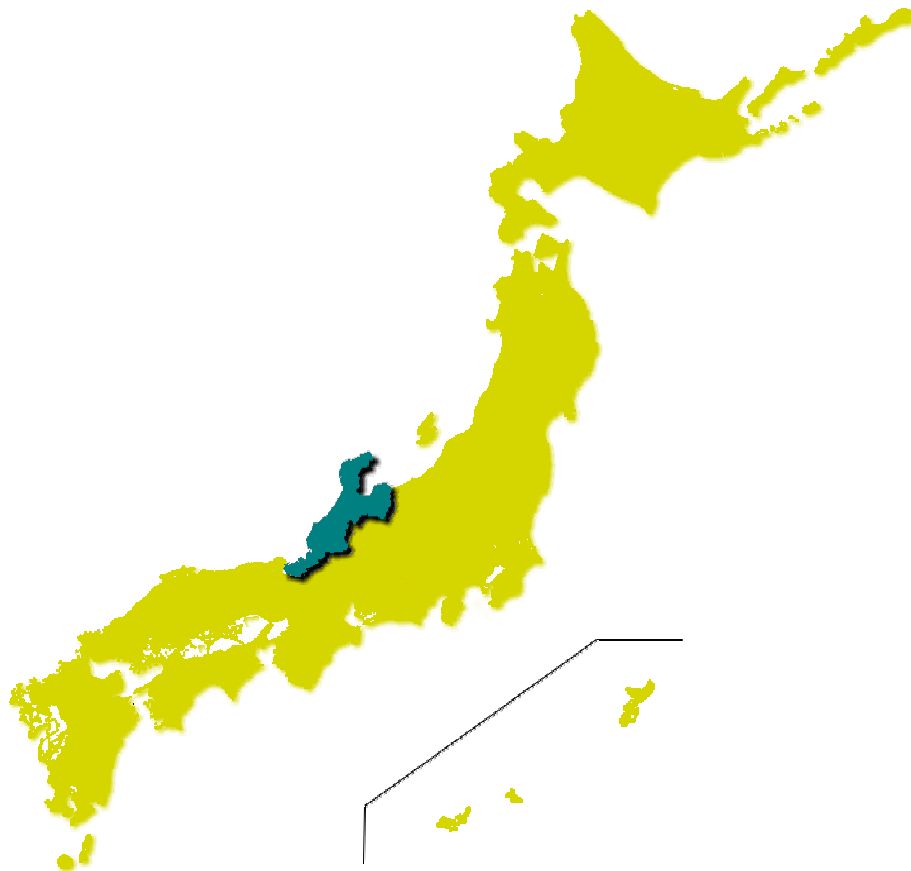


地域の活力を育む税財政制度等について



平成 1 9 年 2 月

北 陸 経 済 連 合 会

はじめに

「三位一体の改革」の実施や市町村合併の進展などを背景に、昨今、国と地方の税財政、組織・権限等の地方分権のあり方について、各界各層での議論が活発になっている。

北陸経済連合会では、平成 15 年に設立した「地域行政懇話会」での富山・石川・福井の北陸三県や日本政策投資銀行北陸支店との意見交換などを通じ、これまで地方分権のあり方を検討してきた。

さらに、昨年 1 月に策定した「第二次中期アクションプラン」(2006～2010 年度の 5 年間の活動方針)の中で「地方分権型社会システムの構築」を新たに活動方針の柱の一つと位置づけ、地域の主体性が真に発揮される分権改革のあり方、多様で自立的な広域ブロックからなる国土の構築に向けた地域連携のあり方等についての調査研究を行うこととした。

真の地方分権実現のためには、国と地方の役割分担の再整理・明確化と、地方の自主性が十分発揮できる安定した地方税財政制度の確立が必要であり、特に、地域間の税収格差が大きい現状を踏まえると、税の偏在・不均衡をどう是正するかが重要な課題である。

本書「地域の活力を育む税財政制度等について」は、当会の内部委員会である総合対策委員会において、地方分権改革の推進に向けて解決すべき主要課題と改革の方向性について財団法人北陸経済研究所および北陸電力株式会社の協力を得て検討を行い、その結果を提言としてとりまとめたものである。

地方分権は、地方自治体だけの問題ではない。地方分権とは、地域の企業や住民が地域の将来を自ら考え自ら治めることで魅力と活力あふれる地域を創造し、同時にその責任を自らが負うものである。

今、まさに広域自治体の形成に向けた議論が進展しつつある中、独自の伝統、文化を有する「北陸力」を確立していくことが強く望まれる。

本報告が地方分権改革に向けて進むべき海図となれば幸いである。

北陸経済連合会
総合対策委員会
委員長 北村 耕一郎

．地域の活力を育む税財政制度等について

< 目次 >

1．地方分権等をめぐる経緯と現状	
（１）地方分権等をめぐる経緯 -----	1
（２）地方分権等をめぐる現状 -----	2
ア．市町村合併 -----	2
イ．都道府県単位の連携（道州制） -----	4
2．地方分権等をめぐる課題	
（１）4つの課題 -----	6
3．地方分権等に対する提言	
（１）増税なき財政再建 - 歳出改革 -----	7
（２）地方財政基盤の強化 - 歳入改革 -----	10
ア．「ものづくり」による寄与度を反映した税配分ルールの構築 -----	10
イ．法人事業税分割基準における工場等の付加価値ウエイトの拡大 -----	12
ウ．北陸からの本社流出の防止 -----	14
（３）効果的な自治分権が行える広域自治体の形成 -----	15
ア．広域自治体に求められるもの -----	15
イ．広域自治体としての北陸三県のポテンシャル -----	16
ウ．北陸三県による広域自治体の形成を -----	16

1. 地方分権等をめぐる経緯と現状

(1) 地方分権等をめぐる経緯

平成 18 年 12 月 8 日、「地方分権改革推進法」(3 年間の時限立法)が成立した。今後、内閣府に「地方分権改革推進委員会」が設置され、地方分権を推進するために必要な法改正の検討が進められる予定である。

地方分権は、憲法に定められた地方自治の本旨¹に則り、国と地方が対等の関係で事務や事業を進めていくことができるよう、両者の関係を再構築しようとするものである。

地方分権推進の根底には、東京一極集中の是正がある。高度成長期以降、ヒト、モノ、カネが東京など大都市圏に集中していく中、神奈川県の前知事が「地方の時代」を打ち出し、大分県の前知事が「一村一品」運動を提唱するなど、国主導の行政システムを改め地方が独自に地域づくりを行うことができるよう、従来上下関係に近かった国と地方の関係を水平関係に改革するための努力がなされてきた。

これらを受け、国会においては、平成 5 年、衆参両院が「地方分権の推進に関する決議」を採択し、平成 12 年には「地方分権一括法」が施行された。

もう一つには、近年における国と地方の財政状況の悪化がある。国の長期債務残高は、平成 18 年度末には 605 兆円と地方交付税移転後における国の年間税収の 18 倍に上っている。

一方、地方においても、国ほどではないものの、18 年度末の長期債務残高は 204 兆円と地方の税収の 4 倍に上っている。

表 1 三位一体改革による影響額(総務省及び各県公表資料から北陸経済研究所作成)

三位一体改革(平成 16 年度～18 年度)	全 国	北陸三県
・ 国庫補助金改革	4.7 兆円(581 億円)
・ 上記に伴う税源移譲	3 兆円(530 億円)
・ 地方交付税改革(臨時財政対策債含む)	5.1 兆円(1,099 億円)

(注)全国は都道府県・市町村分、北陸三県は富山県、石川県、福井県の県分

¹ 地方自治の本旨 日本国憲法 92 条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定しており、地方自治の本旨は「住民自治」と「団体自治」とであるとされている。

この危機的状況を受け、国においては、平成 16 年度から、いわゆる「三位一体改革」を実施し、国庫補助金の削減と、それに見合う税源の移譲、そして地方交付税の縮減を実施している（前頁、表 1 参照）。

また、行政のスリム化・効率化も進められ、平成 13 年からは国の機関の独立行政法人化が始まり、郵政民営化も進められている。

そして、地方における効率化は、まず市町村合併となって現れた。

国においては、合併特例債の発行などの優遇措置を講ずるなどで市町村合併を積極的に進めた結果、平成 19 年 3 月末には、3,232 あった市町村が 1,804 に減少する見込みとなっている。

また、地方への事務移譲についても、中核市（北陸では金沢市と富山市が該当）や特例市（福井市が該当）という比較的規模の大きな市に対しては、県の事務の一部が既に移譲されている。

国としては、地方分権に当たり、まず住民の身近な事務は、できるだけ基礎的自治体である市町村が行うような仕組みを作り、その後、国から都道府県への事務や権限の移譲を考えている。

（ 2 ） 地方分権等をめぐる現状

ア．市町村合併

市町村合併が進んだ結果、北陸三県では、富山県が 10 市 4 町 1 村の 15、石川県が 10 市 9 町の 19、福井県が 9 市 8 町の 17 市町村と、大幅に市町村数が減少し、特に、富山県は全国で一番市町村数の少ない都道府県となっている。

このように市町村合併が進むことにより、特に政令指定都市や中核市、特例市を多く抱える都市圏においては、県の持つ役割が相対的に低下するという現象が起こってきた。

北陸においても、市町村の規模が大きくなれば事務遂行能力が高まり、今後県と市町村の役割分担が変化することも考えられる。

図 1 は、北陸三県の市町村を、横軸に人口（対数目盛）、縦軸に財政力指数²を用いプロットしたものである（平成 16 年度の数字なので、現在は合併した市町村もある）。

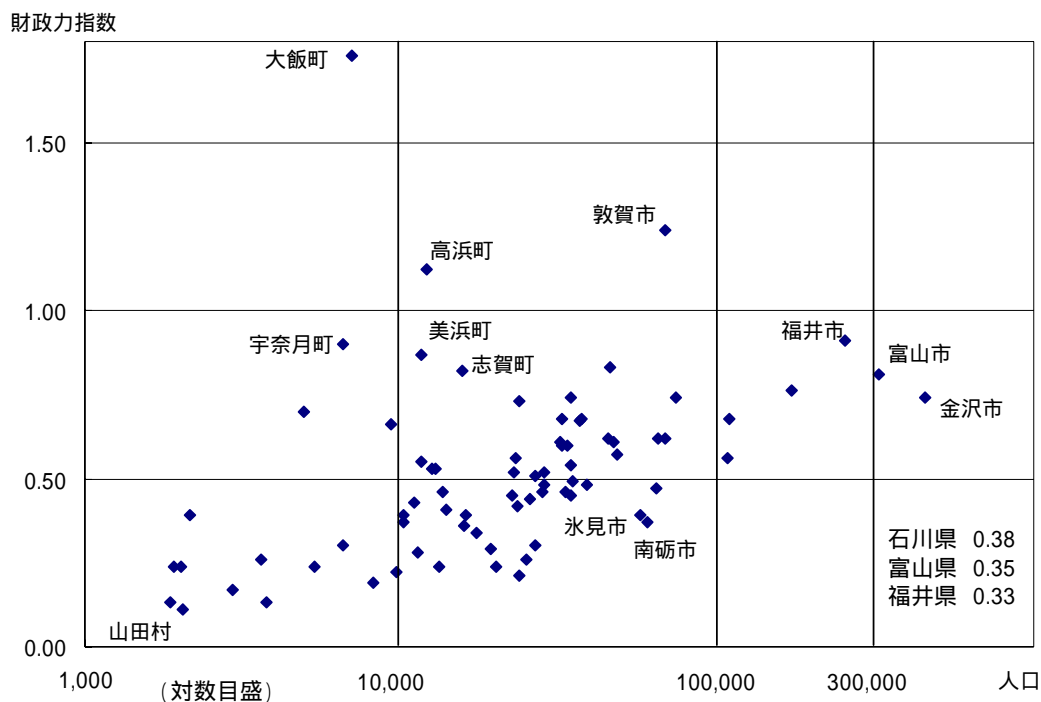
² 財政力指数 標準的な行政活動に必要な経費のうち、地方が独自で調達できる財源の割合を表したもので、これが 1 を超えている団体は「地方交付税の不交付団体」と呼ばれる（不交付団体であっても、災害復旧などで交付金が支出されることがある）。

一番財政力指数の高い福井県大飯町（現在は名田庄村と合併しておおい町）は 1.76、一番低いのは富山県山田村（現在は富山市と合併）で 0.11 と大きな差が生じている。

北陸で財政力指数が 1 を超えているのは、いずれも原子力発電所が立地している市町で、発電所からの固定資産税などが支えている。

なお、図の右下には県の財政力指数を示している。県と市町村では税目などが異なるため単純な比較はできないが、県は市町村に比べ財政基盤が弱い。

図 1 北陸三県と市町村の人口と財政力指数分布



人口：平成 12 年国勢調査 財政力指数：16 年度決算（各市町村資料）

市町村人口と財政力指数の関係を見れば、発電所が立地する市町や氷見市、南砺市など山間部や半島部分の市は別として、人口が増えれば財政力指数が高くなっており、市町村合併を進めることにより財政健全化を目指すことには意義があるものと考えられる。

なお、同様に、表 2(次頁参照)で各市町村の人口と人口一人当たりの歳出額を算出したところ、規模の小さい町村ではかなりのバラツキがあるものの、人口が大きくなるにつれてバラツキが小さくなり、39 万円程度で安定している。

したがって、市町村合併が財政面から行政の効率化に寄与していると窺える。

表2 北陸三県市町村の人口規模別一人当たり歳出額（平成16年度 千円）

人口規模	市町村数	平均	標準偏差	備考
～9,999人	17	979	632	
～19,999人	18	580	183	
～29,999人	13	451	155	
～49,999人	16	387	56	
50,000人～	12	391	80	南砺市を入れれば平均419 標準偏差127
	76	577	388	

人口：平成12年国勢調査 歳出額：16年度決算（各市町村資料）
 南砺市の歳出額は旧8町村の合計となっているため、上表の平均から除外。

イ．都道府県単位の連携（道州制）

平成18年2月、第28次地方制度調査会³が道州制の導入のあり方に関する答申を提出し、その中で国と道州と市町村の役割を整理し、併せて道州の区割り例を示している。



第28次地方制度調査会答申

（注）答申では「道州の区域は様々な考え方があり得る。区域例は地方支分部局に着目し、基本的に準拠したもの」とある。この区域例は例示であり、道州制の制度設計を踏まえて検討が必要

また、12月13日には、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」いわゆる道州制特区法が成立し、北海道を対象として道州制の試行が行われることとなった。

安倍首相は就任後の所信表明演説で道州制ビジョンの策定に言及するなど道州制導入に強い意欲を示すとともに、道州制担当大臣を新たに任命した。

³ 地方制度調査会 内閣総理大臣の諮問に応じ地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府におかれる委員会。委員は国会議員と地方六団体の各代表、学識経験者で構成される。

また、自民党では道州制調査会が党のマニフェストに反映させるための報告書づくりを進めている。

一方、全国知事会では、「道州制に関する基本的考え方」を平成 19 年 1 月 18 日にとりまとめた。

道州制については、今後、建設的かつ国民的な議論を深めていくことが必要であり、「区割り」を含め合意形成がなされるまでには、なお時間を要すると考えられるが、ここでは、「県の相関関係」に着目して、北陸三県の関係について若干の考察を試みた。

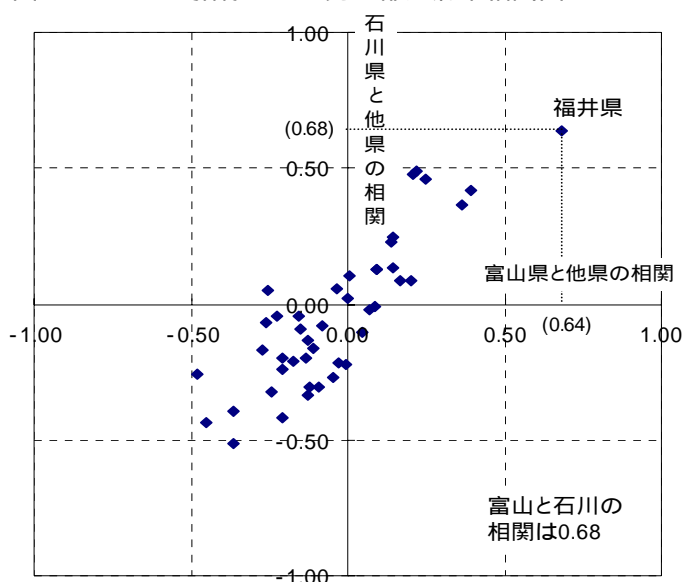
図 2 は、北陸三県の県としての性格が、他の都道府県とどのような関係にあるのかを統計的に見たものである。

「100 の指標」は、人口や産業、生活など 100 の統計指標の都道府県別順位を表したものである。

図は、100 個の指標をもとにそれぞれの都道府県間の相関係数を求めたもので、横軸は富山県と他の都道府県、縦軸は石川県と他の都道府県の相関係数である。

石川、富山とも福井県とかなり強い相関を有していること、それ以外の都道府県とは強い相関を示していないことがわかる。

図 2 「100 の指標」から見た都道府県相関図



「100 の指標 平成 17 年版」 富山県

つまり、北陸三県は、相互に似通った性格を持つとともに、他の都道府県とは異なる独自の性格を持っており、広域行政を考える際には、この点を前提として認識しておく必要がある。

2. 地方分権等をめぐる課題

(1) 4つの課題

前章では、地方分権等の経緯と現状を述べてきたが、その中で、今後、地方分権等を進めていくために解決すべき4つの課題が浮かび上がってきた。

一つは、国と地方が持つ膨大な長期債務の処理についてである。

「骨太の方針2006」では、2011年度には、国・地方の基礎的財政収支⁴（プライマリーバランス）を黒字化することが明記されている。

平成19年度予算では、景気回復による税収増等により、赤字幅は大幅に圧縮される見通しとなっているが、引き続き歳入・歳出面からの見直しを行い、過剰な債務を次世代に引き継ぐことを避けなければならない。

次は、国と地方の役割分担の整理である。どのような仕事を、どの行政体が担うべきか、といったことをきちんと整理したうえで、国の過剰な関与を廃止し、自治体や民間等の創意工夫を引き出す必要がある。特に、地域の活力を高めていくためには、現場に近い地方自治体において、地域の政策等を主体的に企画、実施できる「主体的決定権の確立」（＝自立）を図っていくことが必要である。

3番目は、県や市町村の権限や財源が脆弱であることである。地方が主体的に意思決定をしようとしても、権限面では、さまざまな法令や行政指導による縛りがあり、財源面では、国の関与が強い国庫支出金等に依存せざるを得ない現状では、地方の創意工夫が活かされにくい。

最後に、現在行われている道州制に関する議論において広域自治体の枠組み論が錯綜しているが、これは経済活動の範囲や実力と、公的活動、つまり行政の範囲や実力との議論が一緒になされていることにある。企業活動はもはや完全にボーダレス化しているが、行政活動は一定の区域を対象とした活動であり、住民自治という本旨に則って行政システムのあり方や区域を考えていく必要がある。

⁴ 基礎的財政収支 国債や地方債などの借入金を除いた歳入額と、過去の借入金の元利払償還金を除く歳出を比較したもの。

3. 地方分権等に対する提言

これらの課題を解決し、国、地方における改革を進めていくために、「地域の活力なくしては日本の成長なし」を改革の理念として再確認する。そして、地域が主体性を持って意思決定し実行していくことができる体制を作るための方策として、次の3点を提言としてとりまとめた。




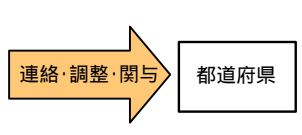
(1) 増税なき財政再建 - 歳出改革

地方の行財政改革、国や自治体の累積する長期債務への対応にあたっては、徹底した歳出削減を前提とし、増税なき財政再建を目指すことが大前提であるとする。

そして、そのためには、「民が担える活動は民へ、地方ができることは地方で」の観点に基づき、国と地方の関係も含め、行政の仕事や仕組みを大胆に変革していくことが求められる。

具体的には、現在、国と都道府県、市町村間で、ある部分は重複し、ある部分は関係があいまいになっている事務を整理し、国は国としての、地方は地方としての事務を、それぞれ独立して実施していく体制を作ることが必要である。そのためには、事務や事業の民間への移管、無駄な事業や重複する事業の廃止、国から地方への実質的な権限移譲などについて、国と地方の双方が協議して進めていくことが望まれる。

表3 国と都道府県の重複事務等

型		具体例	イメージ
分担型	2以上の都道府県にわたる場合は国が、都道府県の区域内の場合は都道府県が実施	・農業協同組合の設立認可	
	大規模・効果が広範囲なもの等を国が、それ以外を都道府県が実施	・道路・河川の管理 ・農地転用の許可等	
重層型	国が策定する全国的な指針等に従い、都道府県が計画等を策定するとともに実施	・野生鳥獣の保護	
	国が全国一律の基準を定め、これに従って都道府県が実施	・介護保険 ・義務教育	
重複型	役割分担が専属させられていない施策について、国と都道府県がそれぞれ実施	・地域産業振興施策 ・無料職業紹介	
	設置主体が限定されていない施設について、国と都道府県がそれぞれ設置	・大学・病院の設置管理	
連絡・調整・関与型	経由・連絡事務等を国が実施	・運転免許に関する公安委員会への通知	
	広域的な調整・関与を国が実施	・都市計画における線引きの協議 ・災害対策に関する総合調整	
	緊急時における指示等を国が実施	・新感染症に係る受診の指示	

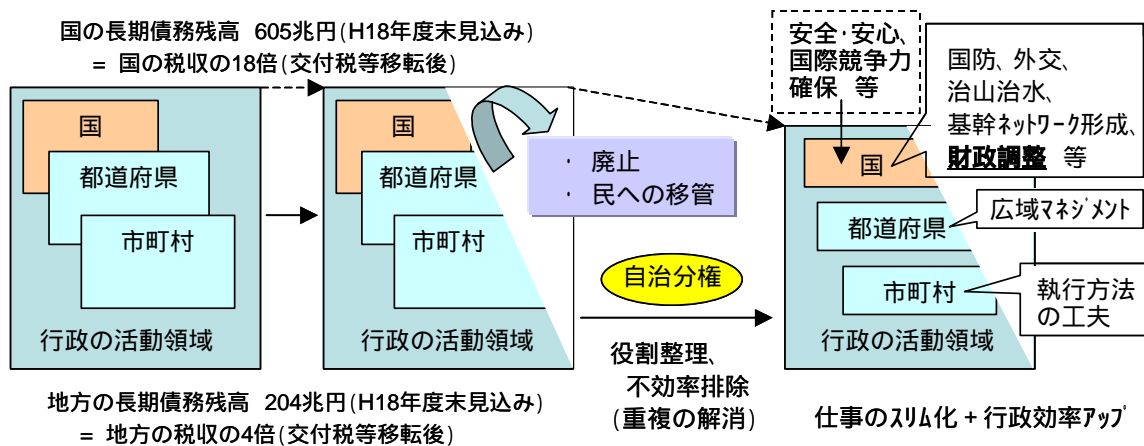
第28次地方制度調査会提出資料から抜粋

なお、歳出改革にあたっては、行政活動にかかわる会計情報等の一層の開示、比

較可能性の向上を図り、国と地方との役割分担を明確にし、国、地方の自主責任の下で改革を進めることができる体制づくりをすることが必要である。

望ましい役割分担として、国は国防、外交、大規模な治山治水など国でなければ実施が困難な業務を担当していくとともに、日本の国際競争力を確保する上で必要となる基幹ネットワークの形成（＝各地域の連携を支える高速道路、新幹線、情報通信基盤等）や地方の行政需要を支える財政調整は、国の責務として実施していく必要があると考える。

図3 歳出改革に向けた国と地方の役割分担の見直し



財政調整は国の責務

国民が等しく標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることは単一国家としての国の責務である。

そのため、地方交付税法は、地方団体が自主的な運営を行えること並びに地方団体の独立性を強化することを目的として、地方自治に必要な事務や事業と、それに必要な財源との均衡化を、国の事務として行うことを規定している。

また、主要国の多くは自主財源の保障や財政調整制度に関する規定を有しており、例えば、EUでは「ヨーロッパ地方自治憲章」(第9条:地方自治体の財源)において「制度的な財政均衡化の手続きあるいはこれと同等の手法が必要」と定めている。

今後、税源移譲が進められたとしても、完全に税の偏在性をなくすことは難しく、むしろ偏在性が拡大するとの指摘もある。いかなる税体系をとろうとも税収の偏在は避けがたく、国は、偏在する税収の是正・調整に関する仕組みの定期的な見直しなどを行っていかなければならない。

したがって、国は、地方自治の本旨に則り、これからも国の責務として財政調整を行っていく必要がある。

なお、表4に示した単一制国家のいずれもが財政調整制度を採用している。

表4 諸外国の財政調整制度等(単一制国家)

国名	日本	フランス	スウェーデン	イギリス
基礎自治体階層	県・市町村 (2層)	州・県・市町村 (3層)	県・市町村 (2層)	県・市町村 (1層2層混在)
人口	127,768千人 (2005)	61,680千人 (2004)	9,080千人 (2006)	59,230千人 (2002)
GDP	4兆5710億ドル (2005)	2兆0470億ドル (2004)	3,464億ドル (2004)	2兆2031億ドル (2005)
(人口1人当り)	35,798ドル	29,554ドル	38,500ドル	36,429ドル
国歳出額 (年度)	821,829億円 (2005)	290,893百万ユーロ (2004)	7,507億ユーロ (2005)	303,851百万ポンド (2003)
基礎自治体の自主 財源比率(注3)	0.549	0.608	0.739	0.184
地方税の税率権限	国が標準税率を定める	法律の範囲内で州が課税	県は自由な課税率権を持つが、国の関与あり	不明
財政調整制度の種類 (注4)	垂直的	垂直的	垂直的 & 水平的	垂直的
主な制度概要	地方交付税交付金	経常費総合交付金 ほか複数の交付金あり	税収均てん化交付金 需要均てん化交付金 構造調整交付金 など	「Grant」と呼ばれる 交付金または補助金
制度の特徴	地方の需要と収入から、不足額を算出し、国が交付する	地方における、住民1人当たりの担税力を国が補てん 財政需要に応じて国が補てん	一人当たりの課税標準から全国平均の課税標準額を減し、一定比率で乗じた額を国が交付 富裕自治体は、税の超過額を国に納め、交付金財源の一部とする	地方の需要と収入から不足額を算出し、国が交付する

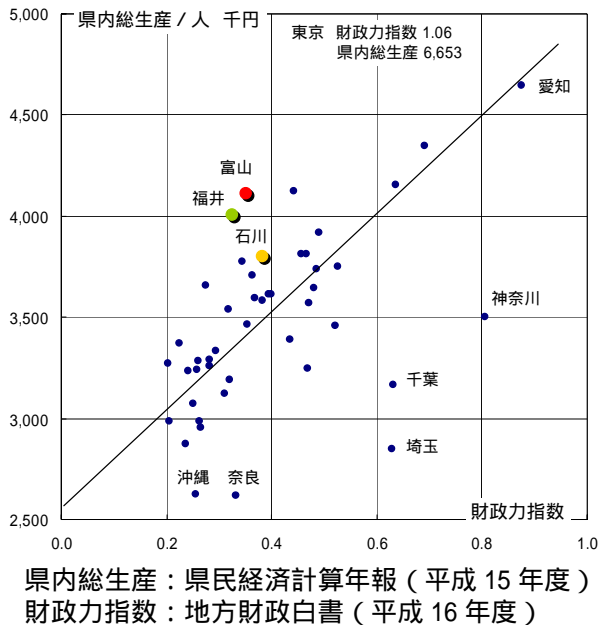
(注3) 自主財源：地方独自の財源（地方税・使用料手数料など） 国からの交付金等、地方債は含まない

(注4) 垂直的：あるレベルの政府から、異なる（通常は下位の）レベルの政府に対する財源移転

水平的：同一の政府レベルにおいて、財政力のある政府から財政力のない政府に対する財源移転

(2) 地方財政基盤の強化 - 歳入改革

図4 一人当たり県内総生産と都道府県の財政力指数



地方の主体性を確保するためには、地方に権限を移譲することと同時に自らの裁量で使える財源の充実が必要である。

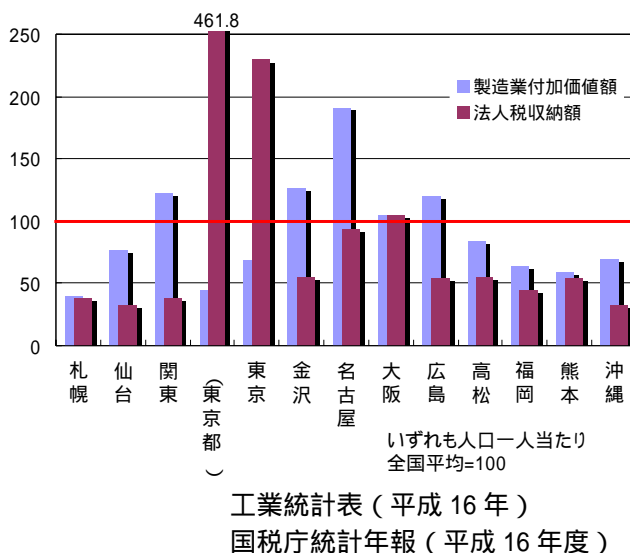
図4は、一人当たり県内総生産と都道府県の財政力指数をプロットしたものである。北陸三県はいずれも県内総生産に比較した財政力指数が相対的に低い。これは北陸三県においては、民間の持つ力が税収に正しく反映されていないことを示している。

地方が持つ自主財源⁵について

は、地方における経済活動の成果を正しく反映したシステムである必要があり、そのための方策を以下に述べる。

ア. 「ものづくり」による寄与度を反映した税配分ルールの構築

図5 製造業付加価値額と国税局別法人税徴収額



「ものづくり」は価値を産み出すための基本的な要素である。「ものづくり」は全国各地で行われているにもかかわらず、産み出された価値が東京に集中している。この原因は、現在の所得税制度では「ものづくり」の価値が本社中心に計測され、東京があたかも全ての価値を産出したかのように捉えられていることにある。

図5のとおり、一人当たり製造業

⁵ 自主財源 歳入は地方が自由に使える「自主財源」とそれ以外の「依存財源」に分けられる。前者は地方税や使用料・手数料など、後者は補助金や地方債、地方交付税などがあり、自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性を確保できるとされている。

付加価値額では金沢国税局管内の3分の1程度しかない東京都が、法人税収納額では9倍程度となっている。

バブル崩壊後の経済低迷の中で、日本が得意としてきた「ものづくり」が再び見直されており、北陸三県には「ものづくり」が盛んな地域という特長がある。

ここでは、税は産み出された価値に相応して負担されるべきとの観点から、価値の源泉である「ものづくり」に着目し、一定の仮定を置いた上で、税を価値の発生場所に再配分してみた。

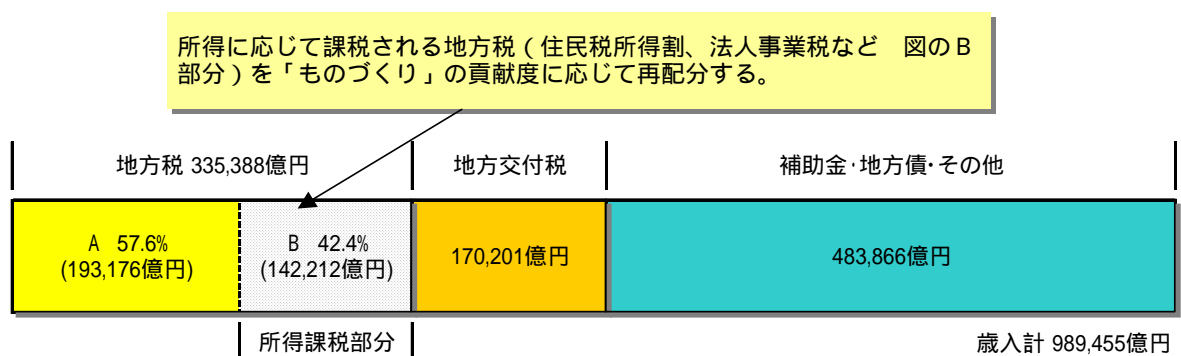
具体的には、現在、所得に応じて徴収されている都道府県税と市町村税を、「ものづくり」である農林水産業と製造業によって生み出された都道府県別付加価値に着目して再配分しようというものである。

ちなみに、地方税のうち所得に対して課税される税額は地方税全体の42.4%であることから、地方税の42.4%（図6のB）を、ものづくりの貢献度に応じて振り分ける。

結果を表5(次頁参照)に示している。北陸三県の地方税額は、現在の収入に比べ約729億円の増収となった（詳細は資料編に記載）。

これは、北陸三県の県と市町村を合計した地方税額7,889億円（平成16年度決算）の9.2%に相当し、現在の税額やシステムを一切変更することなく、地域が産み出した価値に応じて税を配分すれば、北陸地域の地方税収が約1割増加し、財政力が強化されることを示している。

図6 シミュレーションの概念



注：Aは住民税均等割、固定資産税、地方消費税、自動車税など所得以外に対して課される税

県民経済計算年報（平成15年度）

地方財政統計年報（平成16年度）

表5 シミュレーション結果（北陸三県計 図6のBを再配分 単位：億円）

	再配分前	再配分後	増減額	増減率%	備考
富山県	1,034	(1) 1,648	614	59.4	
石川県	1,142	1,251	109	9.5	
福井県	867	873	6	0.7	
計	3,044	3,772	729	23.9	

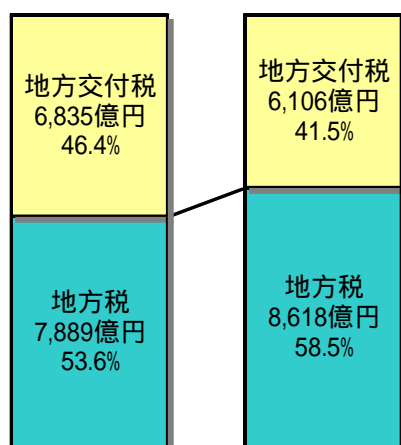
(1) 各県のものづくり貢献割合 × 全国の地方税変動部分額（142,212億円）

$$\text{各県のものづくり貢献割合} = \frac{\text{各県の第一次\&製造業由来付加価値額}}{\text{全国の第一次\&製造業由来付加価値額}}$$

製造業由来付加価値額：

商業、サービス業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業の
産出額のうち、製造業の中間投入額の割合を合計

図6-2 シミュレーション前後の北陸三県の歳入構造変化



なお、現在の地方財政システムでは、行政需要を一定とすると、地方税の増額分は概ね右図のように地方交付税の減額となり、北陸三県全体としての歳入額は変化しない。(北陸三県では平成16年単年度の財政力指数が0.49から0.55へ0.06ポイント増加)

本シミュレーションは、地方税総額を変えずに再配分しているため、いくつかの地方では税額が減となる場合もあるが、多くの地方では増額となる。

イ．法人事業税分割基準における工場等の付加価値ウエイトの拡大

法人に対する主な税としては、国税としての法人税、そして地方税では法人住民税と法人事業税があげられる。

このうち法人事業税は、平成16年度では税込4.1兆円で都道府県税全体の28.5%を占め、最大の税目となっている。

法人事業税は、大部分が法人の所得額に対して課税されるため、本社が所在する大都市に集中する。そこで税額の一部を、法人が有する工場・支社の数やそこに勤める従業者数に応じ地方毎に配分するなどして税の偏在性を減じている。これが「分割基準」と言われるもので、分割基準は、表6(次頁参照)のような変遷を辿ってきた。このうち製造業については、工場のFA化の進展等を受け、平成

元年度から従業者数を 1.5 倍して計算することとなっている。一方、平成 17 年度には、すべての産業で、従来行われていた本社の管理機構の半分を地方に按分する制度が廃止された。

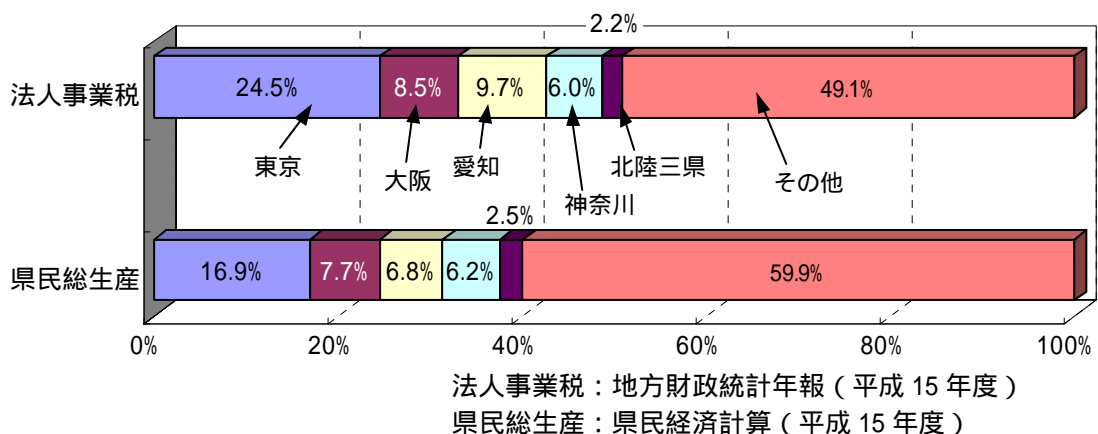
表 6 法人事業税の分割基準（改正の経緯）

	昭26年度	昭29年度	昭37年度	昭45年度	平元年度	平17年度	
銀行業 業 (証券業)	従業者の数	1/2を事業所数 1/2を従業者数		資本金1億円以上の法人の本 社管理部門の 従業者数につ いて1/2	証券業が追加	1/2を事業所数 1/2を従業者数 本社管理部 門の従業者数 1/2は廃止	
・通信業 ・小売業 入業等							
業		資本金1億円以上の法人の本 社管理部門の従業者数につ いて1/2		資本金1億円以 上の法人の工 場の従業者数 について1.5倍	本社管理部門 の従業者数1/2 は廃止		
鉄道業 業	軌道の延長km数						
倉庫業	1/2を固定資産 の価額 1/2を従業者数	固定資産の価額				昭47年度 1/2を発電所の固 定資産額 昭57年度 3/4 発電所 1/2を固定資産額 1/4 その他 の価額数	
供給業							

月刊「地方税」別冊 地方財務協会

図7で、東京都に事業活動の規模以上に法人事業税が集中しているのがわかる。製造業の生産性は、平成元年以降 4 割程度上昇しており、「ものづくり」を税に反映するため、製造業における分割基準については、「資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数について 1.5 倍」を 2 倍以上に引き上げるべきである。

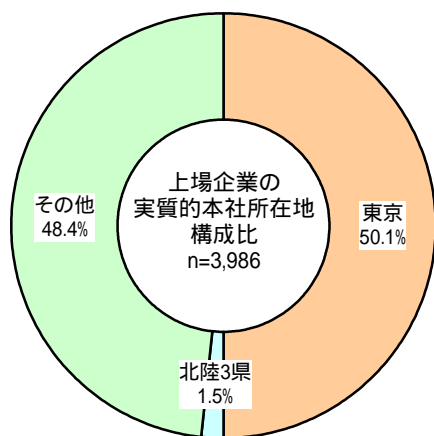
図 7 法人事業税と県民総生産の都道府県別シェア



ウ．北陸からの本社流出の防止

アやイで述べた手法は、現状の地方税総額を変更しない前提での税配分の見直しであるが、地方分権により国税から地方税への税源移譲が進んでいくと、「税がどの自治体で納税されるか」が地方の税収に直接かかわってくる。

図8 上場企業の実質的本社所在地構成比



日経会社プロフィール 2007年1月現在

現在も東京一極集中は是正されておらず、地方で創業した企業であっても成長の過程で本社を東京に移転するという流れが過去から続いている。北陸においても十数社の企業が、登記上の本社を首都圏等に移している。

本社の一極集中は日本だけの現象ではなく、本社機能を首都に保有することに多くの企業が有利性や合理性を認めている現実を考えると、この傾向は今後も変わらないものと認識しなければならない。

創業地を「アイデンティティ」と位置づけ東京から横浜に本社を移転する日産の例もあり、今後、創業地回帰・地方回帰の流れが加速することを期待したいところだが、現実的には、いったん東京に移転した本社を地方に呼び戻すことは非常に困難である。

北陸地方は、人口比では地方圏上位の上場企業(64社)を有する地方ではあるが、今後も本社機能を東京に移す流れが続くならば、それは税収減に直結し、当地方にとって看過できない問題となる。企業育成のための直接的な支援や努力が必要であることは言うまでもないが、加えて、企業にとって北陸の地がビジネス面、生活環境面において、本社機能を保持するに足る魅力ある地域であることが求められる。

一方、本社機能の中には、技術・研究開発、情報処理など必ずしも首都圏での立地にメリットがない部門もあり、最低限、本社機能の一部移転に留めることが出来れば、本社登記を北陸に残すという可能性が生じる。事実、複数本社制を敷き実質的な本社機能を東京に持つ企業で登記上の本社を地元置く例が北陸には十数社ある。

(3) 効果的な自治分権が行える広域自治体の形成

地域の活力の源泉は、当該地域を創造して行こうとする人々の活動にある。

地方分権改革は、中央政府による画一的な規制の体系を見直し、国家として国が果たすべき責務を除いて、執行の現場である県、市町村に意思決定権限を移譲することにより、行政効率の向上や現場における即応性等の向上を図るとともに、住民自治の仕組みを効果的に発揮させ、魅力と活力ある地域づくりを推進することにある。

市町村合併の進展により、今後、地域住民に対する身近な行政執行に係る権限は、現在の都道府県から基礎自治体である市町村に大幅に移譲される流れにある。

また、「行政」の活動領域についても、「行政」でなければ担うことが出来ない活動(=規制、新たな協働の仕組みづくり等)を除いて、新たな「公」の領域(=民間セクターによる公的活動やNPOによる地域づくり等)が拡大していくものと見込まれている。

現在の都道府県は、国が果たすべき国家戦略等に関わる広域的な課題を除いて、複数市町村に関わる広域的な課題に対処する力を高めていく必要がある。

ア．広域自治体に求められるもの

経済活動は既に県境、国境を越えており、活動成果は税として国、地方を支えている。今後、国はもとより地方においても広域自治体のあり方についての議論が進むものと思われる。

特に、強い経済圏、文化圏等を形成していくためには、地域づくりの主体となる住民意思を尊重した上で、従来の県、市町村の枠組みを超えた広域的な行政の仕組みを創造することが不可欠であり、広域自治体のあり方について、建設的かつ国民的な議論を行っていく必要がある。

【住民意思の尊重(例)】

- ・画一的ではない地域特性を活かした地域づくり
- ・行政に対する住民の監視、選択による自治の強化
- ・歴史、文化、地理的特性等の尊重
- ・効果的、効率的な行政活動の実現

【広域的に行うことが効果的な行政施策(例)】

- ・効率的な施設整備(社会資本の整備、維持等)
- ・産業振興(産業クラスター形成、広域観光)
- ・循環型社会の構築
- ・行政活動を支える人材育成、人的交流の促進

イ．広域自治体としての北陸三県のポテンシャル

北陸は、急速に発展している東アジア諸国と日本海を介して対面しているとともに、東京、名古屋、大阪の三大都市圏に対して扇の要に位置している。また、特色ある産業・技術の集積と豊かな自然環境、多彩な歴史・文化など多くの優れた地域特性を有し、特定の大都市に頼ることなく、日本と対岸諸国との結節点として更なる発展の可能性を秘めた地域である。

北陸三県の人口や経済規模は、世界に目を向ければ一國に匹敵する人口や経済規模を有している。また、アメリカやドイツには北陸三県の人口や経済規模と同等以下の州が半数近くあり、北陸は、十分に自立的に運営可能な広域自治体を形成できる規模である。

また、先に「100の指標」をもとに北陸三県に強い相関があり、過去から歴史、文化、産業、生活特性等において北陸三県が独自の圏域を構成していることを示したが、この独自性は、北陸三県に住む人々に強い一体感を醸成してきた。

北陸三県には、従来から、官民が一体となり「経済交流」、「観光」、「環境問題」などの様々な課題に対して広域的な取組みを推進してきた実績がある。

昨年7月に政令で定められた国土形成計画の広域地方計画区域の審議において、北陸地方は「小ぶりではあるものの国際競争に耐えうる自立発展のポテンシャルを持ち、確固たるまとまりを有する地方」と評価されたことは、前述した北陸三県の地域特性や可能性が広く認識された証しである。

ウ．北陸三県による広域自治体の形成を

既に、各地域においては、地域の活力創出に向けて、官民がさまざまな取組みを行っている。地方分権改革は、行政面における地域の主体性を高めると同時に、政策運営の結果は、地域住民による選択の結果として、それぞれの地域住民が受けいれなければならない。

地域間格差の拡大等に対抗していくためには、北陸の日本における位置づけと役割を明確化し、存在感を高め、他の地域との連携、交流を促進していける「より強い地域基盤」の構築が求められている。

北陸三県は、連携、協働を一層進め、広域自治体形成に向けての建設的な議論を深め、地図の中に、「世界に開かれた、産業・文化・交流の拠点としての北陸」を刻み、そのアイデンティティを確立していかなければならない。

資料編

< 目次 >

1 . 地方分権をめぐる経緯と現状補足資料（第 1 章関連）	
（ 1 ）地方自治に関する法律面からの整理	
ア . 憲法上の位置付け及び地方自治法上の位置付け -----	1
イ . 地方自治体を持つ権限と事務と財源 -----	2
参考 1 : 参考法令等 -----	4
参考 2 : 地方の歳入内訳（16 年度決算） -----	5
参考 3 : 法定 5 税の地方交付税への配分率の推移 -----	5
参考 4 : 人口一人当たり地方税と地方交付税額（15 年度決算） -----	6
参考 5 : 人口一人当たり地方債と国庫支出金額（15 年度決算） -----	6
参考 6 : 地方交付税の推移（都道府県 + 市町村） -----	7
参考 7 : 北陸三県市町村の実質公債費比率 -----	8
参考 8 : 実質公債費比率（都道府県・政令指定都市） -----	8
参考 9 : 地方債許可制となる実質公債費比率 18%以上の市町村数 --	9
ウ . 外国の地方自治制度 -----	10
参考 10 : ヨーロッパ地方自治憲章（抜粋） -----	12
（ 2 ）地方分権等をめぐるこれまでの経緯	
ア . 地方分権の歴史 -----	13
イ . 市町村合併 -----	14
参考 11 : 北陸の市町村と県の財政力等（16 年度決算） -----	16
参考 12 : 北陸三県各市町村の財政力指数地図 -----	18
ウ . 地方分権一括法 -----	19
エ . 三位一体改革 -----	20
（ 3 ）地方分権等をめぐる現状（国と地方の財政状況）	
ア . 国債及び地方債を中心とした財政事情 -----	22
イ . プライマリーバランス -----	23
参考 13 : 都道府県のプライマリーバランス（16 年度決算） -----	25

ウ．地方分権をめぐる最近の国と地方自治体の動き -----	26
エ．地方分権をめぐる民間サイドからの動き -----	28
2．地方分権等に対する提言補足資料（第3章関連）	
（1）歳出改革関連	
ア．国の関与をなくし地方の裁量による行政実現 -----	32
参考 14：法定受託事務（地方自治法で定められている事務）-----	34
参考 15：法定受託事務（同法施行令で定められている事務）-----	36
イ．地方自身が自立的な地域づくりへ向けて努力する仕組みづくり -----	38
ウ．地方の特色を活かせる地域振興策の実施 -----	38
（2）歳入改革関連	
ア．国庫補助金の廃止 -----	40
イ．地方への税源移譲 -----	41
ウ．地方交付税の見直し -----	43
エ．権限、税源の形式的移譲と実質的移譲 -----	44
オ．地域の努力が報われる税制（税再配分シミュレーション関連等）-----	44
参考 16：シミュレーション基礎数値及び結果数値 -----	51
参考 17：本社が北陸地域内から移転した主な会社 -----	56
参考 18：本社（本部）が併記してあるが、 北陸に登記上本社を置く会社 -----	57
（3）北陸地域の特性	
参考 19：100 の指標（富山県発行）に使用される項目一覧 及び北陸各県の順位 -----	58
参考 20：100 の指標から見た北陸地域の特性、相対的な位置づけ --	60

1. 地方分権をめぐる経緯と現状補足資料（第1章関連）

（1）地方自治に関する法律面からの整理

ア. 憲法上の位置付け及び地方自治法上の位置付け

地方自治は、憲法の第8章において次のとおり規定されている。

日本国憲法 第8章

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

憲法第92条により、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、「地方自治の本旨」に基づいて、必ず法律で定めなければならないとされている。

「地方自治の本旨」とは、国の官庁がこれに関与することなく、国から独立した団体である地方公共団体に移譲すること（「団体自治」）、及びこれらの行政を地方の住民自らの責任と負担において処理すべきこと（「住民自治」）を意味するとされている。（松本英昭著『逐条解説地方自治法』、田中二郎著『要説行政法（新版）』より）

また、憲法第93条においては、地方公共団体が議会を設置し、首長及び議会議員をその住民が直接選挙すること（「住民自治」）が、第94条においては、財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができること（「団体自治」）が規定されている。

このことから、地方自治は住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づくもので、国の関与は無いものと思われる。しかし、その組織と運営に関する事項は、法律でこれを定める（第92条）とあり、総務省が所管する地方自治法をはじめとする各種法律において規定されている。

したがって、現在の地方自治は、憲法において根拠を有するものの、その内容については、法律の範囲内の自治であるとされている。

なお、地方自治法第1条にある「地方自治の本旨」とは、憲法にある「地方自治の本旨」と同語、同義語とされ、地方自治の根拠と解釈されているが、一方、同法第2条において、国から地方への委託事務「法定受託事務」が事細かに規定されている。

イ. 地方自治体が持つ権限と事務と財源

地方自治体の事務は、地方自治法を基幹とする法律によって定められており、「自治事務」と「法定受託事務」に区分することができる。

「法定受託事務」とは、地方自治法第2条第9項を根拠とした、同法別表第一及び第二に掲げられている事務のことで、国から地方自治体への「委託事務」である。

「自治事務」とは、地方自治体が行う事務のうち、「法定受託事務」以外の事務のことである。

都道府県が担う事務のうち、2割から3割程度が自治事務で、残り7割から8割は法定受託事務であるとされ、事務の執行に関して、法令によって事細かな関与がなされている。

平成12年に地方分権一括法が施行され、「機関委任事務」が廃止されるなど、地方自治に関する国と地方の関係が、「対等協力関係」へと変わったとされているが、これについては次節以下で詳しく述べる。

地方自治体の財源は、「地方税」「地方交付税交付金」「国庫支出金」「地方債」と大きく4項目に分類できる。

i) 地方税は、主なものとして、都道府県の場合、「道府県民税」「事業税」「地方消費税」など、市町村の場合、「固定資産税」「市町村民税」などである。

地方税に関しては、国の法律で定められている「法定税」と、地方が独自に徴収できる「法定外税」があり、また、所得税や住民税のように、使用目的を限定しない「普通税」と、都市計画税のように使用目的を限定される「目的税」がある。

なお、地方分権一括法の施行前は「法定外目的税」は設定不可、「法定外普通税」も国の許可を必要としたが、現在は、両者とも国（総務大臣）との協議によって設定できる。

しかし、実際の税収は少なく、例えば、法定外普通税の場合、総額（平成

図1 法定外税の例

法定外普通税の例	法定外目的税の例
核燃料税(福井県、石川県他) 核燃料価格の10%(福井県の場合) 16年度税収13,921百万円(合計)	東京都宿泊税 宿泊料金に応じて100円と200円 16年度税収1,163百万円
神奈川県臨時特例企業税 資本金5億円以上の赤字企業に対し、 課税標準額の2% 16年度税収15,591百万円	富士河口湖町遊漁税 遊漁券を購入する際 200円 16年度税収34百万円
熱海市別荘等所有税 別荘等の延べ面積㎡当たり650円 16年度税収561百万円	富山県森づくり税(H19年) 個人年500円、法人年1,000～40,000円 平年度税収3.3億円程度
総額(16年度決算)461億円 税収に占める割合は0.14%	総額(16年度決算)55億円 税収に占める割合は0.017%

平成18年版地方財政白書及び各都県
 財政担当課資料から北陸経済研究所作成

16年度決算) 461億円で、全税収に占める割合は、0.14%と微々たるものである。

ii) 地方交付税交付金とは、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、タバコ税)の一定割合を、地方の財政力に応じ配分する交付金のことである。どの地域に住む国民にも、一定の行政サービスが受けられるよう、用途は定められておらず、地方の固有財源とされている。

地方交付税交付金は、その総額を「普通交付税(94%)」と「特別交付税(6%)」の2つに分ける。

各団体が受け取る「普通交付税」の額は、各地方公共団体が算出する「基準財政需要額」から「基準財政収入額」を減じた額である。

図2 地方交付税算定式

$$\boxed{\text{普通交付税交付基準額}} \quad (\text{財源不足額}) = \left[\begin{array}{l} \diamond \text{基準財政需要額} \\ (\text{標準的な財政需要}) \end{array} - \begin{array}{l} \blacklozenge \text{基準財政収入額} \\ (\text{標準的な財政収入額}) \end{array} \right]$$

$$\diamond \text{基準財政需要額} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

(測定単位1当たりの費用) (人口、面積等) (寒冷積雪の差等)

※各種の補正係数は、各団体毎の自然条件や社会条件等の違いによる財政需要の差を反映するもの

$$\blacklozenge \text{基準財政収入額} = (A + B) \times 75\% + (C + D)$$

A 標準的税収入(市町村の税交付金を含む)
 B 減税補てん特例交付金
 C 地方譲与税等
 D 児童手当特例交付金

特別交付税は、災害等のための特別財政需要がある場合や、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要がある自治体に配分される。

iii) 国庫支出金とは、国から地方へ支出されるもので、「国庫負担金」「国庫委託金」「国庫補助金」がある。

- ・国庫負担金は、国と地方に共通の利害関係がある事業に対して、国が負担するもので、義務教育費国庫負担金や生活保護費国庫負担金などがある。

- ・国庫委託金は、本来は国が行うべき事務を地方に委託する事業に対して、経費の全額を国が負担するもので、国会議員の選挙や国勢調査などがある。

- ・国庫補助金は、地方が行う事務で、国がその実施を奨励する事業などに対して国が必要と認めたときに支出されるもので、公共事業(補助事業)など多くのものがある。

国庫支出金のうち、特に国庫補助金に関しては、国が「要綱」を定め、地

方からの「申請」を「許可」という流れを持ち、その執行に関しては国の裁量が極めて大きい。また補助金は用途や内容が細かく決められているため、地方の独自性を発揮することができず、その上、交付申請から完了報告・検査までの間に地方は膨大な書類を作成する必要がある。

iv) 地方債とは、地方自治体の「借金」にあたるもので、基本的には地方の発展に不可欠な社会基盤整備等の公共事業に充当される。

地方債については、以前は国（総務大臣）の許可制であったが、平成 18 年度からは、国との協議で発行できるようになっている。

地方が持つ権限については、地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止されたこと、法定外目的税を設定できることになったことなど、地方の裁量が増し、地方自治の本旨に基づいた改革であったといえる一方で、法定受託事務が新たに導入されるなど、依然として国の関与が残っている。

参考 1 参考法令等

○地方財政法

（地方財政運営の基本）

第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。

○参議院憲法調査会ハンドブック — 「日本国憲法に関する調査報告書」

（平成 17 年 4 月 20 日 参議院議長に提出）

(29)地方財政（第 94 条関係）

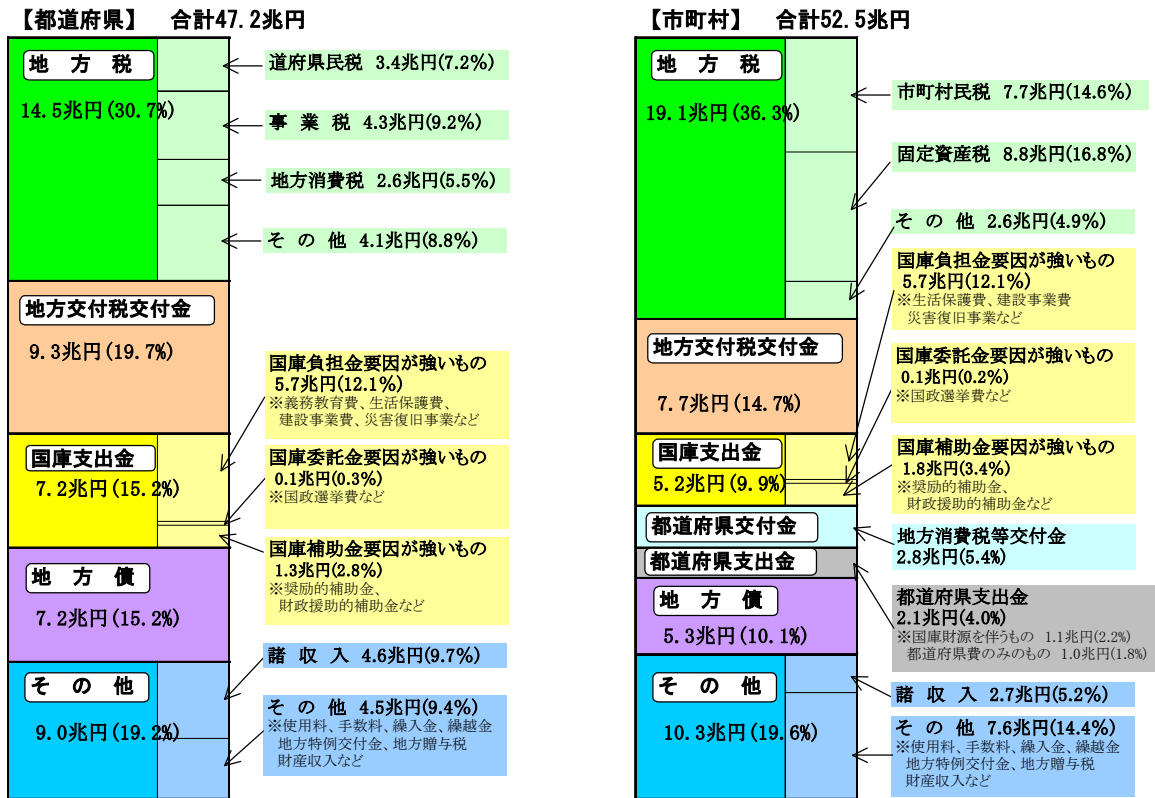
国と地方の対等な関係を実現し、地方が真に自立するためには、健全な財政基盤が不可欠であることは、共通の認識であった。

（報告書 202～204 頁）

我が国の憲法には地方財政に関する規定はありませんが、主要国では自主財源の保障や財政調整制度など、踏み込んだ規定を有するものが多くあります。本調査会では、国と地方の対等な関係を重視し、地方が真に自立するためには、健全な財政基盤が不可欠であるとされました。

この共通認識に基づき、課税自主権・財政自治権、国の財政調整義務等についても「地方自治体に課税自主権・財政自治権を憲法上保障し、必要な財源を自らの責任と判断で調達できるようにすべきであり、課税自主権には税目・税率の決定を含めるべき」などの意見が出されました。

参考2 地方の歳入内訳（平成16年度決算） 地方財政白書

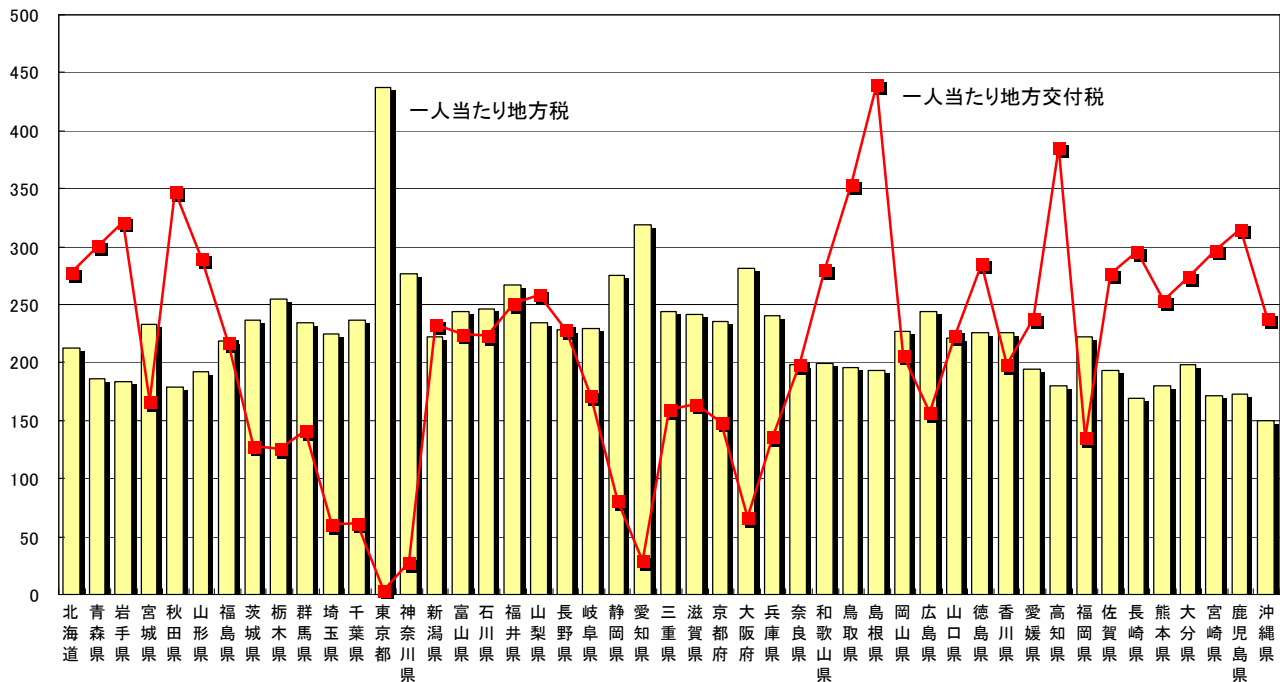


参考3 法定5税の地方交付税への配分率の推移

年度	主なできごと	地方交付税率(%)					地方交付税 高上げ額
		所得税	法人税	酒税	たばこ税	消費税	
昭和 63		32	32	32	—	—	△ 0.1
平成 1	消費税導入、補助負担率の見直しに伴うたばこ税の地方交付税化	↓	↓	↓	25	24	△ 0.9
2		↓	↓	↓	↓	↓	△ 1.5
3		↓	↓	↓	↓	↓	△ 1.6
4	経済対策	↓	↓	↓	↓	↓	△ 0.9
5	3次にわたる経済対策、公共事業に係る補助負担率の恒久化	↓	↓	↓	↓	↓	△ 0.5
6	6兆円減税と減税補てん債(赤字地方債)の発行、阪神・淡路大震災	↓	↓	↓	↓	↓	2.9
7	経済対策	↓	↓	↓	↓	↓	3.1
8	財源不足5.8兆円	↓	↓	↓	↓	↓	4.1
9	財政構造改革元年予算、消費税率引上げと地方消費税導入	↓	↓	↓	↓	29.5	2.0
10	総合経済対策、緊急経済対策	↓	↓	↓	↓	↓	1.9
11	恒久的な減税の実施、財源不足10.4兆円、経済新生対策	↓	32.5	↓	↓	↓	8.5
12	財源不足9.9兆円、日本新生のための新発展政策	↓	35.8	↓	↓	↓	8.1
13	財源不足10.6兆円、臨時財政対策債発行	↓	↓	↓	↓	↓	6.5
14	改革断行予算、地財計画規模も前年度比初の減	↓	↓	↓	↓	↓	6.9
15	三位一体の改革の芽出し、過去最大規模の財源不足13.4兆円	↓	↓	↓	↓	↓	7.5
16	三位一体の改革の実質初年度 (補助金1兆円削減、所得譲与税等の創設)	↓	↓	↓	↓	↓	5.7
17	三位一体の改革 (補助金1.8兆円削減、税源移譲等1.1兆円)	↓	↓	↓	↓	↓	4.9
18	三位一体の改革 (補助金4.7兆円、税源移譲3兆円、交付税改革5.1兆円)	↓	↓	↓	↓	↓	3.4

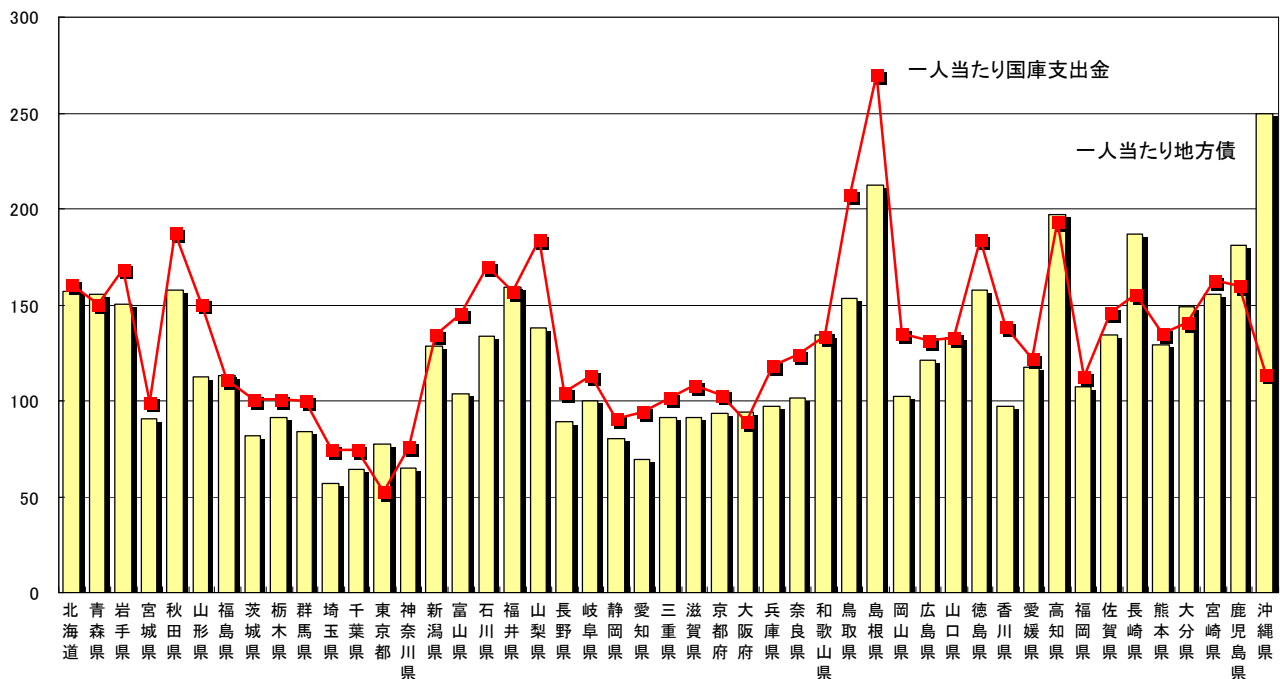
地方交付税制度研究会編 平成18年度地方交付税のあらましより

参考4 人口一人当たり地方税と地方交付税額（平成15年度決算 千円）



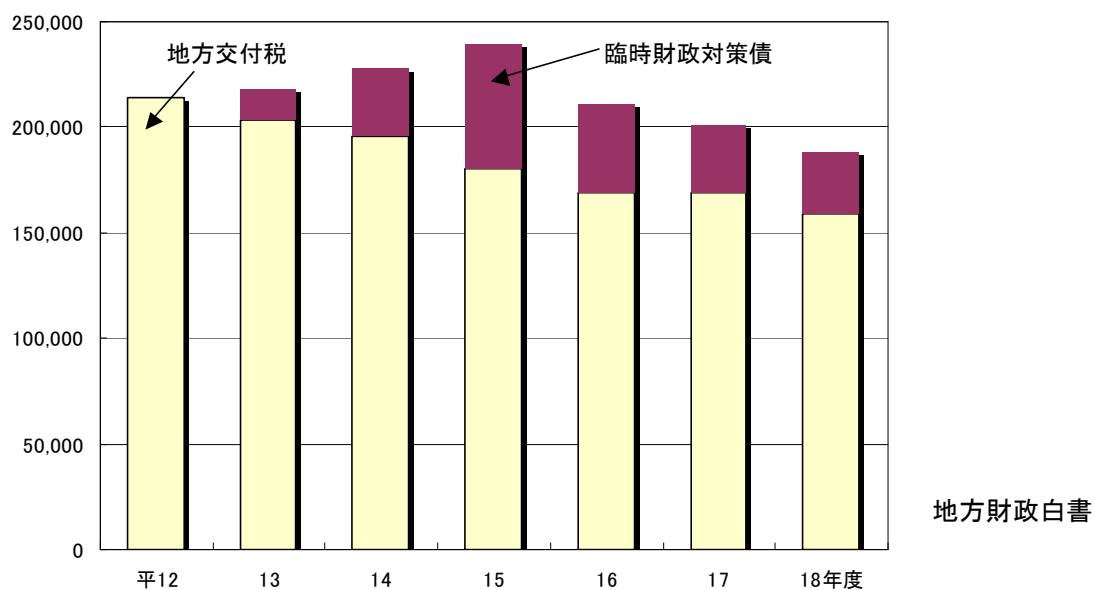
地方財務統計年報

参考5 人口一人当たり地方債と国庫支出金額（平成15年度決算 千円）



地方財務統計年報

参考6 地方交付税の推移（都道府県＋市町村 億円）



臨時財政対策債

平成13年度から、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、地方財政法第5条の特例となる地方債として臨時財政対策債を各地方公共団体において発行している。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、また、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うため、地方交付税に準ずるものとして取り扱われる。

参考7 北陸三州市町村の実質公債費比率（％）

市町名	指数	市町名	指数	市町村	指数
富山市	11.3	能美市	9.3	おおい町	2.1
高岡市	12.9	中能登町	10.6	大野市	12.1
入善町	13.0	野々市町	13.4	南越前町	12.4
朝日町	14.7	川北町	14.1	敦賀市	12.6
射水市	14.8	羽咋市	14.8	美浜町	13.1
小矢部市	15.5	志賀町	15.5	若狭町	13.1
立山町	16.5	宝達志水町	15.9	高浜町	13.2
魚津市	16.8	金沢市	16.0	福井市	13.8
氷見市	16.9	内灘町	17.1	勝山市	14.0
南砺市	17.2	津幡町	18.8	坂井市	14.1
上市町	17.2	珠洲市	18.9	池田町	14.5
砺波市	17.7	輪島市	18.9	鯖江市	15.7
舟橋村	17.9	かほく市	19.4	越前市	17.0
滑川市	18.8	加賀市	19.4	永平寺町	17.3
黒部市	19.3	小松市	19.4	小浜市	17.4
		穴水町	19.7	あわら市	17.6
		白山市	19.8	越前町	24.1
		七尾市	20.3		
		能登町	22.5		

(注)
網掛けは、地方債
許可となる実質公
債費比率が18%
以上の自治体
(参考8も同じ)

平成15年度から17年度の3ヵ年平均値
各県財政担当課資料

参考8 実質公債費比率（都道府県、政令指定都市 Ⅰ）

都道府県	指数	都道府県	指数	都道府県	指数	政令指定都市	指数
北海道	19.9	富山県	14.9	鳥取県	13.0	札幌市	13.9
青森県	14.1	石川県	12.0	島根県	17.9	仙台市	19.1
岩手県	14.5	福井県	15.1	岡山県	18.8	さいたま市	12.3
宮城県	15.2	山梨県	13.0	広島県	16.0	千葉市	23.0
秋田県	16.2	長野県	20.2	山口県	12.8	川崎市	17.9
山形県	15.4	岐阜県	13.0	徳島県	14.9	横浜市	23.3
福島県	12.6	静岡県	13.0	香川県	14.5	静岡市	15.3
茨城県	15.8	愛知県	12.4	愛媛県	12.4	名古屋市	20.6
栃木県	15.9	三重県	12.3	高知県	17.4	京都市	18.1
群馬県	10.6	滋賀県	13.8	福岡県	13.7	大阪市	17.5
埼玉県	15.3	京都府	10.3	佐賀県	17.0	堺市	13.6
千葉県	14.0	大阪府	15.6	長崎県	12.5	神戸市	24.1
東京都	17.1	兵庫県	19.6	熊本県	14.9	広島市	21.7
神奈川県	10.4	奈良県	14.0	大分県	14.1	北九州市	11.6
新潟県	14.5	和歌山県	10.8	宮崎県	12.2	福岡市	21.9
				鹿児島県	16.0		
				沖縄県	11.7		

平成15年度から17年度の3ヵ年平均値（速報）
総務省資料

参考9 地方債許可となる実質公債費比率18%以上の市町村数

団体名	18%未満 A	18%以上 B	B/(A+B)	団体名	18%未満 A	18%以上 B	B/(A+B)	団体名	18%未満 A	18%以上 B	B/(A+B)
北海道	111	68	38.0	富山県	12	3	20.0	鳥取県	14	5	26.3
青森県	19	21	52.5	石川県	9	10	52.6	島根県	3	18	85.7
岩手県	24	11	31.4	福井県	16	1	5.9	岡山県	18	11	37.9
宮城県	29	6	17.1	山梨県	23	5	17.9	広島県	16	6	27.3
秋田県	19	6	24.0	長野県	56	25	30.9	山口県	14	8	36.4
山形県	18	17	48.6	岐阜県	39	3	7.1	徳島県	19	5	20.8
福島県	43	18	29.5	静岡県	35	6	14.6	香川県	13	4	23.5
茨城県	40	4	9.1	愛知県	60	2	3.2	愛媛県	17	3	15.0
栃木県	31	2	6.1	三重県	27	2	6.9	高知県	20	15	42.9
群馬県	32	7	17.9	滋賀県	23	3	11.5	福岡県	65	2	3.0
埼玉県	67	3	4.3	京都府	19	8	29.6	佐賀県	19	4	17.4
千葉県	47	8	14.5	大阪府	37	4	9.8	長崎県	23	0	0.0
東京都	60	2	3.2	兵庫県	27	13	32.5	熊本県	44	4	8.3
神奈川県	31	2	6.1	奈良県	21	18	46.2	大分県	18	0	0.0
新潟県	26	9	25.7	和歌山県	23	7	23.3	宮崎県	27	4	12.9
								鹿児島県	34	15	30.6
								沖縄県	33	8	19.5
								合計	1,421	406	22.2

実質公債費比率 = ((A+B) - (C+D)) / (E-D)

A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの

C : 元利償還金等に充てられる特定財源

D : 基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E : 標準財政規模

※ 標準財政規模 = 標準税収入額 + 普通交付税の額

平成15年度から17年度の3カ年平均値
(速報) ※政令指定都市を除く
総務省資料

ウ. 外国の地方自治制度

諸外国の地方自治における、「国から地方への財政調整機能」「起債の制限(中央政府の関与)」などについてまとめる。

国名		日本	フランス	スウェーデン
体制		単一制国家	単一制国家	単一制国家
基礎自治体階層		県・市町村(2層)	州・県・市町村(3層)	県・市町村(2層)
人口		127,768千人(2005)	61,680千人(2004)	9,080千人(2006)
面積		377,899k m ²	547,000k m ²	450,000k m ²
GDP		4兆5710億ドル(2005)	2兆0470億ドル(2004)	3,464億ドル(2004)
(人口1人当たり)		35,798ドル	29,554ドル	38,500ドル
対GDP比	一般政府総支出(注1)	37.3%	54.4%	57.1%
	地方税(注2)	6.7%	4.4%	16.1%
	国税	9.2%	18.6%	27.8%
国歳出額(年度)		821,829億円(2005)	290,893百万ユーロ(2004)	7,507億クローナ(2005)
基礎自治体の自主財源比率(注3)		54.9%	60.8%	73.9%
地方税の税率権限		国が標準税率を定める	法律の範囲内で州が課税	県は自由な課税率権を持つが、国の関与あり
財政調整制度の種類(注4)		垂直的	垂直的	垂直的制度と水平的制度
主な制度概要		地方交付税交付金	経常費総合交付金 ほか複数の交付金あり	税収均てん化交付金 需要均てん化交付金 構造調整交付金 など
制度の特徴		地方の需要と収入から、不足額を算出し、国が交付する	地方における、住民1人当たりの担税力を国が補てん 財政需要に応じて国が補てん	一人当たりの課税標準から全国平均の課税標準額を減し、一定比率で乗じた額を国が交付 富裕自治体は、税の超過額を国に納め、交付金財源の一部とする
地方債の制度		国と協議	自由	不明

(注1)一般政府とは、国・地方及び社会保障基金といった政府あるいは政府の代行的性格の強いものの総体(独立の運営主体となっている公的企業を除く)(数値は2004年度)

(注2)国内における総地方税

イギリス	カナダ	ドイツ	アメリカ
単一制国家	連邦国家	連邦国家	連邦国家
県・市町村(1層2層混在)	州・市町村(2層)	州・市町村(2層)	州・市町村など(多層性)
59,230千人(2002)	30,750千人(2000)	82,450千人(2005)	281,420千人(2000)
243,000k㎡	9,985,000k㎡	357,000k㎡	9,628,000k㎡
2兆2031億ドル(2005)	1兆0985億ドル(2005)	2兆9066億ドル(2005)	11兆7343億ドル(2004)
36,429ドル	34,040ドル	35,264ドル	37,622ドル
44.1%	39.4%	47.7%	36.0%
1.6%	12.1%	10.3%	8.9%
27.6%	11.7%	10.8%	10.8%
303,851百万ポンド (2003)	181,340百万ドル (2000)	255,600百万ユーロ (2004)	2,292,215百万ドル (2005)
18.4%	82%	98.1%	74.8%
不明	州は自由な課税権を持つ	国の同意を必要とする	州は自由な課税権を持つ
垂直的	垂直的	垂直的制度と水平的制度	なし
「Grant」と呼ばれる交付金または補助金	平衡交付金 ブロック補助金	共同税、州間財政調整 補充交付金	—
地方の需要と収入から不足額を算出し、国が交付する	1人当たりの担税力を算出し、代表的5州の1人当たり平均の差額を国が補てん	共同税を、国と地方で一定割合配分し、各州の財政力測定値を算出し、州間で財政を調整する。なお、州間の調整で、財政力測定値を満たさない州には、国から補充交付金が交付される	—
国の許可制	自由	国の許可制 (投資支出に限る)	自由

(注3) 自主財源とは、地方独自の財源(地方税・使用料手数料など) ※国からの交付金等、地方債は含まない

(注4) 垂直的とは、あるレベルの政府から、異なる(通常は下位の)レベルの政府に対して財源移転を行うことを通じ、財源保障及び財源調整(財政力格差の是正)を図る制度。

水平的とは、同一の政府レベルにおいて、財政力のある政府から財政力のない政府に対して財源移転を行うことを通じ、財源保障及び財源調整を図る。

北陸経済研究所調べ

財政調整機能について、前頁の7か国のうち、アメリカ以外の6カ国は、何がしかの制度を持つ。

カナダについては、各州における一人当たりの担税力の差を補填する方式であるが、一人当たりの全国平均担税力を基準としているのではなく、代表的な5州における平均値となっているため、交付額が過少となる場合があり、国内で議論されている。なお、自主財源率が82%もあり、比較的地方税が充実している。

フランスについては、自主財源率が法律によって定められており、それに満たない州が、各種交付金を受ける。なお、国の責任において発生した事務は100%財源保障される「牽連性の原則」が働いている。

ドイツについては、連邦政府が地方税を配分する考え方が前提にあり、また、地方税を、裕福な州から財政的に弱い州へ配分する水平的な財政調整制度を持っている。

スウェーデンについては、課税標準額を定め、補正し配分している。なお、水平的な財政調整制度と、垂直的な財政調整制度の両方が存在しているので、制度的に複雑である。

イギリスについては、地方税がほとんどなく、「国から地方への交付金」の意味合いが強い。交付金の算定については、担税力や標準課税を定めているのではなく、財政需要額との差額を交付する方式である。

アメリカについては、交付金が存在せず、また、国から地方へ「財源保障なき事務命令」が出されることもある。州は独自で課税率を設定できるが、一方で、州間で財政力に差が出たり、不況に弱い面も持ち合わせている。

各国の諸制度と、日本の地方交付税を始めとした税体系の違いは、イギリスを除く各国が、地方税の充実が図られており、また、財政の調整は「地方税を一定の法則で均等に配分する」考えが根底に存在していることである。

参考10 ヨーロッパ地方自治憲章

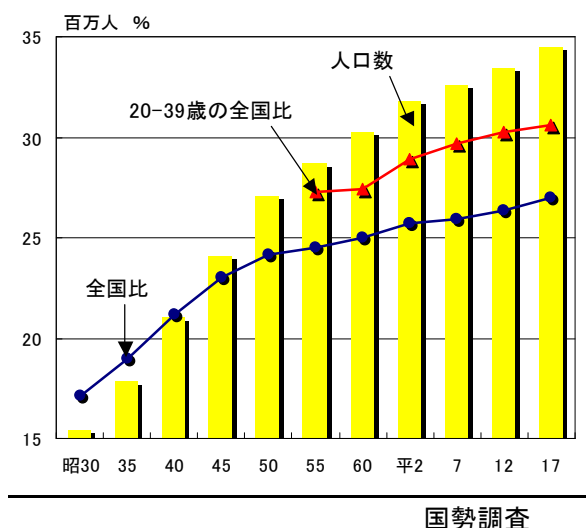
第9条 [地方自治体の財源]

<5> 財政的に弱い地方自治体の保護は、潜在的財源の不均一な分布およびこれら地方自治体が担わなければならない財政負担の影響を是正するよう工夫された、制度的な財政均衡化の手続きあるいはこれと同等の手法を必要とする。これらの手続きないし手法は、地方自治体はその権限の範囲内において行使しうる決定権を制約してはならない

(2) 地方分権等をめぐるこれまでの経緯

ア. 地方分権の歴史

図3 首都圏人口の推移



地方分権の歴史は東京一極集中
是正の歴史でもある。首都圏（埼
玉・千葉・東京・神奈川）の人口
は昭和30年には15%だったもの
が、昭和40年には20%を越え昭
和60年には25%に達した。20-29
歳層は全国の30%が首都圏に集
まっている。ヒト・モノ・カネの
首都圏への集中に地方は危機感を
募らせたが、国追随型行政に慣れ
た地方は解決策を見出すことがで

きなかった。

しかし、昭和50年代に、神奈川県
の長洲知事が「地方の時代」を提唱し、
続いて大分県の平松知事など、住民主体
の地方自治を提言する知事が出現した。
その後、昭和60年代には、「総合地域
整備法（いわゆるリゾート法）」が制定
された。また、竹下内閣における地域
振興策の目玉として、「ふるさと創生事
業」で全市町村に一律1億円を配布す
るなど、地域振興の動きが活発化した。

また、バブル期前の昭和50年代、国
鉄の長期債務が約37兆円と増大したこ
とや、米国をはじめとする国々から、
貿易赤字の解消や規制緩和に関する圧
力が高まったことから、国においては、
「行政改革」と「規制緩和」について
議論され、昭和60年には「電電公社」
と「専売公社」の民営化、昭和62年
には「国鉄」の民営化がなされた。

こうした時代背景のなか、昭和57年
から平成5年まで、「臨時行政改革推進
審議会」において「行政改革」が議論
され、平成5年には、「地方分権の推進
に関する議決」を衆参両院で可決し、
平成7年には「地方分権推進法」が制
定され、国と地方の関係について見直
しを議論する場が設けられ、平成12
年には「地方分権一括法」が施行され
た。

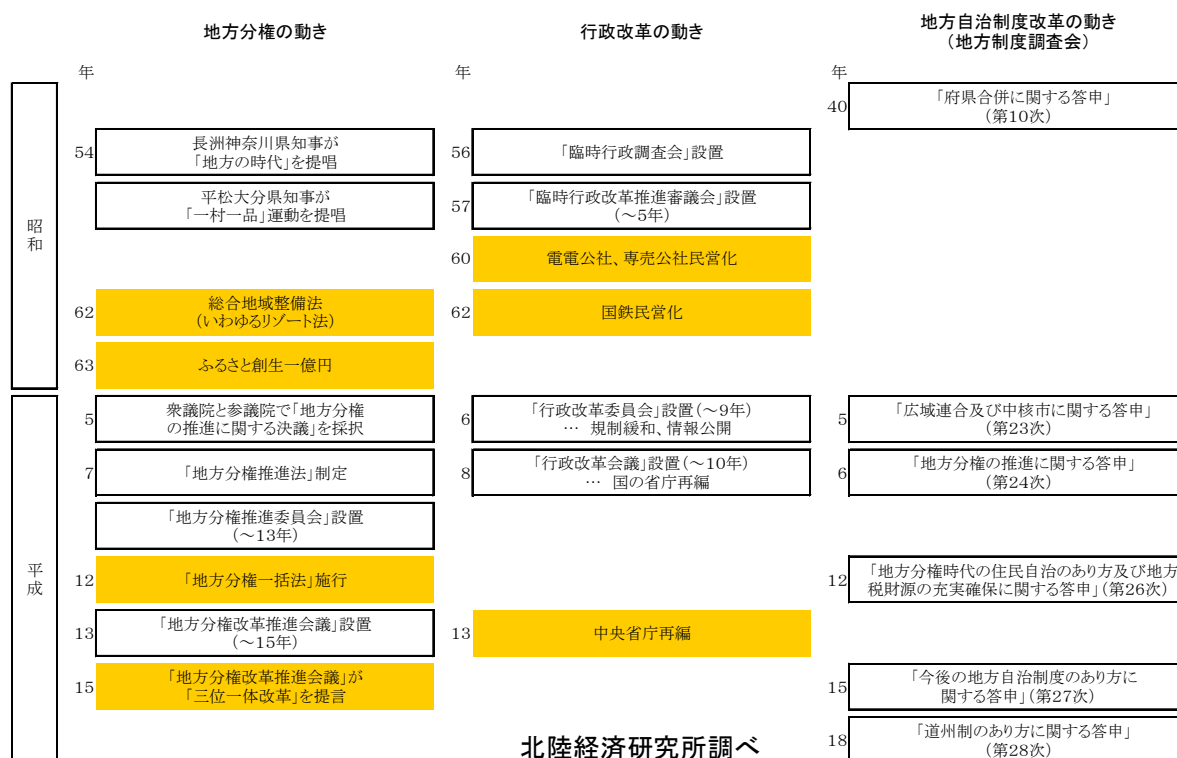
また、平成8年に設置された「行政改
革会議」では、国の省庁再編が議論さ
れ、平成13年に「中央省庁再編」が
断行された。

一方、バブル崩壊後の景気低迷が予
想以上に長期化し、国の財政が急速に悪

化したこともあり、地方制度調査会において、国と地方の税負担について議論され、平成 15 年に「三位一体の改革」が決定された。

平成 12 年に施行された「地方分権一括法」は、国と地方の関係を上下関係から対等関係とする画期的なものだったが、国から地方への権限及び税源の移譲などは、自立的な地域づくりの観点からはほど遠いものであった。

図 4 地方分権等をめぐる歴史



イ. 市町村合併

長引く国の財政危機から、地方交付税の総額確保が難しくなる。こうしたなか、平成 12 年、地方分権一括法が施行され、国と地方は「対等協力関係」と定義、今後進められる「地方分権改革」に向け、基礎自治体の財政力増強と、権限移譲に対応すべき市町村職員の養成・確保の観点から、市町村合併が進められた。

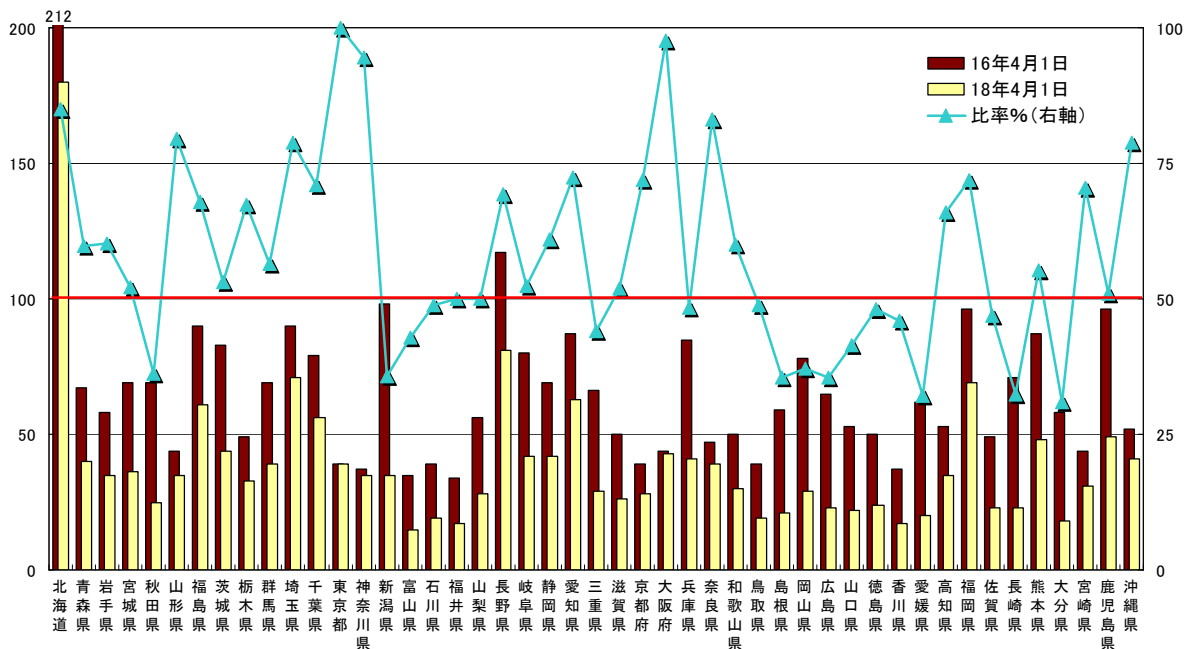
また、小泉構造改革の一環として、「地方ができることは地方に」の名のもと、市町村合併が取り上げられ、「合併特例債」をはじめとする支援策が打ち出された。

これによって、市町村合併が一気に進み、平成 11 年 3 月末に 3,232 あった市町村が、平成 19 年 3 月末には 1,804 まで減少する予定である。

ただ、市町村合併にあたって財政力の増強を目的とした自治体が多かったた

め、地方においては合併が進んだものの、大都市を抱える都道府県では、比較的財政が裕福なこともあり、合併が進んでいない。

図5 都道府県別市町村数の変化



北陸経済研究所調べ

表1 北陸三県における市町村合併の状況

市町村数	H11.3.31(a)	H18.4.1(b)	(b) / (a)
全国	3,232	1,820	0.56
富山県	35	15	0.43
石川県	41	19	0.46
福井県	35	17	0.49

総務省資料

合併特例法(平成17年3月までの時限立法)

- 合併準備補助金 (合併前の市町村に500万円上限)
- 合併市町村補助金 (合併後の人口に応じ500万～1億円)
- 普通交付税算定の特例 (10年間は合併前の額を保障)
- 合併特例債の発行 (償還金の50%～70%が地方交付税措置)

参考 11 北陸の市町村と県の財政力等（16 年度決算）人口：平成 12 年国勢調査 金額：千円

	面積 km ²	人口 人	財政力指数	フロー						ストック(現在高)		
				地方税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	歳入合計 (歳出合計)	積立金	地方債	
富山県	4,247.22	1,120,851	0.35	107	126	66		86	490	474	25	878
富山市(中核市)	208.81	325,700	0.81	160	34	29	8	39	361	344	28	465
高岡市	150.55	172,184	0.76	139	39	23	13	25	321	318	23	463
新湊市	32.36	37,287	0.68	148	77	23	17	31	402	393	13	397
魚津市	200.60	47,136	0.61	133	81	25	22	46	393	376	55	397
氷見市	230.31	56,680	0.39	87	142	29	24	39	395	384	81	607
滑川市	54.61	33,363	0.60	123	83	26	19	30	388	364	64	409
黒部市	86.76	36,531	0.67	157	80	25	18	44	414	394	83	505
砺波市	126.96	48,092	0.57	134	114	20	25	52	456	426	45	534
小矢部市	134.11	34,625	0.54	117	99	18	18	26	389	376	63	382
南砺市	668.86	60,182	0.37	120	224	41	52	164	794	758	269	827
大沢野町	74.66	22,642	0.52	108	102	12	8	42	401	394	44	468
大山町	572.32	11,652	0.55	160	130	17	14	67	557	508	53	485
舟橋村	3.47	2,153	0.39	158	225	25	24	62	620	574	136	736
上市町	236.77	23,362	0.42	99	144	19	32	36	409	402	48	435
立山町	307.31	27,994	0.46	98	115	19	25	33	391	383	51	448
宇奈月町	339.58	6,553	0.90	366	52	26	39	79	767	712	159	839
入善町	71.29	28,276	0.52	104	99	18	19	28	341	324	121	380
朝日町	226.32	15,915	0.39	98	168	16	31	41	488	468	291	481
八尾町	236.86	22,322	0.45	114	156	22	38	75	556	482	19	943
婦中町	68.04	34,528	0.74	141	46	13	9	47	351	327	36	490
山田村	40.92	2,037	0.11	60	657	45	97	137	1,793	1,566	105	1,907
細入村	40.24	1,923	0.24	135	415	12	35	100	1,044	1,001	261	1,342
小杉町	41.22	32,356	0.68	115	53	20	15	32	326	314	49	331
大門町	21.77	12,583	0.53	119	112	22	24	96	517	483	142	520
下村	5.80	2,018	0.24	76	262	12	37	43	643	595	99	901
大島町	7.96	9,259	0.66	144	65	20	17	32	376	351	39	413
福岡町	58.76	13,498	0.46	114	133	23	21	42	453	436	22	420
石川県	4,185.22	1,180,977	0.38	109	119	75		77	460	453	77	921
金沢市(中核市)	467.77	456,438	0.74	162	47	42	8	55	379	373	24	672
七尾市	317.85	63,963	0.47	142	157	64	35	88	590	587	42	822
小松市	371.13	108,622	0.68	138	62	52	18	49	387	383	44	671
輪島市	268.67	26,381	0.30	89	221	54	32	87	568	550	124	1,158
珠洲市	247.19	19,852	0.24	84	282	27	35	81	727	721	256	746
加賀市	151.60	68,368	0.62	119	76	44	15	30	336	332	21	456
羽咋市	81.95	25,541	0.44	106	143	22	22	61	422	420	84	568
かほく市	64.76	34,670	0.49	105	133	31	12	71	425	410	97	575
白山市	755.17	106,977	0.56	142	110	1	21	75	533	512	29	644
能美市	83.85	45,077	0.62	141	91	25	20	88	556	530	107	556
山中町	154.39	10,195	0.39	106	176	63	32	85	571	560	132	963
川北町	14.76	4,922	0.70	263	121	93	35	161	848	830	254	1,142
野々市町	13.56	45,581	0.83	129	26	14	11	62	382	377	56	387
津幡町	110.44	34,304	0.45	92	112	21	17	101	454	440	65	659
内灘町	20.38	26,560	0.51	86	81	13	11	25	291	287	70	320
富来町	123.47	9,715	0.22	74	278	14	90	73	684	673	273	970
志賀町	123.08	15,681	0.82	220	53	19	19	67	613	600	253	507
宝達志水町	111.68	15,891	0.36	101	203	29	18	104	677	660	104	835
中能登町	89.36	19,149	0.29	82	230	3	31	85	672	649	231	541
穴水町	183.21	11,267	0.28	94	242	31	33	74	558	548	101	763
門前町	157.54	8,150	0.19	69	343	70	91	187	970	942	212	1,219
能登町	273.41	23,673	0.21	71	303	32	58	161	757	747	108	1,221
福井県	4,188.75	828,944	0.33	124	159	119		101	610	599	70	928
福井市(特例市)	340.60	252,274	0.91	165	19	44	19	49	373	369	27	329
敦賀市	250.74	68,145	1.24	225	7	42	15	24	414	400	150	286
武生市	185.32	73,792	0.74	147	54	23	17	36	342	333	60	415
小浜市	232.85	33,295	0.46	105	127	28	32	40	427	419	100	426
大野市	539.92	38,880	0.48	94	118	24	29	22	357	343	127	268
勝山市	253.68	28,143	0.48	111	133	31	36	45	458	445	47	367
鯖江市	84.75	64,898	0.62	127	81	29	25	38	368	356	38	454
あわら市	116.99	32,178	0.60	130	104	26	21	70	426	417	86	396
美山町	137.73	5,299	0.24	99	419	112	124	134	1,053	997	100	1,139
松岡町	18.59	11,009	0.43	83	138	27	18	44	377	365	104	428
永平寺町	50.40	6,562	0.30	81	204	14	18	33	423	416	123	544
上志比村	25.35	3,611	0.26	73	254	10	25	58	541	510	167	553
和泉村	332.38	752	0.22	254	1,260	104	546	540	3,194	3,097	352	3,322
三国町	46.42	23,618	0.73	152	49	15	23	37	387	367	66	228
丸岡町	107.36	31,731	0.61	112	72	22	14	29	313	293	73	324
春江町	24.43	23,052	0.56	114	86	16	13	18	302	286	35	344
坂井町	31.70	12,772	0.53	115	112	13	27	29	386	373	106	308
今立町	45.43	13,907	0.41	77	138	25	42	42	435	414	36	454
池田町	194.72	3,759	0.13	62	560	87	181	88	1,114	1,044	243	1,186
南越前町	343.84	13,221	0.24	85	313	52	64	138	1,140	1,105	207	707
越前町	152.83	25,017	0.26	80	256	36	60	107	801	771	168	714
越廼村	15.35	1,867	0.13	54	492	18	218	240	1,286	1,231	356	2,220
清水町	42.49	10,117	0.37	99	170	28	21	42	486	468	146	345
美浜町	152.24	11,630	0.87	251	50	78	61	40	577	541	161	412
名田庄村	143.83	2,951	0.17	64	436	35	127	113	915	901	326	1,085
高浜町	72.07	12,119	1.12	288	6	140	51	17	714	690	412	430
大飯町	68.09	7,032	1.76	590	10	228	78	30	1,312	1,208	1,775	338
若狭町	178.65	17,313	0.34	99	220	16	123	96	888	850	208	607
政令市(平均)	477.24	1,586,843	0.82	185	32	65	7	56	477	472	29	796
中核市(平均)	405.96	457,377	0.81	147	36	43	8	34	343	334	45	401
特例市(平均)	176.51	276,833	0.85	143	28	37	13	32	321	314	34	344
市(平均)	133.63	85,549	0.64	118	56	32	17	34	333	323	55	361
町村(平均)	151.36	15,126	0.39	81	113	22	23	43	369	356	98	420

※全国(都道府県+市町村)の財政力指数平均値 0.47

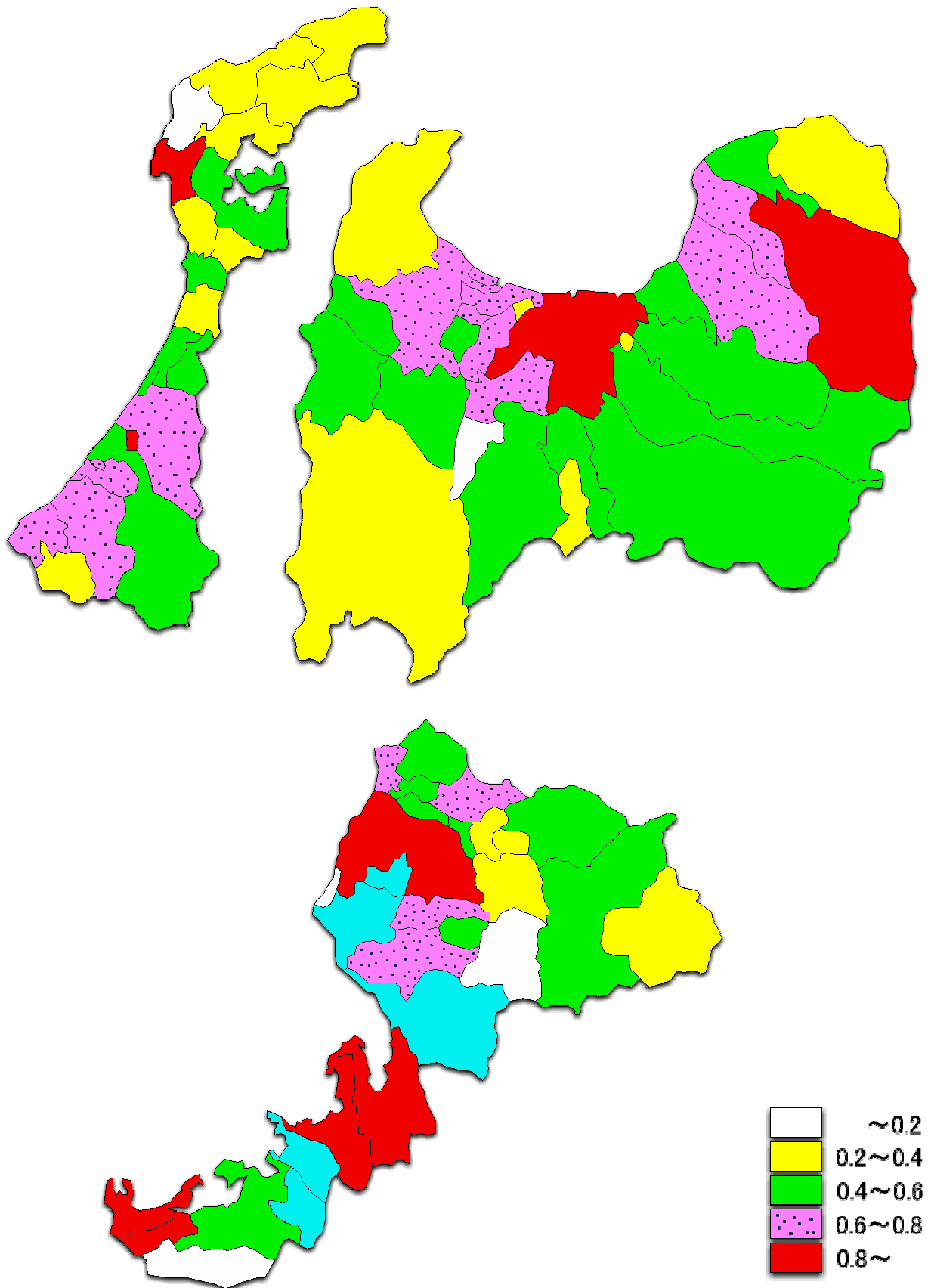
参考 11-2 北陸の市町村と県の財政力等 (16 年度決算)

財政力指数順 金額：千円

	面積 km ²	人口 人	財政力指数	フロー						ストック(現在高)		
				地方税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	歳入合計 (歳出合計)	積立金	地方債	
大飯町	68.09	7,032	1.76	590	10	228	78	30	1,312	1,208	1,775	338
敦賀市	250.74	68,145	1.24	225	7	42	15	24	414	400	150	286
高浜町	72.07	12,119	1.12	288	6	140	51	17	714	690	412	430
福井市(特例市)	340.60	252,274	0.91	165	19	44	19	49	373	369	27	329
宇奈月町	339.58	6,553	0.90	366	52	26	39	79	767	712	159	839
美浜町	152.24	11,630	0.87	251	50	78	61	40	577	541	161	412
野々市町	13.56	45,581	0.83	129	26	14	11	62	382	377	56	387
志賀町	123.08	15,681	0.82	220	53	91	19	67	613	600	253	507
富山市(中核市)	208.81	325,700	0.81	160	34	29	8	39	361	344	28	465
高岡市	150.55	172,184	0.76	139	39	23	13	25	321	318	23	463
婦中町	68.04	34,528	0.74	141	46	13	9	47	351	327	36	490
金沢市(中核市)	467.77	456,438	0.74	162	47	42	8	55	379	373	24	672
武生市	185.32	73,792	0.74	147	54	23	17	36	342	333	60	415
三国町	46.42	23,618	0.73	152	49	15	23	37	387	367	66	228
川北町	14.76	4,922	0.70	263	121	93	35	161	848	830	254	1,142
新湊市	32.36	37,287	0.68	148	77	23	17	31	402	393	13	397
小杉町	41.22	32,356	0.68	115	53	20	15	32	326	314	49	331
小松市	371.13	108,622	0.68	138	62	52	18	49	387	383	44	671
黒部市	86.76	36,531	0.67	157	80	25	18	44	414	394	83	505
大島町	7.96	9,259	0.66	144	65	20	17	32	376	351	39	413
加賀市	151.60	68,368	0.62	119	76	44	15	30	336	332	21	456
能美市	83.85	45,077	0.62	141	91	25	20	88	556	530	107	556
鯖江市	84.75	64,898	0.62	127	81	29	25	38	368	356	38	454
魚津市	200.60	47,136	0.61	133	81	25	22	46	393	376	55	397
丸岡町	107.36	31,731	0.61	112	72	22	14	29	313	293	73	324
滑川市	54.61	33,363	0.60	123	83	26	19	30	388	364	64	409
あわら市	116.99	32,178	0.60	130	104	26	21	70	426	417	86	396
砺波市	126.96	48,092	0.57	134	114	20	25	52	456	426	45	534
白山市	755.17	106,977	0.56	142	110	1	21	75	533	512	29	644
春江町	24.43	23,052	0.56	114	86	16	13	18	302	286	35	344
大山町	572.32	11,652	0.55	160	130	17	14	67	557	508	53	485
小矢部市	134.11	34,625	0.54	117	99	18	18	26	389	376	63	382
大門町	21.77	12,583	0.53	119	112	22	24	96	517	483	142	520
坂井町	31.70	12,772	0.53	115	112	13	27	29	386	373	106	308
大沢野町	74.66	22,642	0.52	108	102	12	8	42	401	394	44	468
入善町	71.29	28,276	0.52	104	99	18	19	28	341	324	121	380
内灘町	20.38	26,560	0.51	86	81	13	11	25	291	287	70	320
かほく市	64.76	34,670	0.49	105	133	31	12	71	425	410	97	575
大野市	539.92	38,880	0.48	94	118	24	29	22	357	343	127	268
勝山市	253.68	28,143	0.48	111	133	31	36	45	458	445	47	367
七尾市	317.85	63,963	0.47	142	157	64	35	88	590	587	42	822
立山町	307.31	27,994	0.46	98	115	19	25	33	391	383	51	448
福岡町	58.76	13,498	0.46	114	133	23	21	42	453	436	22	420
小浜市	232.85	33,295	0.46	105	127	28	32	40	427	419	100	426
八尾町	236.86	22,322	0.45	114	156	22	38	75	556	482	19	943
津幡町	110.44	34,304	0.45	92	112	21	17	101	454	440	65	659
羽咋市	81.95	25,541	0.44	106	143	22	22	61	422	420	84	568
松岡町	18.59	11,009	0.43	83	138	27	18	44	377	365	104	428
上市町	236.77	23,362	0.42	99	144	19	32	36	409	402	48	435
今立町	45.43	13,907	0.41	77	138	25	42	42	435	414	36	454
氷見市	230.31	56,680	0.39	87	142	29	24	39	395	384	81	607
舟橋村	3.47	2,153	0.39	158	225	25	24	62	620	574	136	736
朝日町	226.32	15,915	0.39	98	168	16	31	41	488	468	291	481
山中町	154.39	10,195	0.39	106	176	63	32	85	571	560	132	963
石川県	4,185.22	1,180,977	0.38	109	119	75	77	460	453	77	921	
南砺市	668.86	60,182	0.37	120	224	41	52	164	794	758	269	827
清水町	42.49	10,117	0.37	99	170	28	21	42	486	468	146	345
宝達志水町	111.68	15,891	0.36	101	203	29	18	104	677	660	104	835
富山県	4,247.22	1,120,851	0.35	107	126	66	86	490	474	25	878	
若狹町	178.65	17,313	0.34	99	220	16	123	96	888	850	208	607
福井県	4,188.75	828,944	0.33	124	159	119	101	610	599	70	928	
輪島市	268.67	26,381	0.30	89	221	54	32	87	568	550	124	1,158
永平寺町	50.40	6,562	0.30	81	204	14	18	33	423	416	123	544
中能登町	89.36	19,149	0.29	82	230	3	31	85	672	649	231	541
穴水町	183.21	11,267	0.28	94	242	31	33	74	558	548	101	763
上志比村	25.35	3,611	0.26	73	254	10	25	58	541	510	167	553
越前町	152.83	25,017	0.26	80	256	36	60	107	801	771	168	714
細入村	40.24	1,923	0.24	135	415	12	35	100	1,044	1,001	261	1,342
下村	5.80	2,018	0.24	76	262	12	37	43	643	595	99	901
珠洲市	247.19	19,852	0.24	84	282	27	35	81	727	721	256	746
美山町	137.73	5,299	0.24	99	419	112	124	134	1,053	997	100	1,139
南越前町	343.84	13,221	0.24	85	313	52	64	138	1,140	1,105	207	707
富来町	123.47	9,715	0.22	74	278	14	90	73	684	673	273	970
和泉村	332.38	752	0.22	254	1,260	104	546	540	3,194	3,097	352	3,322
能登町	273.41	23,673	0.21	71	303	32	58	161	757	747	108	1,221
門前町	157.54	8,150	0.19	69	343	70	91	187	970	942	212	1,219
名田庄村	143.83	2,951	0.17	64	436	35	127	113	915	901	326	1,085
池田町	194.72	3,759	0.13	62	560	87	181	88	1,114	1,044	243	1,186
越廼村	15.35	1,867	0.13	54	492	18	218	240	1,286	1,231	356	2,220
山田村	40.92	2,037	0.11	60	657	45	97	137	1,793	1,566	105	1,907
政令市(平均)	477.24	1,586,843	0.82	185	32	65	7	56	477	472	29	796
中核市(平均)	405.96	457,377	0.81	147	36	43	8	34	343	334	45	401
特例市(平均)	176.51	276,833	0.85	143	28	37	13	32	321	314	34	344
市(平均)	133.63	85,549	0.64	118	56	32	17	34	333	323	55	361
町村(平均)	151.36	15,126	0.39	81	113	22	23	43	369	356	98	420

※表中の太線は全国(都道府県+市町村)の財政力指数平均値 0.47

参考 12 北陸三県市町村の財政力指数地図（平成 16 年度）



ウ. 地方分権一括法

表2 地方分権一括法前における国の関与の例

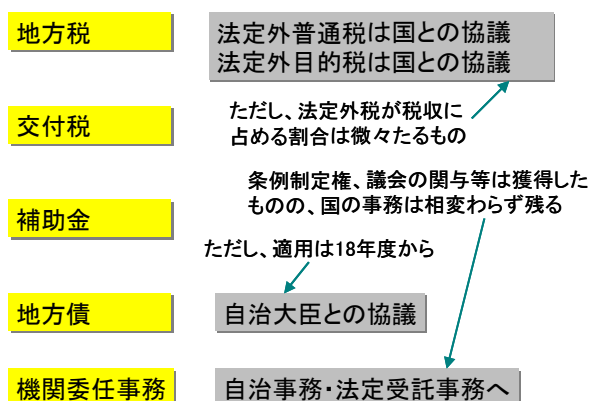
課税権	法定外税の課税に対しては自治大臣の許可が必要 (ただし、実際、都道府県では核燃料税と沖縄の石油価格調整税のみ)
税源	基幹税は国税、地方へは交付税で配分
地方債	自治大臣の許可が必要
機関委任事務	執行に際して議会の関与不可、条例制定権なし (都道府県事務の約7~8割、市町村事務の約3~4割)
補助事業	中央官庁の裁量

地方分権一括法施行以前も、一応、「地方自治の本旨」に基づき、形式的には地方自治が認められているようであったが、実際は、国の「許可」「補助」「機関委任」により、権限が大幅に制限されていた。また、法令では定めがなくとも、国からの「運用方針」や「法令解釈」、「行政指導」などによる間接的な関与が続けられた。

たとえば、地方税においては、法定外普通税は国の許可制、法定外目的税は賦課できず、地方債の発行においては、自治大臣（現総務大臣）の許可が必要であった。さらには、都道府県事務の7割を占めるといわれた機関委任事務については、地方に条例の制定権がなく、いわゆる「国の下請け」事務であった。

こうしたなか、平成12年には、国と地方の関係を根本から見直す、地方分権に関する法律「地方分権一括法」が施行された。

図6 地方分権一括法による変化



これによって、法定外普通税、法定外目的税は、国（総務大臣）との協議で設定可能となり、機関委任事務は廃止され、自治事務と法定受託事務へと変わった。また、平成18年からは、地方債の発行については、総務大臣との協議制となった。

このように地方分権一括法は、中央省庁が握っていた権限を地方に移管するものであり、地方分権が進ん

だと思われる反面、法定外普通税・目的税が活用されていない現状などから見

ても、国の裁量がいまだ残っている。

エ. 三位一体改革

平成 13 年 4 月に発足した小泉内閣の規制緩和や財政再建の方針のもと、国と地方への関与についても「地方ができることは地方で」を旗印に、内閣府の「地方分権改革推進会議」では新たな地方分権方策が議論され、また同様に、内閣府の「経済財政諮問会議」においては「経済財政運営と構造改革に関する方針」（「骨太の方針」）が発表され、この 2 つの報告書から「国庫補助負担金、地方交付税、国税の税源移譲を含む税配分のあり方を検討する」いわゆる「三位一体の改革」が提唱された。

この「三位一体の改革」では、国が裁量権を持つ「国庫補助金」を削減し、その財源を「地方税」として税源移譲すること、そして、国の財政赤字の増大による危機的な状況から、地方交付税を削減することが盛り込まれた。

国は、国庫補助金を削減し地方税に税源移譲す

ることで、地方の裁量が増し、一方で、地方交付税が削減となることから、地方における事務事業の見直しや職員削減をはじめとする「行政改革」を進めようとした。しかし、この改革により、地方の財源は 3 年間で 6.6 兆円削減されることになった一方で、思ったほど税源移譲は進まなかった。また、法令で決められている社会保障費など義務的経費の増が地方の財政を圧迫し、地方は、公共事業をはじめとする投資的経費の縮減を余儀なくされた。

なお、国庫補助金改革においては、義務教育国庫負担金が 1/2 補助から 1/3 補助へ、児童扶養手当が 3/4 補助から 1/3 補助へ縮減されるなど、結局のところ補助率の削減に終始し、地方が望む本来の目的である権限移譲は、あまり進まなかった。

平成 18 年度当初予算において、三位一体改革が北陸三県に及ぼした影響を考察すると、補助金削減とそれに伴う税源移譲については、各県十億円台の不

表 3 三位一体改革による影響額と対応
(16~18 年度 億円)

項目	改革額	
	全国	北陸三県
国庫補助金改革	△ 46,661	△ 581
上に伴う税源移譲	31,176	530
地方交付税改革	△ 51,244	△ 1,099
計	△ 66,729	△ 1,150

歳出削減	30,599
地方税増収	27,238
差額（地方債等で対応）	8,892

全国は都道府県+市町村
北陸三県は県のみ
北陸三県の対応額は公表されていない

総務省財政課長内かん

足となっている。

表4 三位一体改革の北陸三県への影響額（県分 億円）

	18年度			合計(16~18年度)		
	富山県	石川県	福井県	富山県	石川県	福井県
補助金削減額 (A)	83	95	68	202	220	159
税源移譲額 (B)	72	76	51	189	200	141
差し引き (B)-(A)	△11	△19	△17	△13	△20	△18
地方交付税	△132	△84	△36	△457	△375	△267

（富山県は15年度～18年度の合計）

各県財政課資料より北陸経済研究所作成

予算額全体から見れば1%に満たない額であるが、もともと県段階では自由に使える財源は限られており、10億円を超える削減によって予算編成には大きな苦勞が生じている。

また地方交付税の削減額（財源不足への対応として後年度交付税措置がある臨時財政対策債を含む）は富山県では18年度で132億円、15～18年度計では457億円の減少となっている（石川県、福井県についても表4のとおり）。

(3) 地方分権等をめぐる現状（国と地方の財政状況）

ア. 国債及び地方債を中心とした財政事情

バブル経済崩壊後、国、地方ともに、景気対策の一環として数次にわたる公共事業の追加を行った。

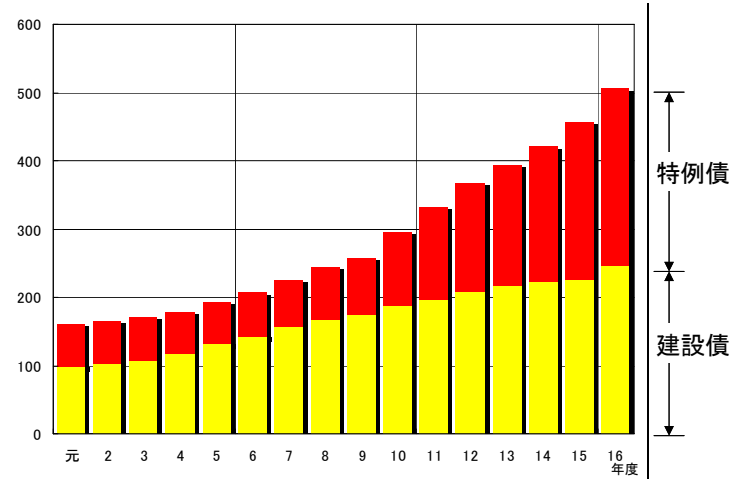
しかし、日本経済の回復基調は鈍く、結局のところ、基幹税である「所得税」や「法人税」が伸び悩み、税収補てんの特例公債（赤字国債）発行額が増加し、平成15年度には建設公債残高を超えるにまで至った。

また、地方交付税の財源である、法定5税の税収が伸び悩み、地方が算定した「交付税額」に満たない状態が続き、更に、景気対策の一環として「恒久減税」を実施したことによって、国は、ここでも「臨時財政対策債」を発行することとなる。

一方、地方においては、地方債残高は増加しているものの、公共事業にかかる部分においては残高減少に転じている。しかし、財源不足を補うために発行している「赤字地方債」については、増加傾向となっている。

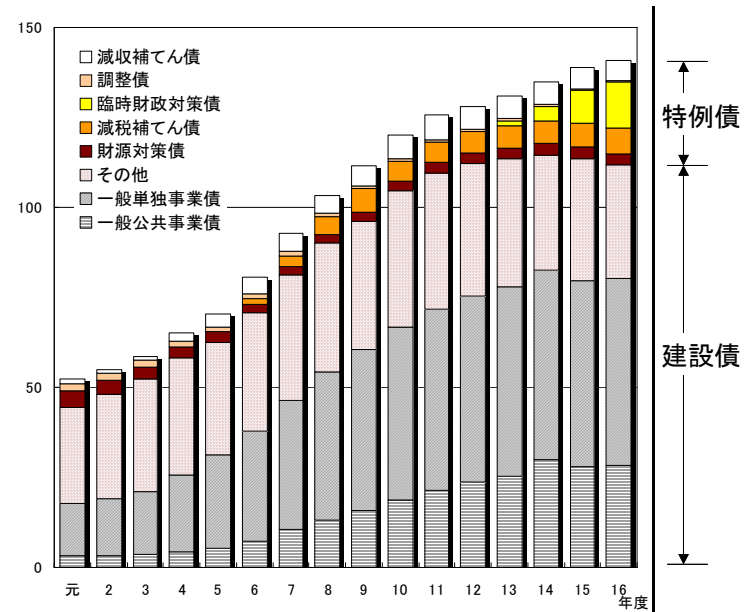
これら地方における起債は、元利償還金の一部が地方交付税により手当てされることとなっているものも多いが、今後、この補てん策が続くのかは不透明

図7 国債現在高の推移（決算 兆円）



財政制度審議会資料

図8 地方債現在高の推移（決算 兆円）



都道府県決算状況調

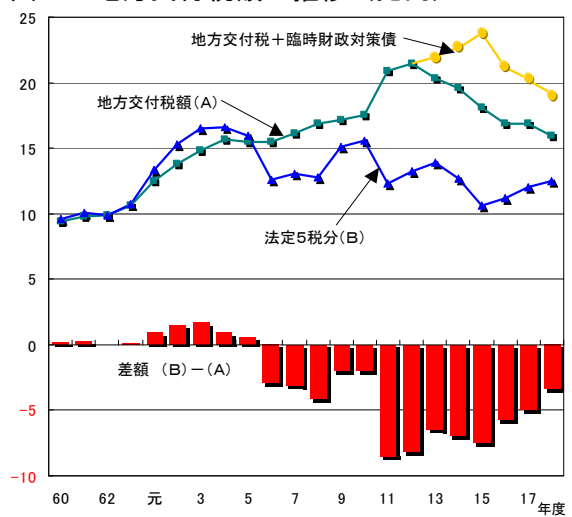
である。

北陸3県における歳入を項目別に見てみると、県税は全国の傾向と同じく10年度をピークに減少に転じている。

地方交付税については、11年度から国の追加的財政支出、減税による減収補てんなどにより大幅に増加したものの、その後財政改革により減少に転じている。

また、歳出の県債償還額に関しては、低金利の影響で利子負担は横ばいから漸減状態となっているが、元金償還については直線的な伸びとなっている

図9 地方交付税額の推移（兆円）



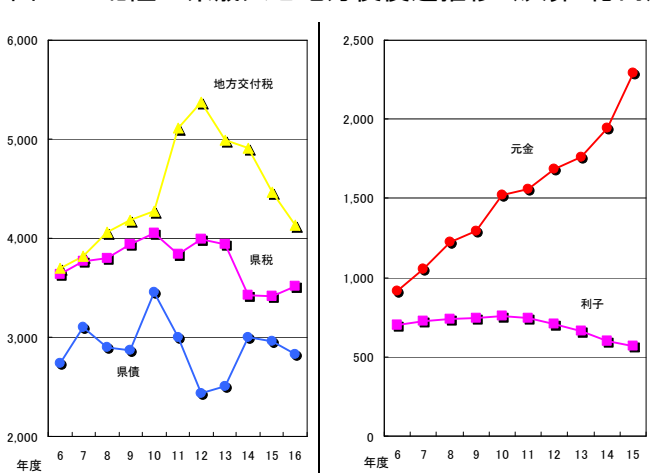
平成18年度地方交付税のあらまし
(地方交付税制度研究会編)

イ. プライマリーバランス

プライマリーバランスとは、国債や地方債を除いた歳入と、国債や地方債の元利償還額を除いた歳出の差額を見たもので、これがプラスならば借金が減る、マイナスならば借金が増加する基準値である。

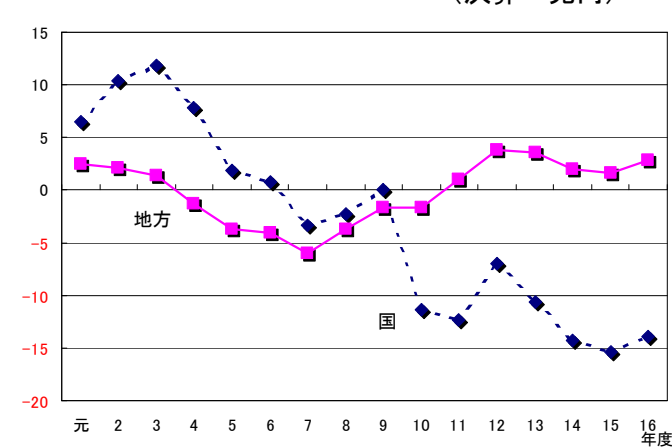
国においては、恒久的な税収不足と、社会保障費を中心とした歳出増加に対応するための赤字公債発行により、大幅な「マイナス」が続いている。

図10 北陸三県歳入と地方債償還推移（決算 億円）



各県財政担当課資料

図11 国と地方のプライマリーバランス推移（決算 兆円）



地方財政白書

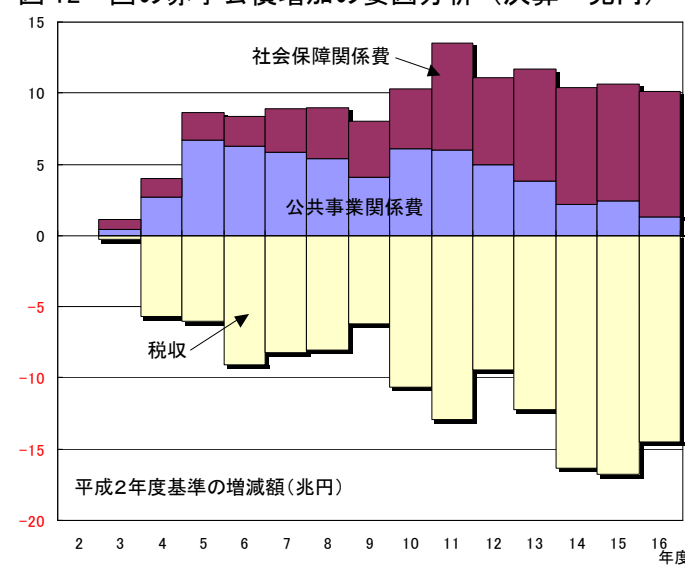
一方、地方においては、バブル経済崩壊直後、景気対策による地方単独事業が行われた時期においては、プライマリーバランスが「マイナス」に転じていたものの、その後（平成12年）からは回復傾向にある。

国の赤字部分の増加要因を分析すると、税金においては、バブル期ピークである平成2年から減収傾向が続き、恒久減税が実施されたことも起因して、税金は回復せず低迷が続いている。歳出面では、バブル崩壊後における景気対策の一環として行われた公共事業費に関する公債費が多くを占めていたが、平成11年を境に減少している一方で、近年、社会保障費関係の増加が著しく、国の赤字要因となっている。

国と地方における国債と地方債の性質を比べると、国は国債発行額の8割以上が、いわゆる「赤字国債」である一方、地方は赤字地方債額が建設地方債額を下回っている。ただし、国の赤字公債の中には、公共事業に係る地方債の償還金や、国税の減収による地方交付税交付金不足に対応するための借入れがあり、国、地方の両者を合せて推察する必要がある。なお、財政の健全性確保にあたっては、建設公債の投資によってもたらされる長期的な効果にも十分留意する必要がある。

このプライマリーバランスは「骨太の方針2006」において、2010年代半ばまでに「債務残高GDP比を安定的に引き下げる」とされ、現在、国における最重要目標の一つである。

図12 国の赤字公債増加の要因分析（決算 兆円）



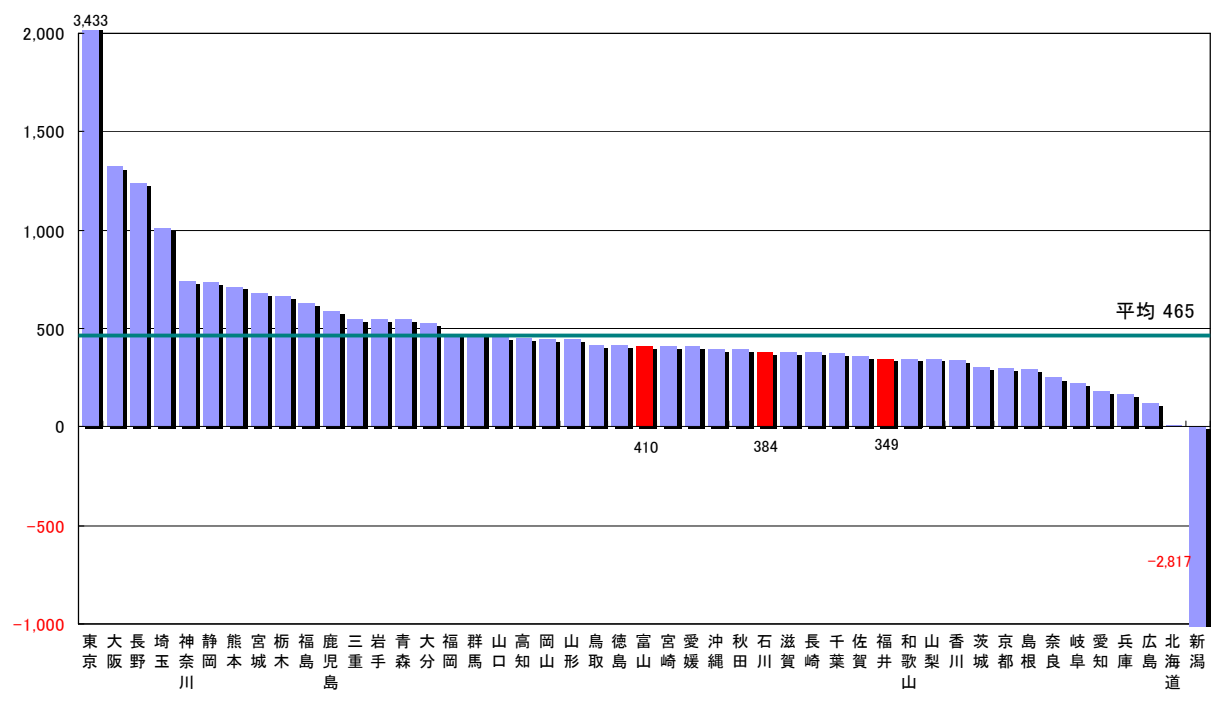
財政統計（財務省）

図13 国と地方の新規債務と債務残高（18年度 兆円）

国（一般会計予算）		地方（地方財政計画）	
国債発行額	30.0	地方債発行額	10.8
うち特例公債	24.5	うち特例公債	5.0
建設公債	5.5	建設公債	5.8
国債費	18.8	公債費	15.2
プライマリーバランス	△11.2	プライマリーバランス	4.4
↓		↓	
公債残高	542	地方債残高	143
うち特例公債	296	うち特例公債	26
長期債務残高	605	長期債務残高	204

地方財政白書、総務省HP

参考 13 都道府県のプライマリーバランス（平成 16 年度決算 億円）



地方財政白書

ウ. 地方分権をめぐる最近の国と地方自治体の動き

報 告 書 等	項 目
道州制のあり方に関する答申 時期 平成18年2月28日 主催 第28次地方制度調査会 性格 内閣総理大臣の諮問機関 根拠 「地方制度調査会設置法」 事務局 内閣府大臣官房企画調整課 総務省自治行政局自治政策課	(1) 都道府県制度についての考え方 (2) 広域自治体改革と道州制 (3) 道州制の基本的な制度設計 (4) 道州制導入に関する課題
地方財政自立のための提言と工程表 時期 平成18年5月11日 主催 全国知事会 新地方分権構想検討委員会 性格 全国の都道府県知事で構成する任意団体 根拠 事務局 全国知事会事務局	(1) 暮らしの安全・安心を作る (2) 東京一極集中から多様な地域をよみがえらせる (3) 自分たちのまちのことは自分たちで決める (4) 住民に近いところへ力を集める (5) 政策立案に地方が参画し、更なる分権改革を断行
地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書 時期 平成18年5月26日 主催 地方分権21世紀ビジョン懇談会 性格 総務大臣の懇談会 根拠 「地方分権21世紀ビジョン懇談会」開催要綱 事務局 総務省自治財政局財政課	(1) 地方の自由度の拡大のための改革 (2) 地方の責任の明確化のための改革 (3) 国と地方を通じた財政健全化のための改革 (4) 地方行革の推進 (5) 不交付団体の増加目標 (6) 制度の簡素化・透明化
歳入・歳出一体改革に向けた基本的考え方について 時期 平成18年6月14日 主催 財政制度等審議会 財政制度分科会 性格 財務大臣の諮問機関 根拠 「財政制度等審議会令」 事務局 財務省主計局調査課	(1) 行政のスリム化と歳出削減 (2) 国・地方のバランスの取れた財政再建の実現 (3) 地域間の財政力調整 (4) 自立した地方財政の確立のために (地方財政に関する部分のみを抽出)
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 時期 平成18年7月7日 主催 経済財政諮問会議 性格 内閣総理大臣の諮問機関 根拠 「内閣府設置法」 事務局 内閣府政策統括官	(1) 徹底した政府のスリム化で国民負担増を最小化 (2) 成長力強化の成果を国民生活向上と財政健全化に (3) 優先度を明確化し、聖域なき歳出削減を行う (4) 国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現 (5) 将来世代に負担を先送りしない社会保障制度の確立 (6) 大胆な資産圧縮によるバランスシートの縮小 (7) 新たな国民負担は国民に還元する
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律 時期 平成18年12月20日 公布	(1) 北海道又は3以上の都府県の区域を道州制特別区域に設定 (2) 政府は道州制特別区域基本方針を作成 (3) 設定された団体は道州制特別区域計画を作成 (4) 国は、特定広域団体に8項目の権限を委譲し交付金を交付 (5) 公布の日から6ヶ月以内に施行
道州制に関する基本的考え方 時期 平成19年1月18日 主催 全国知事会 性格 全国の都道府県知事で構成する任意団体 事務局 全国知事会事務局	(1) 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場 (2) 道州制の基本原則 (3) 地方分権改革の推進 (4) 道州制検討の進め方 (5) 具体的な検討事項

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県にかわる広域自治体として道州を置く。9、11、13道州の3区域例を提示 ○現在国が実施している事務はできる限り道州に移譲 ○現在都道府県が実施している事務を大幅に市町村に移譲 ○法定受託事務はできる限り自治事務とする ○国からの事務委譲に伴う費用について適切な税源移譲を行う ○偏在性の少ない地方税の充実を図る。 ○地方税中心の財政構造の構築による自主性・自立性の確保
<ul style="list-style-type: none"> ○国と地方の協議の場として「地方行財政会議」の設置 ○国税と地方税の税配分をまずは5：5へ、消費税と地方消費税の割合を1：1へ ○地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増 ○地方交付税を国の一般会計を通さない「地方共有税」に ○国庫補助負担金の総件数を半減し一般財源化 ○国と地方の関係の総点検による財政再建
<ul style="list-style-type: none"> ○新地方分権一括法の3年以内の提出 ○地方債の完全自由化、交付税措置の廃止 ○「再生型破綻法制」の整備 ○国対地方の税源を3年程度を目途に1：1とするなど、5兆円規模の税源移譲 ○新型交付税の導入。今後3年間で5兆円規模に ○10年後までに人口10万以上の自治体の半分を不交付団体に ○地方の歳出削減、地方行革の推進 ○道州制の検討、市町村合併の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化 ○地方単独事業の抑制基調の継続、国庫補助金の整理合理化 ○特別会計整理合理化法案の策定 ○地方の基礎的財政収支の黒字分の一定額分の地方交付税を削減 ○地方法人二税の地方偏在性の是正、地方間の水平的財政調整制度の検討 ○地方債の元利償還金に係る交付税措置の廃止 ○地方交付税の法定率引き下げ検討と簡素な算定方法の検討
<p>(国・地方共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化 ○2010年代半ばまでに債務残高GDP比の発散停止、安定的引き下げ (今後5年間の地方財政) ○一般行政経費を2006年度と同水準とする ○地方公務員の定員削減と給与の是正 ○地方単独公共事業は現在の水準以下で推移 ○地方交付税の現行法定率の堅持 ○地方一般財源の総額を維持 ○行革に積極的な団体や税収の伸び悩む自治体への交付税配分の配慮 ○国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税算定の簡素化 ○交付税・補助金見直し、税源移譲を含めた一体的な検討、不交付団体の拡大 ○再建法制の見直し、市場化テストの促進、道州制導入の検討
<ul style="list-style-type: none"> ○道州制特別区域は現行の都道府県制を前提とする ○具体的には北海道が対象 ○北海道が作成する道州制特別区の計画の計画期間は、平成19年4月1日から5年間
<ul style="list-style-type: none"> ○道州制導入を前提とした進め方に慎重な意見はあるが、議論し提案していく必要がある。 ○地方自治体は道州と市町村の二層制とし、道州は都道府県にかわる広域自治体とする。 ○国の地方支分部局の廃止はもとより中央省庁の解体再編も含めた見直しが必要。 ○道州には広範な条例制条件権の確立、自主性・自立性の高い地方税財政制度が必要。 ○道州の区域については、地理・歴史・文化的条件や地方の意見を勘案して決定する。 ○道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿った改革が必要。 ○道州制検討にあたっては、国と地方一体となった検討機関を設置する必要がある。

エ. 地方分権をめぐる民間サイドからの動き

報告書等	項目
<p>新しい地域主権型システム実現に向けた提言 全国経済同友会</p>	<p>(1) なぜ地域主権型システムへの移行が進まないのか (2) 地域主権型システム実現のための条件 (3) 都道府県制度から道州制度へ (4) 地域主権的システムの実現に向けての提言</p>
<p>北海道の目指す姿と道州制 北海道経済連合会</p>	<p>(1) 北海道の目指す姿とそのための具体的方策 (2) 目指す姿を実現するための道州制 (3) 北海道版エージェンシー制の提案</p>
<p>道州制下における国と地方の税財政のあるべき姿 中部経済連合会 (平成16年7月)</p>	<p>(1) 道州制実現の社会的背景と道州制の意義 (2) 道州制下における国と地方の役割分担 (3) 道州制下における望ましい財政制度 (4) 道州制移行に伴う財政移転の姿 (5) 新制度導入による地域間バランス</p>
<p>中部州の実現 中部経済連合会 (平成17年12月)</p>	<p>(1) 社会経済環境の変化、地方分権・民営化の流れ (2) 都道府県の行政と財政の現状 (3) 都道府県行政の課題 (4) 中部州実現と税財政改革、今後の取組み</p>
<p>地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案 関西経済連合会 (平成16年2月)</p>	<p>(1) 提案の趣旨と背景 (2) 国に求める制度改革 (3) 関西モデルの特徴と問題点 (4) 実現に向けての方策、経済界の役割、スケジュール</p>
<p>広域的な地方自治の実現に向けて 中国経済連合会 (平成16年11月)</p>	<p>(1) 市町村合併後の都道府県制度の抱える課題 (2) 新たな広域的自治制度のあり方 (3) 道州制による新たな広域的な地方自治の確立 (4) 中国地方における道州制の導入</p>
<p>地方の自立に向けた行政制度改革について 四国経済連合会 (平成17年11月)</p>	<p>(1) 地方分権に向けた現在の動きに対する評価 (2) 望ましい行政体制 (3) 道州制導入に当たって検討すべき主な項目</p>
<p>地方からの道州制の推進に向けて 九州・山口経済連合会</p>	<p>(1) 道州制議論の背景と経緯 (2) 九州モデルの提案 (3) 道州制推進に向けての作業とスケジュール</p>

概 要
<ul style="list-style-type: none"> ○行財政システムをスリム化、透明化し小さな政府を目指す ○ナショナルミニマムからリージョナルミニマムへの転換 ○政府予算や国家公務員の地方への移譲が行われれば大半の仕事は地域でできる ○道州制を導入して小さな政府を実現 ○法令や制度改革を前提としなくても権限委譲は実施できる ○国出先機関との統合を図るためには道州制導入促進法の創設が必要
<ul style="list-style-type: none"> ○あるべき姿の実現のため国から道州、道州から市町村への権限と財源を移譲 ○税源移譲は偏在性が少なく安定的な税源（所得税・消費税等）を移譲 ○道州間の財政調整制度を導入する。なお、過渡期は地方交付税の枠組みを堅持 ○補助金廃止への過渡期において「包括補助金」と「一括交付金」制度の導入 ○移行期に各支庁単位に「地域経済活性化エージェンシー（仮称）」を設置
<ul style="list-style-type: none"> ○道州制後の国と地方の歳出は3：7に ○国庫補助金については全廃を前提として見直し ○地方交付税を5.5兆円に縮小し、新たな水平財政調整制度を新設 ○所得税の比例税率部分の地方への移譲 ○地方消費税の増税（1%から11%へ） ○所得税・法人税を4.1兆円減税
<ul style="list-style-type: none"> ○三位一体改革を引き続き推進する。国と地方の役割を抜本的に見直す ○公務員の身分制度や給与体系の見直しと縦割り行政の是正 ○地方に課税自主権を認めるとともに地域の実力に見合う財政運営体制を作る。 ○道路、教育など国庫補助事業の問題点を具体的に指摘し、地方への移譲を提案 ○長野、岐阜、静岡、愛知、三重の5県で構成する「中部州」を2015年度に実現 ○地方交付税を大幅に縮小し地方調整基金とするとともに、水平調整制度を創設
<ul style="list-style-type: none"> ○地方分権の主体を国から地方へ交代する体制モデルを関西を舞台に構築 ○税財源の移譲を伴った自己決定・自己責任体制の確立、受益と負担の明確化 ○補助金の圧縮・地方交付税の廃止と税源移譲、水平的財政調整制度の導入 ○合併しない市町村へ共同体制度を導入。県と並存する形を含めた州制の創設 ○2府7県で府県と並存する形で「広域連合関西州」を設置 ○関西州実現に向け、経済界も含めた「関西政策サミット」（仮称）を設置
<ul style="list-style-type: none"> ○合併しない、できない自治体へは周辺市町村の水平的補完で対応 ○新たな広域的地方自治制度として道州制の導入を提案 ○地方は過度の垂直的財政調整の是正を甘受するが、財政調整制度は維持する ○財政調整制度は垂直的調整と水平的調整を複合的に活用したものとする ○2015年度までの道州制への移行に向けて取り組む ○道州制移行までの期間は特区や広域連合などによる連携を推進 ○中国州は中国5県での形成が適切だが、四国との統合についても検討 ○州都は広島市が有力だが、議会を県庁所在都市で順次開催することも検討
<ul style="list-style-type: none"> ○現在の都道府県はエリアとして狭すぎ、道州制への移行が適当 ○地方分権に関する議論は「特に地方に対して痛みを強めている」と感じられる ○道州制導入には自主財源だけでは不十分。垂直・水平的財政調整制度が不可欠 ○道州制については「四国州」を中心に検討すべき
<ul style="list-style-type: none"> ○自立的な経済圏を目指すシステムとして九州モデルを提案 ○九州モデルの範囲は九州7県とする ○国本来の機能以外は可能な限り州に移行、県の機能は原則として州と市町村に移管 ○州への移行にあたり、九州県連合を設置し、国の地方支分局と統合し州に移行 ○税収増と税源移譲で格差が解消しない場合は、当面財政調整を実施 ○九州において道州制の試行を検討

エ. 地方分権をめぐる民間サイドからの動き（続き）

報告書等	項目
<p>道州制・広域連携に関する全国事例調査 九州経済調査協会 (平成18年7月)</p>	<p>(1) 九州における道州制への取組と全国5事例との比較 (2) 北海道における道州制への取組 (3) 北東北における広域連携・道州制への取組 (4) 中部における道州制への取組 (5) 関西における道州制への取組 (6) 中四国における道州制への取組</p>
<p>広域連合を考える(Regional Policy レビュー) 日本政策投資銀行 (平成18年3月)</p>	<p>(1) 地方財政制約と広域連携 北海道大学教授 山口二郎 (2) 市町村合併と今後の地域経営について P H P 研究所 荒田 英知 (3) 地方財政と効率的地域間連携 関西学院大学教授 林 宣嗣 (4) 広域連合の諸形態 日本政策投資銀行地域政策研究センター主任研究員 菅 四郎 (地方自立に関係した論文のみ)</p>
<p>道州制がめざす分権社会(季刊中国経済) 中国地方総合研究センター (平成18年6月)</p>	<p>(1) 道州制と今後の地方のあり方 政策研究大学院大学教授 横道 清孝 (2) 道州制論議を機に問われる「地方のかたち」 広島大学教授 伊藤 敏安 (3) 道州制が目指す分権社会 北海道大学大学院教授 宮脇 淳 (4) いま道州制を検討する意義 関西学院大学大学院教授 小西 砂小夫</p>

概 要

- －九州地域戦略会議（知事会、経済会）が委員会を設立して検討
- －経済連合会の提案と行政の間に内容的な隔たり
- －経済連合会は道州制に対して慎重な姿勢
- －経済界は積極的だが行政の足並みは揃っていない
- －関西分権改革推進委員会（自治体、経済団体）が関西広域連合の設置を提案
- －瀬戸内側は積極的、高知・鳥取は消極的、行政が先行し経済界は後追い

2. 地方分権等に対する提言補足資料（第3章関連）

北陸地域は、日本海側、そして積雪地帯という地理的気候的な独特の特性を有しており、また、住民の勤勉な性格、高い向学心などに支えられ、ものづくりを中心として日本の繁栄に貢献してきた。

にもかかわらず、人口、政治、行政、そして税制の東京集中政策により、地域が生み出した価値が地域に滞留せず、東京を中心とした大都市部に還流していく日本経済の構造が生まれ、知らず知らずのうちに、地域に住む住民自身が北陸のポテンシャルを過小評価するようになってしまった。

しかしながら、小泉構造改革により、「地方ができることは地方で」の号令のもと、権限や税財源を地方に移譲し、地域本来のポテンシャルを發揮した地域づくりが可能な地方分権体制が進められつつある。

北陸は、今こそ力を結集し、北陸自ら生み出した経済価値、北陸が有する人的資源を最大限に活用し、自立的な地域づくりのために先導的役割を果たす時期である。

ここに、そのために必要だと考える施策体系を例示し、官民の総力をあげた「地方分権時代の北陸地域のあり方」について考察する。

（1）歳出改革関連

前章で分析した通り、地方分権等をめぐっては、これまで数々の改革が実施されてきたにもかかわらず、形式的なものに終始し、実質的な効果を發揮することができなかった。

この原因として考えられることは、一つには中央省庁が既得権限維持を図るため、実施段階で改革の中身が骨抜き状態にされる傾向があったこと、地方側が自ら痛みを分かち合う努力を怠ったことがあげられる。

ただし、国と地方の財政事情は前章のとおりひっ迫しており、これからの少子高齢・安定成長時代に向け、骨太の方針 2006 に基づく自立的な地方の創造を是非とも成し遂げる必要がある。

本節では、北陸を含めた地方全体が自立的な地域づくりを行うために必要な方策について、国側、そして地方側双方に関する考察を行う。

ア. 国の関与をなくし地方の裁量による行政実現

・法定受託事務等、国庫補助負担金の廃止、地方への移譲

地方分権一括法施行により、国の機関委任事務は廃止されたものの、国からの事務は法定受託事務として相変わらず存続している。また、三位一体改革の

第一期が終了したものの、補助金改革の大部分は補助率の削減にとどまり、真の改革には程遠い。加えて、地方交付税の大幅な削減が予定とおり実施された。地方自治体側は、国からの委託事務等が思ったほど減らない一方、高齢化、少子化対策費など今後増加が必至な歳出があるなど、予算編成の自由度が大幅に狭まっている。

法定受託事務は、現在 333 の法令に定められているが、中には地方が自らの事務として実施すれば、より効果的、効率的な運営が可能な事業も数多く含まれていると思われる。

法定受託事務の例（地方自治法別表1 都道府県への委託分）

法令数333本 事務数はこの数倍になる

教科書の発行に関する臨時措置法

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。
2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

道路法

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理は、政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

法令による必置機関の例

児童福祉法施行令

第三十六条 都道府県は、児童福祉法第三十五条第二項の規定により、児童自立支援施設を設置しなければならない。

また、法令により設置が義務付けられている施設についても、全国一律同質のサービスを提供する必要がないと思われるものがある。これらの施設は複数の自治体で共同設置した方が効率的な場合があるにもかかわらず、法律や政令、規則以外に運用方針や行政指導という形で自治体の改革努力を阻んでいる。

上表は、法定受託事務と法令による必置機関の例である。

法令でここまで規定されているのかと驚かされる事例も少なくない。

また、児童自立支援施設（旧教護院）については近年入所者が減少しているにもかかわらず、すべての施設は男女別々の建物を設置し、それぞれに定められた職員を配置しなければならない。例えば隣り合う県で共同設置することや、ある県は男、隣の県は女専用とするなどの措置が考えられるが、実際は各種の規定や指導により実現していない。

新地方分権改革一括法においては、国と地方の役割分担を思い切って見直すとともに、従来の形式的改革ではなく、実質的な改革が行われるべきであり、また国から地方への事務移譲にあたっては、必要な財政措置を行うことが求められる。

また、地方分権一括法により、地方自治体の法定外税の制定が許可制から協議制に変更になった。しかし、実際は国との協議が整わない限り制定できず、これでは真の分権とは言えない。

参考 14 法定受託事務（地方自治法で定められている事務）

地方自治法 別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

No.	法 律 名	No.	法 律 名
1	砂防法	51	狂犬病予防法
2	運河法	52	毒物及び劇物取締法
3	公有水面埋立法	53	社会福祉法
4	軌道法	54	恩給法の一部を改正する法律
5	物価統制令	55	結核予防法
6	会計法	56	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
7	船員法	57	宗教法人法
8	災害救助法	58	家畜伝染病予防法
9	農業協同組合法	59	国土調査法
10	最高裁判所裁判官国民審査法	60	道路運送法
11	職業安定法	61	道路運送車両法
12	児童福祉法	62	公営住宅法
13	農業災害補償法	63	検疫法
14	国の利害に係る訴訟に関する法律	64	土地収用法
15	戸籍法	65	森林法
16	食品衛生法	66	覚せい剤取締法
17	予防接種法	67	旅券法
18	国有財産法	68	水産資源保護法
19	農薬取締法	69	漁船損害等補償法
20	地方財政法	70	外国人登録法
21	大麻取締法	71	戦傷病者戦没者遺族等援護法
22	船員職業安定法	72	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法
23	教科書の発行に関する臨時措置法	73	宅地建物取引業法
24	検察審査会法	74	道路法
25	政治資金規正法	75	農地法
26	消費生活協同組合法	76	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律
27	医師法	77	麻薬及び向精神薬取締法
28	歯科医師法	78	北海道防寒住宅建設等促進法
29	保健師助産師看護師法	79	と畜場法
30	医療法	80	未帰還者留守家族等援護法
31	水産業協同組合法	81	信用保証協会法
32	建設業法	82	労働金庫法
33	犯罪者予防更生法	83	日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律
34	測量法	84	執行猶予者保護観察法
35	土地改良法	85	あへん法
36	漁業法	86	土地区画整理法
37	私立学校法	87	自衛隊法
38	相続税法	88	歯科技工士法
39	公職選挙法	89	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
40	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	90	海岸法
41	肥料取締法	91	物品管理法
42	生活保護法	92	国の債権の管理等に関する法律
43	植物防疫法	93	売春防止法
44	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律	94	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律
45	建築基準法	95	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
46	建築士法	96	租税特別措置法
47	地方交付税法	97	特定多目的ダム法
48	文化財保護法	98	自然公園法
49	港湾法	99	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
50	地方税法	100	地すべり等防止法

No.	法 律 名	No.	法 律 名
101	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	151	歯科技工法の一部を改正する法律
102	国民健康保険法	152	老人保健法
103	国民年金法	153	電気通信事業法
104	小売商業調整特別措置法	154	国民年金法等の一部を改正する法律
105	住宅地区改良法	155	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法
106	葉事法	156	肉用子牛生産安定等特別措置法
107	薬剤師法	157	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律
108	農業協同組合合併助成法	158	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
109	公共用地の取得に関する特別措置法	159	地価税法
110	社会福祉施設職員等退職手当共済法	160	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
111	踏切道改良促進法	161	計量法
112	大豆なたね交付金暫定措置法	162	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
113	児童扶養手当法	163	外国人登録法の一部を改正する法律
114	共同溝の整備等に関する特別措置法	164	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
115	新住宅市街地開発法	165	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
116	不動産の鑑定評価に関する法律	166	環境基本法
117	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	167	政党助成法
118	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	168	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
119	漁業災害補償法	169	不動産特定共同事業法
120	道路法の一部を改正する法律	170	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
121	河川法	171	旅券法の一部を改正する法律
122	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	172	らい予防法の廃止に関する法律
123	地方住宅供給公社法	173	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
124	流通業務市街地の整備に関する法律	174	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
125	漁業協同組合合併促進法	175	環境影響評価法
126	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律	176	介護保険法
127	大気汚染防止法	177	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
128	騒音規制法	178	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律
129	都市計画法	179	持続的養殖生産確保法
130	都市再開発法	180	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律
131	地価公示法	181	ダイオキシン類対策特別措置法
132	地方道路公社法	182	外国人登録法の一部を改正する法律
133	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	183	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
134	水質汚濁防止法	184	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
135	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	185	高齢者の居住の安定確保に関する法律
136	児童手当法	186	農業協同組合法等の一部を改正する法律
137	積立式宅地建物販売業法	187	都市再生特別措置法
138	新都市基盤整備法	188	水産業協同組合法等の一部を改正する法律
139	石油パイプライン事業法	189	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
140	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	190	使用済自動車の再資源化等に関する法律
141	農水産業協同組合貯金保険法	191	健康増進法
142	公害健康被害の補償等に関する法律	192	独立行政法人水資源機構法
143	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	193	特定都市河川浸水被害対策法
144	伝統的工芸品産業の振興に関する法律	194	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
145	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律	195	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律
146	私立学校振興助成法		
147	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法		
148	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律		
149	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律		
150	農業経営基盤強化促進法		

参考 15 法定受託事務（地方自治法施行令で定められている事務）

地方自治法施行令 別表第一 第一号法定受託事務(第一条関係)

No.	法 令 名	No.	法 令 名
1	砂防法施行規程	51	毒物及び劇物取締法施行令
2	公有水面埋立法施行令	52	地方財政再建促進特別措置法施行令
3	健康保険法施行令	53	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令
4	人口動態調査令	54	建設業法施行令
5	災害救助法施行令	55	租税特別措置法施行令
6	農業災害補償法施行令	56	引揚者給付金等支給法施行令
7	児童福祉法施行令	57	国土開発幹線自動車道建設法施行令
8	最高裁判所裁判官国民審査法施行令	58	美容師法施行令
9	予防接種法施行令	59	自然公園法施行令
10	検察審査会法施行令	60	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令
11	統計法施行令	61	学校保健法施行令
12	土地改良法施行令	62	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
13	私立学校法施行令	63	臨床検査技師等に関する法律施行令
14	公職選挙法施行令	64	調理師法施行令
15	生活保護法施行令	65	国民健康保険法施行令
16	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	66	国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令
17	建築基準法施行令	67	未帰還者に関する特別措置法施行令
18	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令	68	下水道法施行令
19	土地収用法施行令	69	国民年金法施行令
20	漁船損害等補償法施行令	70	小売商業調整特別措置法施行令
21	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令	71	薬事法施行令
22	物価統制令施行令	72	薬剤師法施行令
23	地方公営企業法施行令	73	車両制限令
24	農地法施行令	74	農業信用保証保険法施行令
25	道路法施行令	75	農業協同組合法施行令
26	農地对価等徴収令	76	電気用品安全法施行令
27	中小漁業融資保証法施行令	77	地方公務員等共済組合法施行令
28	未帰還者留守家族等援護法施行令	78	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令
29	食品衛生法施行令	79	戦傷病者特別援護法施行令
30	栄養士法施行令	80	新住宅市街地開発法施行令
31	理容師法施行令	81	不動産の鑑定評価に関する法律施行令
32	家畜伝染病予防法施行令	82	義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令
33	狂犬病予防法施行令	83	漁業災害補償法施行令
34	森林国営保険法施行令	84	河川法施行令
35	軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令	85	所得税法施行令
36	軌道法施行令	86	法人税法施行令
37	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	87	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令
38	船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令	88	理学療法士及び作業療法士法施行令
39	信用保証協会法施行令	89	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令
40	他の都府県又は他の都府県内の公共団体に砂防工事の費用を負担させる場合の手續に関する政令	90	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令
41	死体解剖保存法施行令	91	流通業務市街地の整備に関する法律施行令
42	医師法施行令	92	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令
43	歯科医師法施行令	93	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令
44	診療放射線技師法施行令	94	地価公示法施行令
45	保健師助産師看護師法施行令	95	都市再開発法施行令
46	自衛隊法施行令	96	農薬取締法施行令
47	奄美群島振興開発特別措置法施行令	97	視能訓練士法施行令
48	建設機械抵当法施行令	98	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
49	土地区画整理法施行令	99	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令
50	菌科技工士法施行令	100	新都市基盤整備法施行令

No.	法令名
101	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令
102	国民生活安定緊急措置法施行令
103	雇用保険法施行令
104	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
105	文化財保護法施行令
106	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令
107	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令
108	国勢調査令
109	労働金庫法施行令
110	老人保健法施行令
111	鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令
112	肉用子牛生産安定等特別措置法施行令
113	旅券法施行令
114	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令
115	歯科衛生士法施行令
116	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令
117	柔道整復師法施行令
118	外国人登録法施行令
119	水産業協同組合法施行令
120	計量法施行令
121	協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令
122	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令
123	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
124	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令
125	らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する政令
126	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令
127	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令
128	旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令
129	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令
130	平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する甲慰金等の支給に関する法律施行令
131	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令
132	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令
133	独立行政法人水資源機構法施行令
134	独立行政法人農業者年金基金法施行令
135	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
136	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令
137	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
138	インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令

イ. 地方自身が自立的な地域づくりへ向けて努力する仕組みづくり

・ 公務員改革、制度改革など行政の効率化推進

三位一体改革の推進に伴い、ほとんどの地方自治体では公務員の定数削減を行い、多数の自治体で公務員の人事委員会勧告によらない自主的な賃金カットを実施している。

また、予算編成にあたっては、個別事業について厳しい査定を行い、歳出規模の圧縮に努めている。

しかしながら、

- i) 現在の地方交付税制度では、歳入増や経費削減を実施しても、それに比例して交付金額が減るため、経営努力が報われない。
- ii) 制度上は予算の繰り越しが認められているにもかかわらず、単年度主義の予算制度や対前年比の査定システムにより、予算を使い切る慣習がなくならない。
- iii) 単式簿記により個々の会計の経理が行われているため、外から自治体全体の財政状況が把握しづらい。

などの理由から、積極的な歳出削減のインセンティブが働きにくいシステムとなっている。

加えて、地方自治体では法律を「活用する」ことよりも「忠実に守る」ことに努力が割かれるため、法律や制度が改正されないと改革が進まない傾向があり、地方が独自に制度改革を推し進めることが少ない。

歳出削減や制度改革を推進していくためには、

- i) 現行の積み上げ予算査定方式から総額方式への変更
 - ii) 複式簿記会計を導入し、予算重視から決算重視への変更
- など抜本的な予算決算システムの改革を図っていかなければならない。

また、地方行政のスリム化を図るための事務のアウトソーシングについては、現行法令では委託困難な事務が多く、実施が遅れている。法令の改正や運用の改善等により積極的に推進するものとし、たとえばバックオフィスの民間委託、指定管理者制度の幅広い民間への開放を積極的に進める必要がある。

ウ. 地方の特色を活かせる地域振興策の実施

・ 国土保全、基幹交通体系整備などの広域的インフラ整備

地方分権等による自立的な地域づくりを考える際には、国と地方の役割分担をしっかりと整理することが不可欠である。特に、特定の地域を越えて、国家

全体としての戦略に基づく安心・安全の確保（大規模な治山治水等）や、日本の国際競争力等を確保する上で必要となる基幹ネットワークの形成は、国の責務として実施していく必要がある。

・ **東京一極集中を是正するための行政、産業、文化面等の施策展開**

もし、地方分権等による自立的な地域づくりが「地方の実力に見合った事業、費用対効果に基づいた事業の展開」として進められていけば、現在の社会システムでは民間ポテンシャルの高い大都市圏、特に東京圏がますます繁栄し、地方が衰退していく恐れがある。

たとえば、産業振興にあたっては、本社部門を含めた地方への企業進出を促進する税財政等の制度づくり、文化面については、情報格差の是正に向けた施策など、欧米に比較していびつな国土構造を是正するための施策については、国において展開を図っていく必要がある。

(2) 歳入改革関連

前節では、自立的な地域づくりに必要な要件について概括的に検討してきた。本節では、そのために必要な税財政制度に焦点を絞り、より具体的な考察を行う。

ア. 国庫補助金の廃止

・補助率の縮減ではなく補助金そのものの廃止

表5 三位一体改革で廃止・削減された補助金

年度		兆円
15	義務教育費国庫負担金	0.23
16	公立保育所運営費等	0.24
	義務教育費国庫負担金	0.23
17 & 18	公営住宅家賃補助等	0.15
	国民健康保険国庫負担金	0.69
	義務教育費国庫負担金	0.85
	児童手当国庫負担金等	0.47

補助率の削減、新たな地方負担

総務省資料等により北陸経済研究所作成

表5は、平成16年度(一部は15年度)から18年度に実施された三位一体改革により廃止・削減された補助金と金額を示したものである。

削減された3.2兆円のうち、色をつけた2兆円は、補助率の削減や国の事務について新たに地方負担を生じさせたものである。地方側にとっては補助金が地方単独事業費に振り替わっただけで地方分権にはまったくつながっていない。これ以外も義務教育関連経費などは実施に関して地方に裁量の余地がないもので、同様に地方分権の趣旨とは相容れない。

三位一体改革は、形式的には当初の金額目標を達成したように報じられているが、実質面では非常に不十分なものとな

ってしまった。

新地方分権改革一括法に基づく新たな補助金改革にあたっては、上記のような補助率の削減ではなく、事業自体を廃止するか、事業を実施する権限も含めて地方に移譲するものとする必要がある。

・廃止する補助金は地方との協議によって決定

上述の三位一体改革により削減された補助金のうち、義務教育費については地方間でも賛否が分かれ、また国民健康保険や児童手当制度などは地方側が強く反対したものであった。

今後の補助金改革に際しては、国と地方双方が対等の立場で議論することができる場を活用し、その際地方は結束して強い意志を国に対し示す必要がある。

イ. 地方への税源移譲

・ 補助金や地方交付税の減額分に見合う税源の移譲

表6 三位一体改革による影響額と対応
(16~18年度 億円)

項目	改革額	
	全国	北陸三県
国庫補助金改革	△ 46,661	△ 581
上に伴う税源移譲	31,176	530
地方交付税改革	△ 51,244	△ 1,099
計	△ 66,729	△ 1,150

歳出削減	30,599
地方税増収	27,238
差額（地方債等で対応）	8,892

全国は都道府県＋市町村
北陸三県は県分のみ
北陸三県の対応額は公表されていない
総務省資料

表6は、三位一体改革による地方への影響額（予算ベース）を示したものである。

今回の改革は上述のとおり補助制度の見直しではなく補助率の引き下げによるものが多いばかりでなく、削減された補助金額に見合う財源が移譲されていない。

また、大幅な地方交付税の削減が地方財政に大きな影響を与えている。地方が自ら歳出削減努力を行い歳出の削減を行うのではなく、国が地方の歳入額をコントロールすることにより歳出

の削減を行う形式は、地方分権とは程遠い。

今後とも地方歳出の削減は進めていかなければならないが、その額や内容については地方が判断して決定すべき事項であり、新地方分権改革一括法においては、地方の自主性が活かされる補助金改革と税源移譲が求められる。

今のような補助金削減が続くのであれば、国は削減された額に見合う税源を移譲する責務があるし、それによって剰余金が生じた場合は地方債の縮減に充当すればよい。

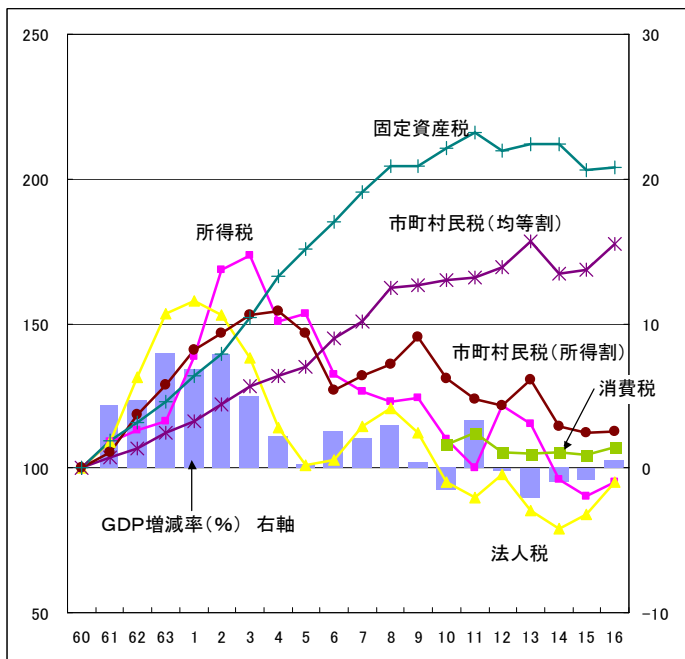
・ 景気変動の影響を受けにくく地方偏在性の少ない税目の移譲

今後地方財政を健全化し、地方を進めていくためには、安定的な財源を確保することが求められる。新地方分権改革一括法による新たな補助金改革においては、どのような税源が移譲されるかということも大きなポイントとなる。

現在の地方税は、課税対象により、

- i) 住民税均等割など人口や企業数に基づく税
- ii) 住民税所得割など所得に基づく税
- iii) 固定資産税や自動車税など資産保有に基づく税
- iv) 地方消費税など消費に基づく税

図 14 表的な税目の収入額推移（昭和 60 年度 = 100）



地方財政白書 国民経済計算報告

に大まかに分けられる。

図 14 は、それぞれを代表する税目の昭和 60 年度を 100 とした指数である（消費税は国税分で税率 5% となって以降）。

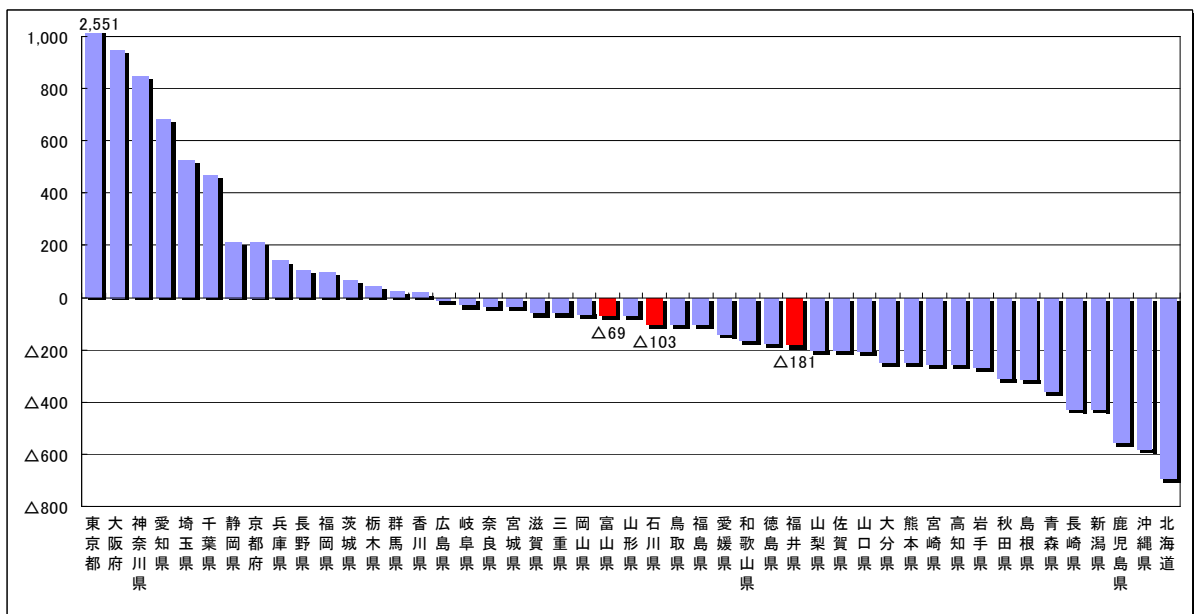
固定資産税や市町村民税均等割、消費税は堅調な動きを示しているが、市町村民税所得割は法人税や所得税同様景気に大きく左右されている。

今後の税源移譲に際しては、安定的な財源となるよう、景気変動に影響されにくい税目若しくは税システムとすることが必要である。

また、所得や消費に関する税目は、

日本の企業本社や人々の消費形態が東京を中心とした大都市圏に偏って徴収されるため、地方偏在性が高い。現在、偏在性が少ないといわれる移譲税源の対象として考えられている地方消費税についても、図 15 のように、国庫補助金改革の第 2 期分（3.6 兆円）を地方消費税の税源移譲で実施した場合（1%→2.5%）の国庫補助金額との乖離額を推計すると、現行よりも増加するのは東京

図 15 国庫補助金改革の税源移譲が地方消費税で実施された場合の増減額推計（億円）



（17 年度ベース） 北陸経済研究所試算

を筆頭とする大都市圏で、北陸三県はすべて現行よりも税額が減少することになる。地方の持つ真の力と地方が必要とする財源に配慮した税目とすることが必要である。

ウ. 地方交付税の見直し

・透明化、単純化と同時に地方毎の事情にも配慮した算定方法

現在の地方交付税については、多くの議論がある。主なものとしては、

- i) 財政需要と収入の差額を埋める方式のため、地方側に改革のインセンティブが働かない。
- ii) 算定方式が複雑でわかりにくい。
- iii) 算定に際して国の裁量が働く余地がある。

というものである。

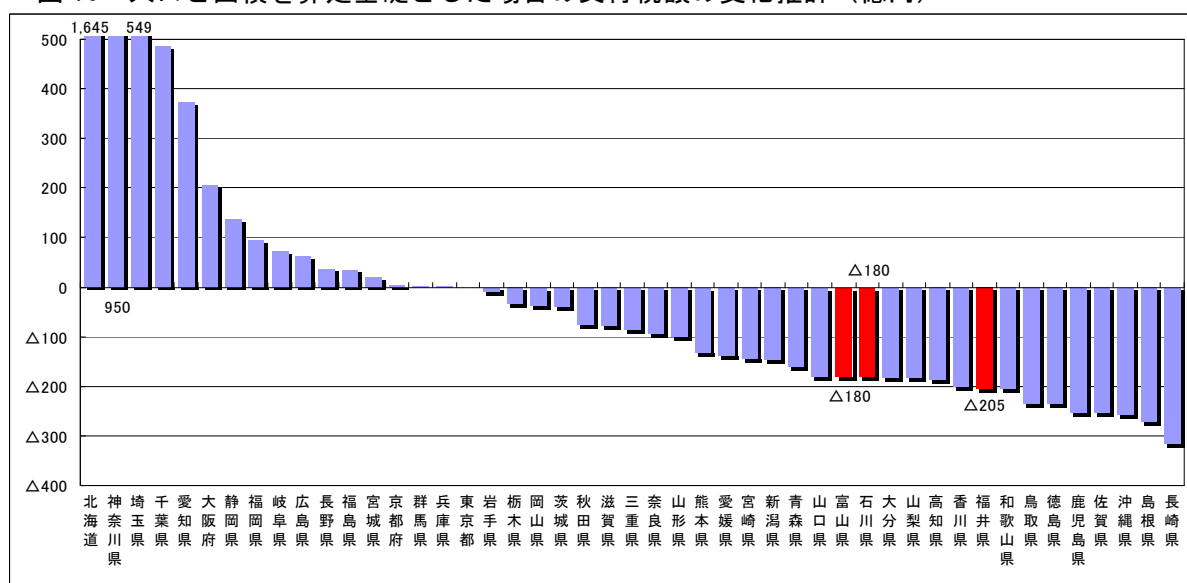
そこで、国においては、ii) iii) を解消するため、人口や面積などに基づく「新型交付税」を一部導入することとしている。

ただし、地方の財政需要は、人口や面積など以外にさまざまな要素に基づいており、あまりにも単純な算定は地方間に新たな不公平を与えることになる。

図 16 は、人口と面積を算定基礎として交付税額の変化を試算したものである。北海道、大都市圏では増加するが、北陸三県はすべて現行よりも減少する。

現在の地方交付税の考え方や算定方法については、見直しをすべき点もあるが、その場合、税源移譲と同様な配慮が必要である。

図 16 人口と面積を算定基礎とした場合の交付税額の変化推計（億円）



基準財政需要額の1/3を人口0.8面積0.2で按分 人口は17年国勢調査

面積と基準財政需要額は17年度分地方交付税算定資料による 北陸経済研究所試算

また、骨太の方針 2006 では、「三位一体の改革を進めることを通じて、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく」とされている。

前述のとおり地方交付税は、財政需要と収入の差額を補てんする役割を担っている。この差額をなくせば不交付団体となる訳であるが、その際、国の一方的な財政需要の見直しにより強制的に需要と収入の差額を埋めることとなれば、地方は必要な行政施策の展開が困難になってしまう。地方側に歳出の削減努力を求めることは止むを得ないことであるが、地方の努力の限界を超えて削減を求めることは、結局は住民サービス、福祉の低下につながるだけであるため、不交付団体の拡大は、各自治体における財政力強化の結果としてもたらされるものであることを認識すべきである。

エ. 権限、税源の形式的移譲と実質的移譲

3年後を目途に策定される新地方分権改革一括法には、新たな地方分権、自立的な地域づくりへのシナリオが書き込まれることになっている。このシナリオが、真に地方、そして北陸地域の自立的な地域づくりに役立つものとなるためには、権限、税源の実質的な移譲が行われることが必要である。

地方分権一括法や三位一体改革は、結果として形式的な権限移譲に終わっている。

新地方分権改革一括法、新たな三位一体改革の推進に際しては、形式的な権限や税財源の移譲ではなく、自立的な地域づくりを行うために真に必要な実質的なものとしていく必要がある。

オ. 地域の努力が報われる税制（税再配分シミュレーション関連等）

道州制や地方圏を北陸三県として議論する際、指摘されるのは、

- i) 人口規模が小さいこと
 - ii) 自立的な財政運営を行うことができない恐れがあること
- である。

このうち人口規模に関しては、似通った性質を多く持つ北陸地域においては、性質の異なる地域との道州によるマイナス面とを比較考量すれば、人口の大小をもって道州や地方圏のエリアを議論すべきではないと考える。

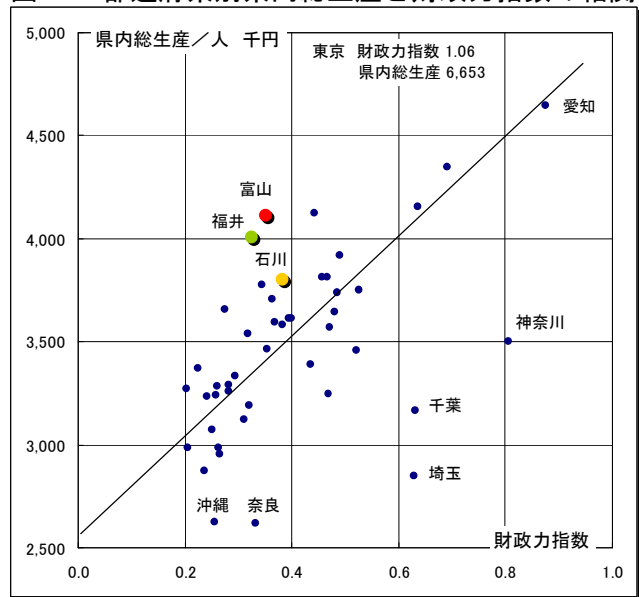
また、自立的な財政運営については、以下の論点により北陸の実力に見合った税配分による自主財源確保のシナリオを描くことができる。

・北陸の持つ地域力とそれを反映しない税構造

図 17 は、都道府県の一人当たり県内総生産（15 年度）と財政力指数（16 年度）をプロットしたものである。

直線は、上の 2 変数を回帰分析して得られた傾向線で、線よりも右上は、県内総生産（県民がどれだけの価値を生み出したか）に比較して財政力指数（担税力がどれだけあるか）が小さいこと、言い換えれば県民が持つ実力に比較して県（行政）に与えられる税収が少ないことを示す。

図 17 都道府県別県内総生産と財政力指数の相関



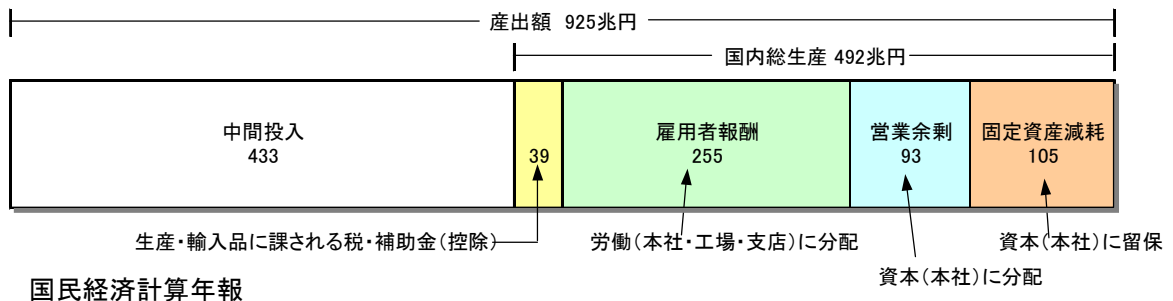
地方財政白書、県民経済計算年報

示す。東京については後述するが、愛知はほぼ実力とおり、首都圏の千葉、埼玉、神奈川は実力以上に行政体への分配が大きい。

ここで、付加価値の創出と分配に関して考えてみよう。

図 18 は、平成 16 年の国民経済計算統計である。経済活動によって生み出された 925 兆円の産出額は、産出に使用された中間投入を除いた部分が国内総生産（GDP）となり、それらは雇用者報酬や営業余剰としてそれぞれの部門に分配され、固定資産減耗分が資本に留保される。

図 18 産出額及び国内総生産（平成 16 暦年 名目）



国民経済計算年報

これらのうち、雇用者報酬（賃金）は、従業員に直接分配され、工場や支店の所在する地域に還元される。しかし、資本に帰属する営業余剰と固定資産減耗分については、企業単位で把握され、本社において管理される。

このうち、雇用者所得と営業余剰分から、所得税や法人税、住民税などの国

税や地方税が徴収されることになる。

表7は、徴収される税目の算定基礎を単純に示したものである（これ以外にも消費税や固定資産税などさまざまな税目があるが、ここでは省略する）。

表7 主な税目の算定基礎

	国税	算定基礎	地方税	算定基礎
雇用者報酬	所得税	所得	住民税均等割	人口
			住民税所得割	所得
営業余剰	法人税	所得	住民税均等割	企業数
			住民税所得割	所得
			事業税	所得

このうち、国税として徴収された所得税と法人税等が、地方交付税交付金として地方に還元される形となっており、骨太の方針等で、この地方交付税の分配が議論され、自立的な地域づくりの指標として、不交付団体を増やすことが目標として上げられている。

しかし、地方交付税に依存していることが、そのまま地方の実力が不足していることを示している訳ではない。なぜなら、所得税及び法人税が、現在のシ

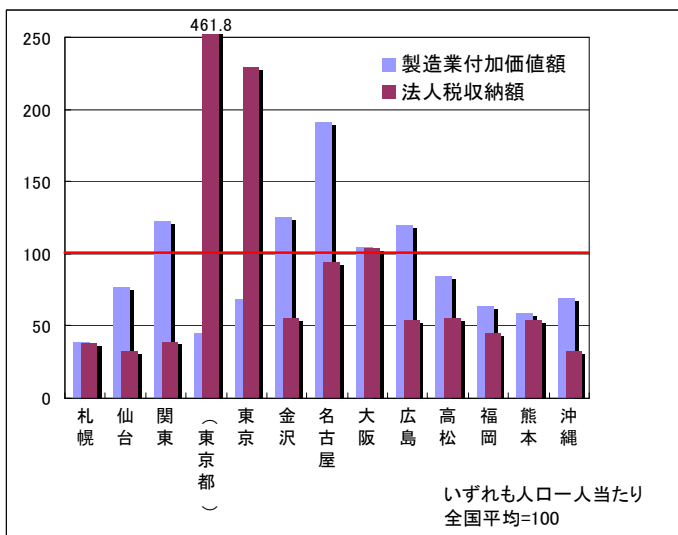
ステムでは、その地域で生み出された付加価値に応じて徴収されるのではなく、経済活動の結果として所得が発生した場所において徴収されているからである。

図19は、人口一人当たり製造業の付加価値額と法人税収納額を比較したものである。

価値は、モノを作り、それを使用して販売しサービスを提供することにより生み出される。

現在の日本では、価値の源に比較し、法人税徴収は極めて東

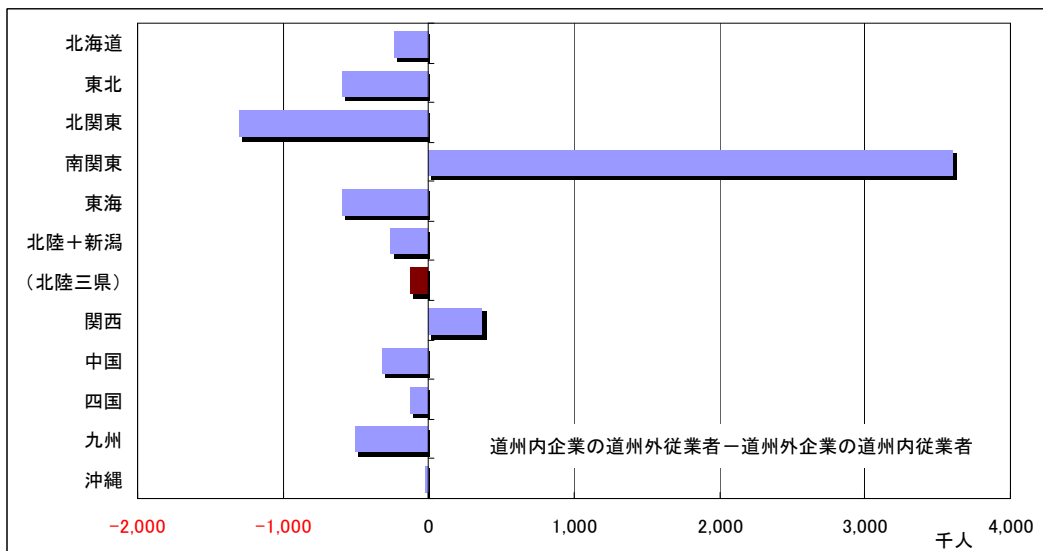
図19 製造業付加価値額と法人税収納額（億円）



人口：国勢調査（平成17年）
製造業付加価値額：工業統計表（平成16年）
法人税収納額：国税庁統計年報書（平成16年度）

京に集中している。これは企業の本社が東京に集中し、東京が地方で獲得した価値を利用して見かけ上大きな所得を計上しているからである。

図 20 道州内企業の道州外従業者数と道州外企業の道州内従業者数の差



企業・事業所統計調査（平成 13 年）

図 20 は、地方制度調査会答申の中で例示された 11 区域の道州毎に、平成 13 年事業所・企業統計調査を用い集計したものである。グラフは、道州内企業の道州外従業者数（例 石川県に本社を置く企業の全国の工場、支店等の従業員数）から、道州外企業の道州内従業者数（例 東京都に本社を置く企業の石川県内の工場、支店等の従業者数）を引いたものである。東京を含む南関東が圧倒的なプラスとなっており、東京が全国の事業所の本社機能を強く持っていること、全国で生み出された価値が東京に集まっていることを示す。

地方分権に伴う税源移譲にあたっては、このような価値の発生源と税目の徴収地間に存在する不均衡を是正し、地域が生み出した価値に応じて税を配分するシステムを考える必要がある。

- ・北陸の地域力を反映した新たな税体系の提案—ものづくり貢献度による税配分
上述の議論を踏まえ、実際にシミュレーションを行う。

地方税の中には、次頁の表 8 のように所得に対して課税される税目がある。前述のとおり、所得は付加価値の発生地ではなく最終的な付加価値の計上地において把握されているため、地方税のうち所得に関して課税される税目（税込全体に占める割合は 42.4%）を、地域が生み出した価値に応じて再配分するのである。

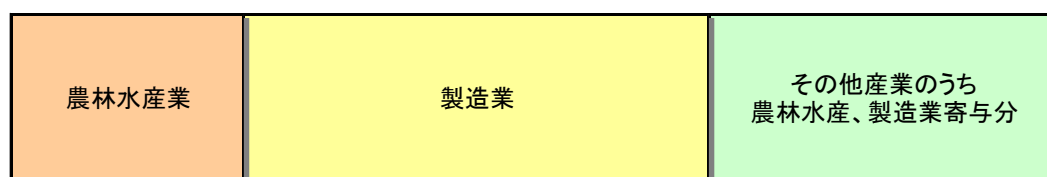
（なお、国税にも所得税、法人税という所得に対して課税される税があるが、その一部は財政調整地機能としての地方交付税として地方に再配分されている）

表8 住民税のうち所得に課税される税

税目		収納額（百万円）	所得課税
道府県民税	個人均等割	46,843	
	個人所得割	2,125,519	○
	法人均等割	141,032	
	法人税割	722,152	○
	利子割	273,552	○
	配当割	43,729	○
	株式等譲渡所得割	45,795	○
	事業税個人分	215,565	○
	事業税法人分	4,123,309	○
市町村民税	個人均等割	137,468	
	個人所得割	5,328,853	○
	法人均等割	343,556	
	法人所得割	1,342,710	○

地方財政統計年報（平成16年度決算）

次に、それらの財源を再配分するための手法であるが、前述のように今の税体系は、価値の源泉ではなく実際に商品やサービスが販売された時点で計測されていることに鑑み、ものづくりによって生み出された価値に着目し、下図のように、ものづくりの貢献度に応じて配分する方法を用いる。



○シミュレーション結果

シミュレーションでは、次の前提を置き、3つの結果を算出した。

生み出した価値算定に際して考慮する産業	農林水産業、製造業	A及び(商業、金融保険業、不動産業、運輸・通信業、サービス業)のものづくり由来分	全産業
	A	B	C

付加価値は15暦年の名目値、農林水産業、商業以外の産業については、各産業の中間投入額に占める農林水産業と製造業の割合を使用。

再配分率は、42.4%（再配分する地方税が税収に占める割合）

各々のシミュレーション結果は次頁の表9及び表10のとおりである。

なお、報告書本文で採用した産業については、第一次産業や製造業以外の産業においても、発生した付加価値には、仕入れ等の中に「ものづくり」に由来する部分が含まれていることから、その部分を加味した考え方（B）を採用した。

この考え方に基づきシミュレーションを行えば、北陸三県の再配分後の地方税額は配分前に比較して729億円の増加となり、これは北陸三県の自治体歳入

合計額の 2.5%に相当する。

表 9 シミュレーション後の税額の増減（区域は地方制度調査会の 11 区域例） 百万円

	実績	A		B		C	
		増減額	増減率%	増減額	増減率%	増減額	増減率%
北海道	429,928	△ 93,524	△ 21.8	△ 13,232	△ 3.1	87,468	20.3
東北	710,692	169,506	23.9	159,394	22.4	172,450	24.3
北関東	1,604,102	518,435	32.3	242,379	15.1	△ 59,843	△ 3.7
南関東	4,592,542	△ 1,951,153	△ 42.5	△ 1,226,294	△ 26.7	△ 479,183	△ 10.4
東海	1,917,095	877,590	45.8	435,333	22.7	△ 66,636	△ 3.5
北陸+新潟	507,174	181,683	35.8	122,393	24.1	85,213	16.8
関西	2,317,728	△ 5,757	△ 0.2	△ 31,976	△ 1.4	△ 51,105	△ 2.2
中国	695,247	240,278	34.6	166,379	23.9	93,633	13.5
四国	338,953	79,610	23.5	60,775	17.9	36,364	10.7
九州	1,031,807	24,649	2.4	97,226	9.4	164,238	15.9
沖縄	75,917	△ 41,316	△ 54.4	△ 12,377	△ 16.3	17,402	22.9
富山県	103,413	93,507	90.4	61,393	59.4	25,269	24.4
石川県	114,246	14,385	12.6	10,891	9.5	9,756	8.5
福井県	86,707	7,232	8.3	593	0.7	4,712	5.4
北陸三県	304,366	115,124	37.8	72,877	23.9	39,737	13.1

表 10 シミュレーション前後の地方税額比較（北陸三県 百万円）

	再配分前	再配分後	増減額	増減率%	備考
富山県	1,034	(1) 1,648	614	59.4	
石川県	1,142	1,251	109	9.5	
福井県	867	873	6	0.7	
計	3,044	3,772	729	23.9	

(1) 各県のものづくり貢献割合 × 全国の地方税変動部分額（142,212億円）

$$\text{※ 各県のものづくり貢献割合} = \frac{\text{各県の第一次\&製造業由来付加価値額}}{\text{全国の第一次\&製造業由来付加価値額}}$$

※ 製造業由来付加価値額:

商業、サービス業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業の
産出額のうち、製造業の中間投入額の割合を合計

図 21 地方の歳入構造（シミュレーションに使用したもの）

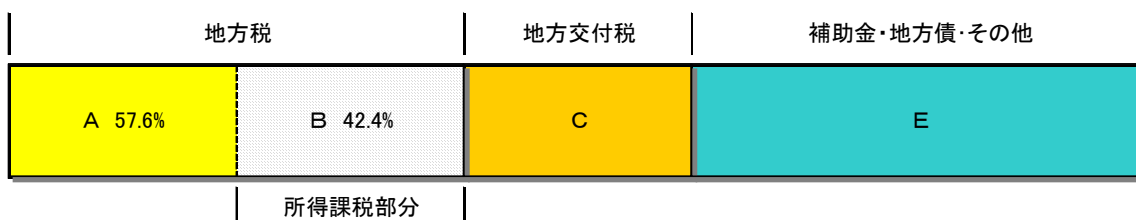


図 21 は、地方の歳入構造をモデル化したものである。採用したシナリオは、歳入全体のうち、網掛部分を「ものづくり」によって各地域が獲得した付加価値額に応じて再配分している。

現在の地方自治体の歳入は、地方交付税や国庫支出金など、国税収入から地方への配分によって財政調整がなされている。したがって国税に関しては、日本全体で額が確保されれば、税の源である所得（付加価値の一部）がどこでカウントされるかは問題にならない。所得に課税される地方税目についても、最終的に地方交付税等で調整されるため大きな問題にならない。

しかし、真に自立的な地域づくりを考えるならば、自主税源の確保は不可欠であり、そのためには地域が生み出した価値を正しく反映した税配分システムが必要である。

本シミュレーションは、このような考え方に基づき推計したものである。

注) このシミュレーションは、変動要因以外の変数はすべて固定して考えている。また、現時点の税財源や経済活動を所与として、その中で仮定として計算したものであり、使用にあたっては十分に注意する必要がある。

なお、結果は北陸地域の「ものづくり」を税源配分に取り込んだ場合を検証したもので、増減額や他地域の増減を議論するためのものではない。

参考 16 シミュレーション基礎数値及び結果数値 (百万円)

都道府県	A1	A2	B	A1+A2+B C	D	E	Eの計×D F	E-F
	県内総生産		ものづくり 貢献分※	ものづくり計	Cの割合	所得課税地方税※※		増減
	農林水産業	製造業				現行	再配分後	
1 北海道	668,120	1,923,694	2,252,230	4,844,044	2.93	429,928	416,696	-13,232
2 青森県	174,331	413,474	457,583	1,045,388	0.63	83,753	89,927	6,173
3 岩手県	173,707	751,724	463,083	1,388,514	0.84	90,859	119,443	28,584
4 宮城県	154,988	1,321,621	952,509	2,429,118	1.47	216,647	208,959	-7,689
5 秋田県	127,126	503,115	374,281	1,004,522	0.61	70,844	86,411	15,568
6 山形県	131,011	845,435	389,635	1,366,081	0.83	83,840	117,514	33,673
7 福島県	152,820	2,032,098	696,100	2,881,018	1.74	164,748	247,832	83,084
8 茨城県	260,740	3,600,360	1,006,508	4,867,608	2.94	292,811	418,723	125,912
9 栃木県	171,542	2,851,013	705,042	3,727,597	2.25	215,577	320,657	105,080
10 群馬県	119,247	2,559,066	678,224	3,356,537	2.03	187,425	288,737	101,312
11 埼玉県	113,987	4,409,541	1,932,995	6,456,523	3.91	718,347	555,406	-162,942
12 千葉県	288,315	3,582,802	2,009,422	5,880,539	3.56	625,315	505,858	-119,457
13 東京都	46,528	8,987,155	12,909,336	21,943,019	13.27	2,695,464	1,887,591	-807,873
14 神奈川県	54,975	6,583,465	3,546,463	10,184,903	6.16	1,181,395	876,130	-305,265
15 新潟県	220,611	1,854,709	857,913	2,933,233	1.77	202,807	252,324	49,516
16 富山県	56,899	1,460,260	398,686	1,915,845	1.16	103,413	164,806	61,393
17 石川県	47,621	943,418	463,666	1,454,705	0.88	114,246	125,137	10,891
18 福井県	38,276	685,473	291,107	1,014,856	0.61	86,707	87,300	593
19 山梨県	56,100	751,134	316,546	1,123,780	0.68	90,368	96,670	6,302
20 長野県	163,627	2,103,880	789,353	3,056,860	1.85	189,942	262,958	73,016
21 岐阜県	79,393	1,895,124	668,515	2,643,032	1.60	188,000	227,360	39,360
22 静岡県	192,167	5,697,475	1,369,423	7,259,065	4.39	442,166	624,442	182,276
23 愛知県	188,765	11,014,167	3,146,860	14,349,792	8.68	1,089,936	1,234,403	144,467
24 三重県	111,804	2,352,637	630,361	3,094,802	1.87	196,993	266,222	69,230
25 滋賀県	46,126	2,296,619	423,654	2,766,399	1.67	144,049	237,972	93,923
26 京都府	54,888	2,164,733	971,271	3,190,892	1.93	258,792	274,488	15,696
27 大阪府	31,645	6,767,268	4,822,343	11,621,256	7.03	1,145,400	999,688	-145,712
28 兵庫県	118,773	4,493,933	1,862,365	6,475,071	3.92	558,165	557,001	-1,164
29 奈良県	38,620	762,262	365,051	1,165,933	0.71	129,525	100,296	-29,228
30 和歌山県	83,319	954,297	314,430	1,352,046	0.82	81,797	116,306	34,509
31 鳥取県	51,215	372,983	206,958	631,156	0.38	44,310	54,294	9,983
32 島根県	52,917	316,719	241,947	611,583	0.37	54,372	52,610	-1,762
33 岡山県	79,179	2,018,801	671,089	2,769,069	1.67	170,368	238,202	67,834
34 広島県	82,472	2,481,022	1,166,437	3,729,931	2.26	289,885	320,858	30,972
35 山口県	62,058	1,690,344	522,149	2,274,551	1.38	136,312	195,662	59,350
36 徳島県	75,567	781,445	253,831	1,110,843	0.67	76,429	95,557	19,128
37 香川県	60,388	777,400	402,667	1,240,455	0.75	96,826	106,707	9,881
38 愛媛県	106,194	1,068,477	489,701	1,664,372	1.01	113,656	143,173	29,517
39 高知県	106,067	249,260	275,787	631,114	0.38	52,042	54,290	2,248
40 福岡県	147,011	2,814,322	2,151,171	5,112,504	3.09	473,307	439,790	-33,517
41 佐賀県	96,919	564,559	278,216	939,694	0.57	62,441	80,835	18,394
42 長崎県	120,103	440,382	510,812	1,071,297	0.65	91,034	92,156	1,122
43 熊本県	204,221	960,360	639,804	1,804,385	1.09	131,004	155,218	24,213
44 大分県	108,210	1,110,728	431,924	1,650,862	1.00	90,750	142,011	51,261
45 宮崎県	181,704	462,167	383,813	1,027,684	0.62	71,754	88,404	16,649
46 鹿児島県	263,613	665,123	589,712	1,518,448	0.92	111,516	130,621	19,105
47 沖縄県	63,821	202,763	472,069	738,653	0.45	75,917	63,541	-12,377
99 計	6,027,730	103,538,807	55,753,042	165,319,579	100.00	14,221,185	14,221,185	0

※ ものづくり貢献分=(商業、サービス業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業)の産出額×各産業の中間投入額に対する製造業の割合
 ※※ 所得課税地方税=(道府県民税一人均等割-法人均等割)+(市町村民税一人均等割-法人均等割)

参考 16-2 シミュレーション基礎数値及び結果数値（地方制度調査会 11 区域例）（百万円）

都道府県	A1	A2	B	A1+A2+B C	D	E	Eの計×D F	E-F
	県内総生産		ものづくり 貢献分※	ものづくり計	Cの割合	所得課税地方税※※		増減
	農林水産業	製造業				現行	再配分後	
北海道	668,120	1,923,694	2,252,230	4,844,044	2.9	429,928	416,696	-13,232
東北	913,983	5,867,467	3,333,190	10,114,640	6.1	710,692	870,086	159,394
北関東	829,143	15,523,860	5,112,123	21,465,126	13.0	1,604,102	1,846,481	242,379
南関東	445,918	19,904,556	18,781,766	39,132,240	23.7	4,592,542	3,366,249	-1,226,294
東海	572,129	20,959,403	5,815,159	27,346,691	16.5	1,917,095	2,352,428	435,333
北陸+新潟	363,407	4,943,860	2,011,372	7,318,639	4.4	507,174	629,567	122,393
関西	373,371	17,439,112	8,759,115	26,571,598	16.1	2,317,728	2,285,752	-31,976
中国	327,841	6,879,869	2,808,580	10,016,290	6.1	695,247	861,625	166,379
四国	348,216	2,876,582	1,421,986	4,646,784	2.8	338,953	399,727	60,775
九州	1,121,781	7,017,641	4,985,452	13,124,874	7.9	1,031,807	1,129,033	97,226
沖縄	63,821	202,763	472,069	738,653	0.4	75,917	63,541	-12,377
北陸三県	142,796	3,089,151	1,153,459	4,385,406	2.7	304,366	377,243	72,877

・ 製造業の生産性向上を考慮した法人事業税の分割基準是正

前述のシミュレーションは、税目、税額自体の変更を伴わない点で中立的なものであるが、現在は各自治体で徴収している地方税を、一括して徴収し再配分する新たな仕組みを作る必要があるため、解決すべき多くの課題がある。

そこで、現行の税目、徴収方法の変更を伴わず、かつ北陸三県の「ものづくり」を反映した税体系の仕組みについても考える。

表 11 は、企業に対して課税される主な税目である。

「ものづくり」に伴い発生する付加価値に関して課税される地方税目のうち、住民税部分については上述のシミュレーションにおいて再配分されることとなるが、事業税についても「ものづくり」に関して考慮されるべき部分がある。

事業税は、法人企業に対して課税される道府県民税で、平成 16 年度の税収は 4 兆円を超え、最大の税目となっている。

表 11 企業に対して課税される主な税目と税額

税		課税標準				税額 10億円 (16年度)
		人口 事業所	所得	消費	資産	
国税	所得税		○			16,642
	法人税		○			12,402
	消費税			○		12,664
	揮発油税			○		3,201
	自動車車量税				○	1,123
道府県税	道府県民税	○	○			3,399
	事業税		○			4,339
	地方消費税			○		2,614
	不動産取得税				○	456
	自動車税				○	1,713
	自動車取得税				○	451
	軽油引取税			○		1,100
市町村税	市町村民税	○	○			7,669
	固定資産税				○	8,806
	軽自動車税				○	146
	事業所税	○			○	206
	都市計画税				○	1,043

地方財政白書、国税庁統計年報書

表 12 は、事業税の課税概要である。事業税は、資本金 1 億円以上の法人にあっては、付加価値額、資本金、所得に対して、それ以外の法人にあっては所得に対して課税される。

ただし、所得に関しては本社所在地で計上されるため、税の偏在性を少なくするため、表 12 のような「分割基準」が設けられている。

表 12 事業税の概要

課税主体		都道府県			
納税義務者		都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等			
課税標準及び税率 ※	法人区分	課税標準	税率		
	資本金 1 億円超	付加価値額	付加価値額	0.48%	
		資本等の金額	資本割	0.20%	
		所得及び清算所得	所得割	所得のうち	
				年 400 万円以下の金額	3.80%
	年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額			5.50%	
	年 800 万円を超える金額及び清算所得	7.20%			
資本金 1 億円以下、公益・投資法人	所得及び清算所得	所得割	所得のうち		
			年 400 万円以下の金額	5.00%	
			年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	7.30%	
年 800 万円を超える金額及び清算所得	9.60%				
特別法人	所得及び清算所得	所得割	所得のうち		
			年 400 万円以下の金額	5.00%	
年 400 万円を超える金額及び清算所得	6.60%				
電気供給、ガス供給、保険業	収入金額	収入割	収入金額	1.30%	
分割基準	2 以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数等(事業により異なる。)により分割し、各都道府県における税率を乗じて算出した税額を納付する。				
	事業	分割基準			
	非製造業 ※2	課税標準の 1/2:事務所数	課税標準の 1/2:従業者数		
	製造業	従業者数(資本金 1 億円以上の法人:工場の従業者数を 1.5 倍)			
	鉄道、軌道事業	軌道の延長キロメートル数			
	ガス供給、倉庫業	事務所等の固定資産の価額			
	電気供給業 ※3	課税標準の 3/4:事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額			
課税標準の 1/4:事務所等の固定資産の価額					
税収(16 年度決算)		41,233 億円(うち超過課税収入額:982 億円(7 団体実施))			

※ 税率は標準税率を掲げている(制限税率は標準税率の 1.2 倍)。

※2 鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。

※3 電気供給業の分割基準については、当分の間、経過措置が設けられている。

分割基準については、経済情勢の変化等に伴い、次頁表 13 のような改定が行われてきた。このうち製造業に関しては、生産性の向上に伴う省力化への対

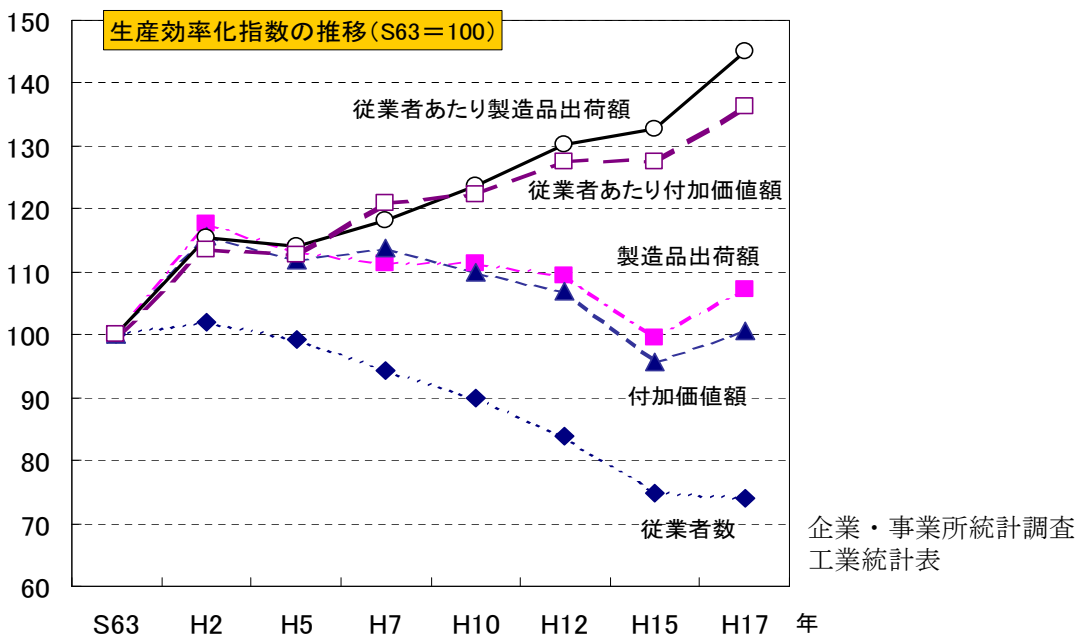
応として、平成元年度に工場の従業者数を 1.5 倍に換算する改定がなされてきた一方で、17 年度には、本社管理部門の従業者数の按分制度が廃止されている。

表 13 分割基準の変遷

	昭26年度	昭29年度	昭37年度	昭45年度	平元年度	平17年度	
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2を事業所数 1/2を従業者数		資本金1億円以上の法人の本 社管理部門の 従業者数につ いて1/2	証券業が追加	1/2を事業所数 1/2を従業者数 ※本社管理部 門の従業者数 1/2は廃止	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等							
製造業		資本金1億円以上の法人の本 社管理部門の従業者数について 1/2		資本金1億円以 上の法人の工 場の従業者数 について1.5倍	本社管理部門 の従業者数1/2 は廃止		
鉄道業 軌道業	軌道の延長km数						
ガス供給業 倉庫業	1/2を固定資産 の価額 1/2を従業者数	固定資産の価額				※昭47年度 1/2を発電所の固 定資産額 1/2を固定資産額 の価額数	※昭57年度 3/4 発電所 1/4 その他 の価額数
電気供給業							

製造業の生産性は、図 22 のように、平成元年度から 1.4 倍程度に上昇しており、この点から考えても、「ものづくり」を税に反映するため、製造業における分割基準については、「資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数について 1.5 倍」を 2 倍程度に引き上げるべきである。

図 22 製造業の生産性推移



参考 17 本社が北陸地域内から移転した主な会社

企業名	業 種	本社住所	登記上本社	主要工場・事業所住所 (北陸域内)
A社	金属加工	東京都	東京都	石川県
B社	医薬品	東京都	東京都	富山県
C社	アルミ	東京都	東京都	富山県
D社	建設	東京都	東京都	富山県
E社	建設	東京都	東京都	福井県
F社	医薬品	東京都	東京都	富山県
G社	卸売業	東京都	東京都	富山県
H社	紙加工品製造	東京都	東京都	富山県
I社	紙加工品製造	東京都	東京都	富山県
J社	化学	東京都	東京都	富山県
K社	機械	東京都	東京都	富山県
L社	医薬品	東京都	東京都	富山県
M社	機械	神奈川県	神奈川県	石川県
N社	陸運	愛知県	愛知県	富山県
O社	繊維	大阪府	大阪府	富山県
P社	卸売業	大阪府	大阪府	石川県
Q社	機械	東京都	東京都	石川県

北陸経済研究所調べ

参考 18 本社（本部）が併記してあるが、北陸に登記上本社を置く会社

企業名	業 種	実質本社	登記上本社	併記してある本社
a社	建設	東京都	富山県	富山県
b社	繊維製品	東京都	富山県	富山県
c社	機械	東京都	富山県	富山県
d社	金属製品	東京都	富山県	富山県
e社	その他製品	大阪府	富山県	富山県
f社	卸売業	兵庫県	富山県	富山県
g社	小売業	愛知県	福井県	福井県
h社	建設業	東京都	福井県	石川県
i社	建物・土地売買	東京都	石川県	石川県
j社	陸運	富山県	富山県	東京都
k社	建設	石川県	石川県	東京都
l社	卸売業	石川県	石川県	東京都
m社	繊維製品	福井県	福井県	東京都
n社	ガラス・土石製品	福井県	福井県	東京都
o社	卸売業	福井県	福井県	東京都

北陸経済研究所調べ

(3) 北陸地域の特性

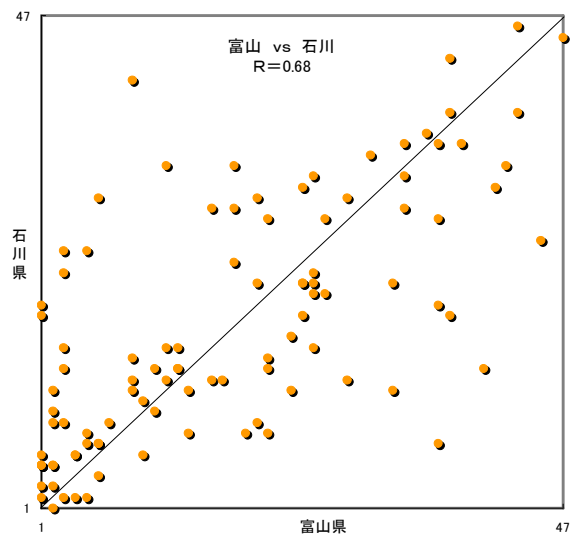
参考 19 100 の指標（富山県発行）に使用される項目一覧及び北陸各県の順位

項目	順位			項目	順位		
	富山	石川	福井		富山	石川	福井
1 面積(H16年)	33	35	34	51 誘導居住水準(H15年)	1	5	6
2 植性自然度(H10年度)	3	14	23	52 水道普及率(H16年度)	36	20	29
3 年間降水量(H16年)	6	7	5	53 汚水処理施設整備率(H16年度)	9	13	15
4 年間日照時間(H16年)	43	38	40	54 ごみ焼却処理率(H14年度)	5	25	24
5 年間平均気温(H16年)	36	28	34	55 1世帯当り自家用車保有台数(H16年度)	2	10	1
6 総人口(H17年)	38	35	43	56 道路改良率(H16年)	2	3	6
7 人口密度(H16年)	25	23	32	57 道路整備率(H16年)	1	3	5
8 人口増減率(H12年～17年)	24	22	25	58 都市公園面積(H16年度) ※	11	14	7
9 出生率(H16年) ※	32	12	15	59 火災発生件数(H16年) ※	47	45	43
10 死亡率(H16年) ※	20	30	22	60 自然災害被害額(H16年)	24	31	14
11 人口転出率(H16年) ※	45	26	44	61 有感地震回数(H16年)	16	29	23
12 人口転入率(H16年) ※	41	31	44	62 刑法犯認知件数(H16年) ※	37	38	39
13 老年人口割合(H16年)	18	29	20	63 交通事故発生件数(H16年) ※	26	28	34
14 生産年齢人口割合(H16年)	24	19	31	64 交通事故死者数(H16年) ※	30	34	4
15 年少人口割合(H16年)	40	14	6	65 介護保険給付支給額(H15年度) ※	5	8	22
16 1世帯あたり人員(H12年)	3	23	2	66 介護保険施設定員(病床数)(H16年) ※	2	5	8
17 実質経済成長率(H15年度)	3	25	31	67 老人クラブ加入率(H16年度)	1	5	8
18 県民所得(H15年度) ※	9	15	14	68 保育所入所率(H15年)	5	2	6
19 名目県内総生産(H15年度)	28	30	41	69 病床数(H16年) ※	14	12	20
20 就業率(H12年)	5	7	3	70 医師数(H16年) ※	20	9	24
21 女性就業率(H12年)	4	6	2	71 救急病院数(H17年) ※	23	17	1
22 高齢者の就業率(H12年)	21	28	7	72 基本健康診査受診率(H15年度)	6	30	35
23 第1次産業就業者割合(H12年)	35	36	32	73 国民健康保険診療費(H15年度) ※	6	7	15
24 第2次産業就業者割合(H12年)	3	16	5	74 幼稚園就園率(H17年)	43	46	40
25 第3次産業就業者割合(H12年)	37	19	35	75 高等学校等進学率(H17年)	4	2	12
26 実労働時間数(H16年)	11	10	15	76 大学・短期大学等進学率(H17年)	12	13	8
27 有効求人倍率(H16年度)	12	16	7	77 教員1人当り小学校の児童数(H17年)	18	24	30
28 高校卒業者県内就職率(H17年)	4	6	9	78 教員1人当り中学校の生徒数(H17年)	13	14	25
29 事業所数(H16年)	33	29	42	79 教員1人当り高等学校の生徒数(H17年)	36	35	23
30 1事業所あたり従業者数(H16年)	18	33	35	80 大学の学生数(H17年) ※	36	7	23
31 製造業の事業所数(H16年)	24	22	27	81 短期大学の学生数(H17年) ※	19	8	28
32 製造業の従業者数(H16年)	9	41	42	82 専修各種学校の生徒数(H17年) ※	21	8	11
33 製造品出荷額等(H16年)	25	32	37	83 小学校屋内運動場整備面積(H15年度)	10	11	3
34 商業の事業所数(H16年)	33	32	41	84 中学校屋内運動場整備面積(H15年度)	14	8	7
35 商品販売額(H16年)	32	22	39	85 高等学校体育館面積(H15年度)	1	2	3
36 飲食店数(H16年) ※	28	13	14	86 公共体育館面積(H14年度) ※	3	2	7
37 農家1戸当り経営耕地面積(H12年)	13	16	19	87 公民館数(H14年) ※	9	12	15
38 兼業農家比率(H16年)	2	9	1	88 立図書館外貸出冊数(H16年度) ※	21	14	26
39 農業産出額(H16年)	37	43	45	89 1世帯当り新聞発行部数(H17年)	3	9	5
40 林産物素材生産量(H16年)	42	33	35	90 書籍雑誌購入額(H14年) ※	6	4	15
41 海面漁業生産額(H16年)	25	16	32	91 海外渡航者数(H16年) ※	25	21	22
42 電力使用量(H16年度) ※	1	19	3	92 博物館数(H14年) ※	2	5	11
43 自動車貨物運送トン数(H15年度) ※	2	12	20	93 財政規模(H16年度) ※	20	22	6
44 消費者物価地域差指数(H16年)	23	12	26	94 財政力指数(H14～16年度)	26	21	29
45 勤労者世帯の実収入(H17年)	2	1	16	95 経常収支比率(H16年度)	12	33	39
46 勤労者世帯の消費支出(H17年)	1	5	42	96 公債費負担比率(H16年度)	7	9	15
47 勤労者世帯の貯蓄額(H16年)	21	15	1	97 普通建設事業費(H16年度) ※	17	13	2
48 農家1戸当り農家所得(H15年)	10	6	4	98 県税比率(H15年度)	25	22	28
49 持ち家比率(H12年)	1	20	4	99 租税負担額(H15年度) ※	13	14	18
50 1世帯当り住宅延面積(H12年)	1	6	2	100 個人県民税負担額(H15年度) ※	16	13	17

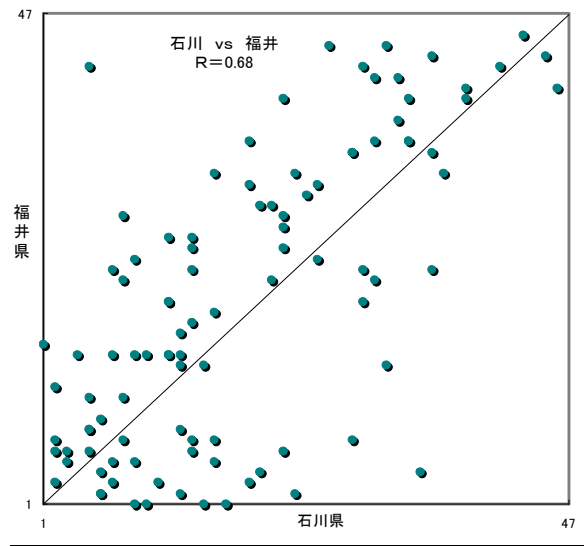
※の指標は、人口当たり

No.83～85の指標は、児童(生徒)1人当たり

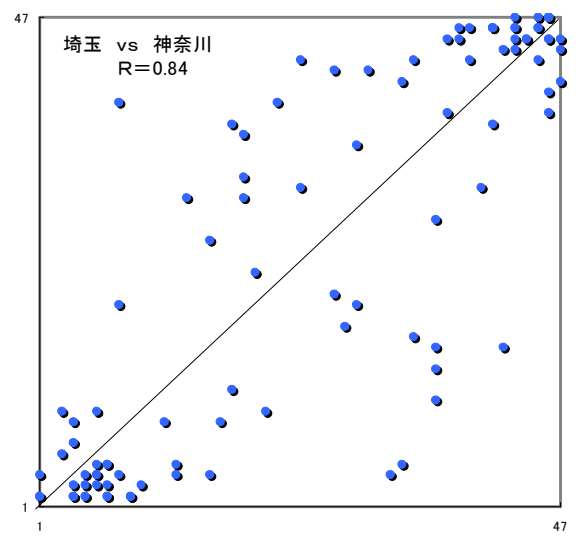
富山県と石川県の相関図



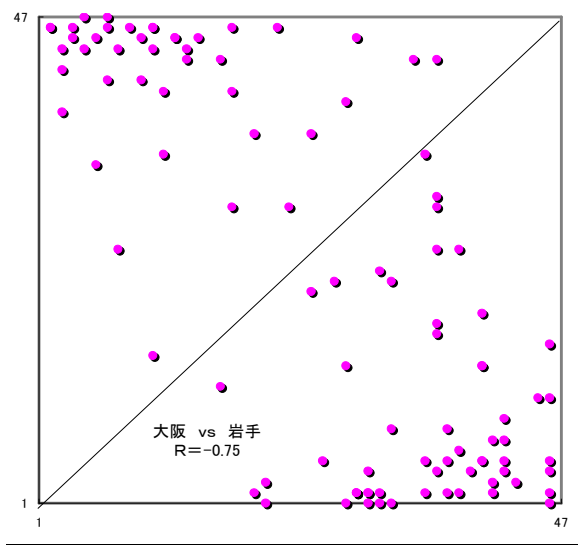
石川県と福井県の相関図



一番正の相関が強い例



一番負の相関が強い例



「100の指標」は、富山県(統計調査課)が毎年公表している統計指標である。

自然、人口、産業、労働、家計、生活環境、災害、安全、福祉、医療、教育、文化、財政の各項目を代表する100個の指標を抽出し、それぞれ都道府県別の順位を算出している。

富山、石川、福井は、それぞれ似通った順位を示す変数が多く、その結果高い相関を示す。

参考 20 100 の指標から見た北陸地域の特性、相対的な位置付け

数字は、それぞれの縦軸と横軸にある都道府県間の相関係数を示している。

- 0.60 は相関係数0.6以上
- 0.50 は相関係数0.5~0.6
- 0.60 は相関係数-0.6以下

													徳島	徳島																																		
													香川	0.34	香川																																	
												愛媛	0.19	0.52	愛媛																																	
											高知	0.50	0.17	0.57	高知																																	
										福岡	-0.25	0.05	-0.11	-0.27	福岡																																	
										佐賀	-0.13	0.25	0.17	0.30	0.22	佐賀																																
										長崎	0.25	0.07	0.46	0.20	-0.03	0.14	長崎																															
										熊本	0.47	0.30	0.13	0.38	0.36	-0.26	0.21	熊本																														
										大分	0.41	0.31	0.26	-0.11	0.48	0.47	0.14	0.52	大分																													
										宮崎	0.46	0.59	0.41	0.42	-0.13	0.50	0.42	0.04	0.32	宮崎																												
										鹿児島	0.70	0.61	0.58	0.59	0.30	-0.04	0.60	0.44	0.05	0.35	鹿児島																											
										沖縄	0.26	0.19	0.00	0.20	0.35	0.20	0.40	0.01	-0.05	-0.02	-0.06	沖縄																										
																										山梨																						
																											長野	0.36																				
																											岐阜	0.41	0.19																			
																												静岡	0.34	0.09	-0.13																	
																												愛知	0.65	0.30	-0.10	-0.10																
																												三重	0.33	0.39	0.54	0.18	0.11															
																												滋賀	0.44	0.31	0.26	0.28	0.04	0.21														
																												京都	0.06	-0.07	0.46	0.14	-0.05	-0.33	-0.25													
																												大阪	0.70	0.14	-0.06	0.68	0.35	-0.08	-0.44	-0.28												
																												兵庫	0.74	0.63	0.16	0.11	0.58	0.33	0.10	-0.32	-0.26											
																												奈良	0.23	0.19	0.37	0.42	0.02	0.03	-0.05	0.13	-0.17	-0.03										
																												和歌山	0.01	-0.24	-0.31	-0.11	-0.25	0.16	-0.37	-0.35	-0.06	0.00	0.35									
																												鳥取	0.24	-0.14	-0.56	-0.48	-0.41	-0.06	-0.16	-0.51	-0.50	-0.12	0.12	0.30								
																												島根	0.64	0.34	0.01	-0.66	-0.69	-0.51	-0.21	-0.19	-0.70	-0.46	-0.16	0.21	0.24							
																												岡山	-0.08	-0.15	0.02	0.00	0.26	0.15	0.18	0.06	0.12	0.19	0.02	-0.03	0.03	0.06						
																												広島	0.34	-0.44	-0.34	-0.15	-0.17	0.51	0.45	0.49	-0.08	0.05	0.39	0.18	-0.09	-0.16	-0.19					
																												山口	0.13	0.08	0.44	0.25	0.07	-0.17	-0.23	-0.22	-0.09	-0.24	-0.15	-0.38	-0.22	-0.31	-0.05	-0.02				
																													0.40	-0.08	0.06	0.44	0.30	0.45	-0.04	-0.37	-0.39	-0.14	-0.28	-0.08	-0.53	-0.38	-0.17	-0.11	0.16			
																														0.25	0.05	0.33	0.17	0.23	0.15	0.03	-0.14	0.00	0.02	-0.10	0.00	-0.15	-0.09	-0.11	-0.13	0.15		
																															0.31	0.22	0.24	0.17	0.10	0.45	-0.26	-0.08	-0.30	-0.13	-0.43	0.04	-0.40	-0.26	-0.08	-0.02	0.07	
																															0.38	-0.08	0.01	0.59	0.44	0.59	-0.21	-0.39	-0.46	-0.27	-0.55	-0.21	-0.59	-0.49	-0.25	-0.02	0.17	
																															-0.08	0.60	0.14	-0.66	-0.43	-0.30	0.05	0.67	0.70	0.61	-0.03	-0.14	0.44	0.13	-0.14	-0.51	-0.47	
																																0.14	-0.22	0.05	0.33	0.46	0.19	-0.13	-0.37	-0.35	-0.38	0.09	-0.09	-0.36	-0.37	-0.12	-0.16	0.26
																																0.11	-0.04	-0.05	0.33	0.18	0.29	-0.01	-0.03	-0.11	-0.10	-0.34	-0.42	-0.46	-0.50	-0.56	-0.30	-0.06
																																0.10	0.08	-0.04	0.16	0.12	0.25	-0.24	-0.23	-0.38	-0.24	-0.31	-0.19	-0.40	-0.39	-0.34	-0.10	-0.20
																																0.47	0.07	0.02	0.35	0.25	0.20	-0.32	-0.30	-0.33	-0.19	-0.49	-0.17	-0.50	-0.42	-0.36	-0.20	-0.01
																																0.14	-0.10	-0.16	0.29	0.21	0.26	-0.31	-0.30	-0.53	-0.42	-0.38	-0.11	-0.49	-0.25	-0.15	-0.04	0.07
																																0.29	-0.05	-0.09	0.33	0.13	0.23	-0.34	-0.22	-0.38	-0.32	-0.64	-0.32	-0.55	-0.44	-0.39	-0.14	-0.12
																																-0.21	0.00	-0.19	-0.24	0.03	-0.10	0.03	0.23	0.23	0.09	-0.03	-0.25	-0.03	-0.13	-0.24	-0.44	-0.19

